

品証規則		品管規則		Q-1-1 原子力品質保証規程			
使用済燃料貯蔵施設に係る使用済燃料貯蔵事業者の設計及び工事に係る品質管理の方法及びその検査のための組織の技術基準に関する規則		原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則		改訂 24 (2018年8月10日施行)	改訂 25 (2021年4月1日施行) (品管規則反映)	改訂 24 と改訂 25 との 差異に係る補足説明	差異要求に対応して いる二次マニュアル
本文	解釈	本文	解釈				
第一章総則 (適用範囲)	第1章総則 第1条(適用範囲)	第一章 総則 (目的)	第1章総則 第1条(目的)	1. 目的	1. 目的	差異なし	—
第一条 この規則は、 使用済燃料貯蔵施設 について適用する。	1 使用済燃料貯蔵施設に係る使用済燃料貯蔵事業者の設計及び工事に係る品質管理の方法及びその検査のための組織の技術基準に関する規則(平成25年原子力規制委員会規則第25号。以下「規則」という。)第1条に規定する「使用済燃料貯蔵施設」とは、「使用済燃料の貯蔵に関する規則(平成12年通商産業省令第112号)第4条第1項第3号に規定する使用済燃料貯蔵設備(その貯蔵能力が核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令(昭和32年政令第324号)第21条に規定する貯蔵能力以上であるものをいう。以下同じ。)本体、使用済燃料の受入れ施設、計測制御系統施設、放射性廃棄物の廃棄施設、放射線管理施設及びその他使用済燃料貯蔵設備の附属施設」である。	第一条 この規則は、原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準を定めることにより、原子力の安全を確保することを目的とする。	1 第1条に規定する「原子力施設」とは、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和32年法律第16号。以下「原子炉等規制法」という。)第2条第7項に規定する原子力施設をいう。	本規程は、リサイクル燃料貯蔵株式会社 が、リサイクル燃料備蓄センターの安全を達成・維持・向上させるため、「原子力発電所における安全のための品質保証規程(JEAC4111-2009)」(以下、「JEAC4111」という。)及び「使用済燃料貯蔵施設に係る使用済燃料貯蔵事業者の設計及び工事に係る品質管理の方法及びその検査のための組織の技術基準に関する規則」に基づき、使用済燃料貯蔵施設の建設活動及び事業開始後の保安活動に係る品質マネジメントシステム(以下、「品質マネジメントシステム」という。)を確立し、実施し、評価確認し、継続的に改善することを目的とする。	本規程は、リサイクル燃料貯蔵株式会社 が、リサイクル燃料備蓄センターの安全を達成・維持・向上させるため、「 原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則及び同規則の解釈 」(以下「 品管規則 」という。)に基づき、使用済燃料貯蔵施設の保安活動に係る品質マネジメントシステム(以下「品質マネジメントシステム」という。)を確立し、実施し、評価確認し、継続的に改善することを目的とする。	JEAC4111 から、品管規則への変更	—
				2. 適用範囲	2. 適用範囲	差異なし	—
				リサイクル燃料貯蔵株式会社における、 図1に示す組織における原子力安全を実現するための建設活動(以下、「建設活動」という。)に適用する。	リサイクル燃料貯蔵株式会社図1に 示す組織における原子力の安全を実現するための 保安活動 に適用する。	保安規定に基づく活動 への変更	—

品証規則		品管規則		Q-1-1 原子力品質保証規程			
使用済燃料貯蔵施設に係る使用済燃料貯蔵事業者の設計及び工事に係る品質管理の方法及びその検査のための組織の技術基準に関する規則		原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則		改訂 24 (2018年8月10日施行)	改訂 25 (2021年4月1日施行) (品管規則反映)	改訂 24 と改訂 25 との 差異に係る補足説明	差異要求に対応して いる二次マニュアル
本文	解釈	本文	解釈				
(定義)	第2条 (定義)	(定義)	第2条 (定義)	3. 用語の定義	3. 用語の定義	差異なし	—
<p>第二条 この規則において使用する用語は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律において使用する用語の例による。</p> <p>2 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p>	<p>1 本規程において使用する用語は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和32年法律第166号)及び規則において使用する用語の例による。</p>	<p>第二条 この規則において使用する用語は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律において使用する用語の例による。</p> <p>2 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p>	<p>1 本規則において使用する用語は、原子炉等規制法及び原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則において使用する用語の例による。</p>	<p>以下を除き、JEAC4111の定義に従う。</p> <p>リサイクル燃料備蓄センター技術協力会議：使用済燃料貯蔵施設の計画を進め、合理的な施設にするとともに、事業開始後の円滑な事業運営を図るために、東京電力ホールディングス(株)と日本原子力発電(株)との間で情報を共有し、必要な技術協力を行う会議のことをいう。</p>	<p>以下を除き品管規則の定義に従う。</p> <p>(1) 使用済燃料貯蔵施設 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第43条の4第2項第2号に規定する使用済燃料貯蔵施設をいう。</p> <p>(2) ニューシア 原子力施設の事故若しくは故障等の情報又は信頼性に関する情報を共有し、活用することにより、事故及び故障等の未然防止を図ることを目的とした、一般社団法人 原子力安全推進協会が運営するデータベース(原子力施設情報公開ライブラリー)のことをいう。</p> <p>(3) リサイクル燃料備蓄センター技術協力会議 使用済燃料貯蔵施設の計画を進め、合理的な施設にするとともに、事業開始後の円滑な事業運営を図るために、使用済燃料貯蔵に係る事業者との間で情報を共有し、必要な技術協力を行う会議のことをいう。</p>	改訂 25 において、(1)(2)を新たに定義	—
—	—	一 「保安活動」とは、原子力施設の保安のための業務として行われる一切の活動をいう。	—	—	—	—	—
—	—	二 「不適合」とは、要求事項に適合していないことをいう。	—	—	—	—	—

品証規則		品管規則		Q-1-1 原子力品質保証規程			
使用済燃料貯蔵施設に係る使用済燃料貯蔵事業者の設計及び工事に係る品質管理の方法及びその検査のための組織の技術基準に関する規則		原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則		改訂 24 (2018年8月10日施行)	改訂 25 (2021年4月1日施行) (品管規則反映)	改訂 24 と改訂 25 との 差異に係る補足説明	差異要求に対応して いる二次マニュアル
本文	解釈	本文	解釈	—	—		
—	—	三 「プロセス」とは、意図した結果を生み出すための相互に関連し、又は作用する一連の活動及び手順をいう。	—	—	—		
一 「品質管理監督システム」とは、使用済燃料貯蔵事業者が品質に関して保安活動を実施する部門(以下「部門」という。)の管理監督を行うための仕組み(安全文化を醸成するための活動を行う仕組みを含む。)をいう。	2 規則第2条第2項第1号に規定する「品質管理監督システム」とは、「工業標準化法(昭和24年法律第185号)に基づく日本工業規格Q9001:2008(以下「JIS Q9001」という。)で使用されている「品質マネジメントシステム」と安全文化を醸成するための活動を行う仕組みが一体化したものをいう。 3 規則第2条第2項第1号に規定する「安全文化を醸成するための活動」には、例えば以下のような活動がある。 ・原子力安全に対する個人及び集団としての決意を表明し、実践すること。 ・原子力安全に対する当事者意識を高めること。 ・信頼、協働、自由な	四 「品質マネジメントシステム」とは、保安活動の計画、実施、評価及び改善に関し、原子力事業者等が自らの組織の管理監督を行うための仕組みをいう。	2 第2項第4号に規定する「原子力事業者等」とは、原子炉等規制法第57条の8に規定する者をいう。 3 第2項第4号に規定する「自らの組織の管理監督を行うための仕組み」には、組織がマネジメントシステムの運用に必要な文書を整備することを含む。	—	—	—	—

品証規則		品管規則		Q-1-1 原子力品質保証規程			
使用済燃料貯蔵施設に係る使用済燃料貯蔵事業者の設計及び工事に係る品質管理の方法及びその検査のための組織の技術基準に関する規則		原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則		改訂 24 (2018年8月10日施行)	改訂 25 (2021年4月1日施行) (品管規則反映)	改訂 24 と改訂 25 との 差異に係る補足説明	差異要求に対応して いる二次マニュアル
本文	解釈	本文	解釈				
	<p>コミュニケーションを奨励し、より良い労働環境条件の改善に努め、人的・組織的問題の報告を重視する開かれた文化を構築すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原子力安全が損なわれることのないように、構築物、系統及び機器の欠陥に関する報告を適切に行うこと。 ・特定された問題及び改善提案に対する迅速な対応を行うこと。 ・組織が、継続的に、安全と安全文化を高め、改善するための手段を持つこと。 ・原子力安全に対する組織及び個人の責任と説明責任を果たすこと。 ・原子力安全に関し、組織のあらゆる階層において問い掛ける姿勢及び学習する姿勢を奨励し、慢心を戒めるための方策を模索し実施すること。 ・組織内での安全及び安全文化に関する重要な要素について共通の理解を促進すること。 						

品証規則		品管規則		Q-1-1 原子力品質保証規程			
使用済燃料貯蔵施設に係る使用済燃料貯蔵事業者の設計及び工事に係る品質管理の方法及びその検査のための組織の技術基準に関する規則		原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則		改訂 24 (2018年8月10日施行)	改訂 25 (2021年4月1日施行) (品管規則反映)	改訂 24 と改訂 25 との 差異に係る補足説明	差異要求に対応して いる二次マニュアル
本文	解釈	本文	解釈				
	<ul style="list-style-type: none"> ・自らの業務及び職場環境に関連したリスクを認識し、起こり得る結果を理解すること。 ・全ての活動において慎重な意志決定をすること。 						
二 「資源」とは、個人の有する知識及び技能並びに技術、設備その他の個別業務（保安活動を構成する個別の業務をいう。以下同じ。）に活用される資源をいう。	—	—	—	—	—		
—	—	五 「原子力の安全のためのリーダーシップ」とは、原子力の安全を確保することの重要性を認識し、組織の品質方針及び品質目標を定めて要員（保安活動を実施する者をいう。以下同じ。）がこれらを達成すること並びに組織の安全文化のあるべき姿を定めて要員が健全な安全文化を育成し、及び維持することに主体的に取り組むことができるよう先導的な役割を果たす能力をいう。	4 第2項第5号に規定する「要員（保安活動を実施する者をいう。以下同じ。）」とは、原子力事業者等の品質マネジメントシステムに基づき、保安活動を実施する組織の内外の者をいう。	—	—	—	—
—	—	六 「是正処置」とは、不適合その他の事象の原	5 第2項第6号及び第7号に規定する「不適合その	—	—	—	—

品証規則		品管規則		Q-1-1 原子力品質保証規程			
使用済燃料貯蔵施設に係る使用済燃料貯蔵事業者の設計及び工事に係る品質管理の方法及びその検査のための組織の技術基準に関する規則		原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則		改訂 24 (2018年8月10日施行)	改訂 25 (2021年4月1日施行) (品管規則反映)	改訂 24 と改訂 25 との 差異に係る補足説明	差異要求に対応して いる二次マニュアル
本文	解釈	本文	解釈				
—	—	因を除去し、その再発を防止するために講ずる措置をいう。	他の事象」には、結果的に不適合には至らなかった事象又は原子力施設に悪影響を及ぼす可能性がある事象を含む。 6 第2項第7号に規定する「原子力施設その他の施設」とは、国内外の原子力施設に加え、火力発電所など広く産業全般に関連する施設をいう(第53条第1項において同じ。)	—	—		
—	—	七「未然防止処置」とは、原子力施設その他の施設における不適合その他の事象から得られた知見を踏まえて、自らの組織で起こり得る不適合の発生を防止するために講ずる措置をいう。		—	—		
—	—	八「一般産業用工業品」とは、原子力施設の安全機能に係る機器、構造物及びシステム並びにそれらの部品(以下「機器等」という。)であって、専ら原子力施設において用いるために設計開発及び製造されたもの以外の工業品をいう。		—	—		
三「品質方針」とは、品質保証の実施のために経営責任者が定め、表明する基本的な方針をいう。	—	—	—	—	—	—	—
四「照査」とは、設定された目標を達成する上での妥当性及	4 規則第2条第2項第4号に規定する「照査」とは、JIS Q	—	—	—	—		

品証規則		品管規則		Q-1-1 原子力品質保証規程					
使用済燃料貯蔵施設に係る使用済燃料貯蔵事業者の設計及び工事に係る品質管理の方法及びその検査のための組織の技術基準に関する規則		原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則		改訂 24 (2018年8月10日施行)		改訂 25 (2021年4月1日施行) (品管規則反映)	改訂 24 と改訂 25 との 差異に係る補足説明	差異要求に対応して いる二次マニュアル	
本文	解釈	本文	解釈						
び有効性を判定することをいう。	9001で使用されている「レビュー」に相当するものである。								
五 「プロセス入力情報」とは、あるプロセス（工業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号）に基づく日本工業規格Q9000のプロセスをいう。以下同じ。）を実施するに当たって提供される、品質管理のために必要な情報等をいう。	5 規則第2条第2項第5号に規定する「プロセス入力情報」とは、JIS Q9001で使用されている「インプット」に相当するものである。	—	—	—	—	—	—	—	—
六 「プロセス出力情報」とは、あるプロセスを実施した結果得られる情報等をいう。	6 規則第2条第2項第6号に規定する「プロセス出力情報」とは、JIS Q9001で使用されている「アウトプット」に相当するものである。	—	—	—	—	—	—	—	—
七「妥当性確認」とは、使用済燃料貯蔵施設並びに手順、プロセスその他の個別業務及び品質管理の方法が期待される結果を与えることを検証することをいう。	—	九「妥当性確認」とは、原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に関して、機器等又は保安活動を構成する個別の業務（以下「個別業務」という。）及びプロセスが実際の使用環境	—	—	—	—	—	—	—

品証規則		品管規則		Q-1-1 原子力品質保証規程			
使用済燃料貯蔵施設に係る使用済燃料貯蔵事業者の設計及び工事に係る品質管理の方法及びその検査のための組織の技術基準に関する規則		原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則		改訂 24 (2018年8月10日施行)	改訂 25 (2021年4月1日施行) (品管規則反映)	改訂 24 と改訂 25 との 差異に係る補足説明	差異要求に対応して いる二次マニュアル
本文	解釈	本文	解釈				
—	—	又は活動において要求事項に適合していることを確認することをいう。	—	—	—	—	—
—	—	(適用範囲)	—	—	—	—	—
—	—	<p>第三条 次章から第六章までの規定は、原子力施設（使用施設等であつて、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令（昭和三十二年政令第三百二十四号。以下「令」という。）第四十一条各号に掲げる核燃料物質を使用しないものを除く。以下同じ。）について適用する。</p> <p>2 第七章の規定は、使用施設等（令第四十一条各号に掲げる核燃料物質を使用しないものに限る。）について適用する。</p>	—	—	—	—	—
第二章品質管理監督システム (品質管理監督システムに係る要求事項)	第2章品質管理監督システム 第3条(品質管理監督システムに係る要求事項)	第二章 品質マネジメントシステム (品質マネジメントシステムに係る要求事項)	第2章 品質マネジメントシステム	4. 品質マネジメントシステム 4.1 一般要求事項	4. 品質マネジメントシステム 4.1 品質マネジメントシステムに係る要求事項	内容に差異なし* (※言い回しの違い 以降同様)	—
第三条 使用済燃料貯蔵事業者は、この規則の規定に従って、品質管理監督システ	1 規則第3条第1項に規定する「品質管理監督システムを確立し、実施するとともに、	第四条 原子力事業者等（使用者であつて、令第四十一条各号に掲げる核燃料物質を使用しな	第4条(品質マネジメントシステムに係る要求事項) 1 第1項に規定する「実	(1) 組織は、この規程の要求事項に従って、品質マネジメントシステムを確立し、文書化し、実施し、かつ、維持する。また、その品質マネジメントシステムの	(1) 組織は、この規程の要求事項に従って、品質マネジメントシステムを確立し、実施するとともに、その実効性を維持するため、その改善	内容に差異なし	—

品証規則		品管規則		Q-1-1 原子力品質保証規程			
使用済燃料貯蔵施設に係る使用済燃料貯蔵事業者の設計及び工事に係る品質管理の方法及びその検査のための組織の技術基準に関する規則		原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則		改訂 24 (2018年8月10日施行)	改訂 25 (2021年4月1日施行) (品管規則反映)	改訂 24 と改訂 25 との 差異に係る補足説明	差異要求に対応して いる二次マニュアル
本文	解釈	本文	解釈				
ムを確立し、実施するとともに、その実効性を維持しなければならない	その実効性を維持しなければならない」とは、「品質管理監督システムで規定した一連のプロセスの運用と管理の結果、保安の確保が維持されているとともに、不適合について品質管理監督システムに起因する原因を究明し、是正処置や予防処置を通じて原因の除去を行う等当該システムの改善を継続的に行うこと」をいう。 また、同項に規定する「実効性を維持」とは、JIS Q 9001で使用されている「有効性を継続的に改善」に相当するものである。	いものを除く。以下同じ。)は、品質マネジメントシステムを確立し、実施するとともに、その実効性を維持するため、その改善を継続的に行わなければならない。	効性を維持する」とは、保安活動の目的が達成される蓋然性が高い計画を立案し、計画どおりに保安活動を実施した結果、計画段階で意図した効果を維持していることをいう。 2 第1項に規定する「品質マネジメントシステムを確立し、実施するとともに、その実効性を維持するため、その改善を継続的に行わなければならない」とは、品質マネジメントシステムに基づき実施した一連のプロセスの運用の結果、原子力の安全の確保が維持されているとともに、不適合その他の事象について品質マネジメントシステムに起因する原因を究明し、是正処置や未然防止処置を通じて原因の除去を行うこと等により、当該システムの改善を継続的に行うことをいう。	有効性を継続的に改善する。	を継続的に行う。		
—	—	2 原子力事業者等は、保安活動の重要度に応じて、品質マネジメントシステムを確立し、運用しなければならない。この場合において、次に掲げる事項を適切に考慮	3 第2項に規定する「保安活動の重要度」とは、事故が発生した場合に原子力施設から放出される放射性物質が人と環境に及ぼす影響の度合いに応じ、第2項第1号から第	(3) 組織は、品質マネジメントシステムの運用において、「使用済燃料貯蔵施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」に基づき、原子力安全に対する重要度（使用済燃料貯蔵施設の安全機能を有する施設のうち基本的安全機能を確保する上で必要な施設、基本的安全機能を	(2) 組織は、「使用済燃料貯蔵施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則第2条第2項」に基づき、使用済燃料貯蔵施設のグレード分けを行い、保安活動の重要度に応じて、品質マネジメントシステムを確立し、運用する。この場合において、次に	内容に差異なし	—

品証規則		品管規則		Q-1-1 原子力品質保証規程			
使用済燃料貯蔵施設に係る使用済燃料貯蔵事業者の設計及び工事に係る品質管理の方法及びその検査のための組織の技術基準に関する規則		原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則		改訂 24 (2018年8月10日施行)	改訂 25 (2021年4月1日施行) (品管規則反映)	改訂 24 と改訂 25 との 差異に係る補足説明	差異要求に対応して いる二次マニュアル
本文	解釈	本文	解釈				
		しなければならない。	3号までに掲げる事項を考慮した原子力施設における保安活動の管理の重み付けをいう。	確保する上で必要な施設を除くその他の安全機能を有する施設及び安全機能を有する施設以外の施設) に応じて、品質マネジメントシステム要求事項の適用の程度についてグレード分けを行う。また、これに基づき資源の適切な配分を行う。なお、グレード分けの決定に際しては、原子力安全に対する重要度に加えて必要に応じて以下の事項を考慮する。	掲げる事項を適切に考慮する。		
—	—	一 原子力施設、組織又は個別業務の重要度及びこれらの複雑さの程度	—	a) プロセス及び使用済燃料貯蔵施設の複雑性、独自性、又は斬新性の程度 b) プロセス及び使用済燃料貯蔵施設の標準化の程度や記録のトレーサビリティの程度 c) 検査又は試験による原子力安全に対する要求事項への適合性の検証可能性の程度 d) 作業又は製造プロセス、要員、要領、及び装置等に対する特別な管理や検査の必要性の程度 e) 事業開始後の使用済燃料貯蔵施設に対する保守、検査及び取替えの難易度	a) 使用済燃料貯蔵施設、組織、又は個別業務の重要度及びこれらの複雑さの程度	内容に差異なし	—
—	—	二 原子力施設若しくは機器等の品質又は保安活動に関連する原子力の安全に影響を及ぼすおそれのあるもの及びこれらに関連する潜在的影響の大きさ	4 第2項第2号に規定する「原子力の安全に影響を及ぼすおそれのあるもの及びこれらに関連する潜在的影響の大きさ」とは、原子力の安全に影響を及ぼすおそれのある自然現象や人為による事象（故意によるものを除く。）及びそれらにより生じ得る影響や結果の大	—	b) 使用済燃料貯蔵施設若しくは機器等の品質又は保安活動に関連する原子力の安全に影響を及ぼすおそれのあるもの及びこれらに関連する潜在的影響の大きさ	改訂 25 において新規追加した。 (原子力の安全に影響を及ぼすおそれのある自然現象等を考慮するもの。)	—

品証規則		品管規則		Q-1-1 原子力品質保証規程			
使用済燃料貯蔵施設に係る使用済燃料貯蔵事業者の設計及び工事に係る品質管理の方法及びその検査のための組織の技術基準に関する規則		原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則		改訂 24 (2018年8月10日施行)	改訂 25 (2021年4月1日施行) (品管規則反映)	改訂 24 と改訂 25 との 差異に係る補足説明	差異要求に対応して いる二次マニュアル
本文	解釈	本文	解釈				
—	—	三 機器等の故障若しくは通常想定されない事象の発生又は保安活動が不適切に計画され、若しくは実行されたことにより起こり得る影響	きさをいう。 5 第2項第3号に規定する「通常想定されない事象」とは、設計上考慮していない又は考慮していても発生し得る事象（人的過誤による作業の失敗等）をいう。	—	c) 機器等の故障若しくは通常想定されない事象の発生又は保安活動が不適切に計画され、若しくは実行されたことにより起こり得る影響	これまでも、ヒューマンエラーによる作業の失敗等も考慮してきた。	Q-2-N1「不適合処置及び是正処置、予防処置マニュアル（改訂11）」 「9. 不適合管理及び是正処置、予防処置」 Q-2-N1「不適合等管理マニュアル（改訂12）」 「11. 未然防止処置（原子力施設その他の施設からの情報の扱い）」
—	—	3 原子力事業者等は、自らの原子力施設に適用される関係法令（以下単に「関係法令」という。）を明確に認識し、この規則に規定する文書その他品質マネジメントシステムに必要な文書（記録を除く。以下「品質マネジメント文書」という。）に明記しなければならない。	—	—	（3）組織は、使用済燃料貯蔵施設に適用される関係法令（以下「関係法令」という。）を「7. 2. 1 個別業務等要求事項として明確にすべき事項」にて明確に認識し、Q-2-D1「文書及び記録管理マニュアル」に基づき品管規則が要求する文書その他品質マネジメントシステムに必要な文書（記録を除く。以下「品質マネジメント文書」という。）に明記する。	これまでも、QMS文書の中で関係法令を明確にしてきた。	Q-2-D1-1「文書及び記録管理マニュアル別冊-1 一次、二次及び三次マニュアルの管理（改訂07）」 「7.2 マニュアルの種類」
2 使用済燃料貯蔵事業者は、次に掲げる業務を行わなければならない。	—	4 原子力事業者等は、品質マネジメントシステムに必要なプロセスを明確にするとともに、そのプロセスを組織に適用することを決定し、次に掲げる業務を行わなければならない。	—	（2）組織は、次の事項を実施する。	（4）組織は、品質マネジメントシステムに必要なプロセスを明確にするとともに、そのプロセスを組織に適用することを決定し、次に掲げる業務を行う。	内容に差異なし	—

品証規則		品管規則		Q-1-1 原子力品質保証規程			
使用済燃料貯蔵施設に係る使用済燃料貯蔵事業者の設計及び工事に係る品質管理の方法及びその検査のための組織の技術基準に関する規則		原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則		改訂 24 (2018年8月10日施行)	改訂 25 (2021年4月1日施行) (品管規則反映)	改訂 24 と改訂 25 との 差異に係る補足説明	差異要求に対応して いる二次マニュアル
本文	解釈	本文	解釈				
一 品質管理監督システムに必要なプロセスの内容（当該プロセスにより達成される結果を含む。）を明らかにするとともに、当該プロセスのそれぞれについてどのように適用されるかについて識別できるようにすること。	—	一 プロセスの運用に必要な情報及び当該プロセスの運用により達成される結果を明確に定めること。	—	a) 品質マネジメントシステムに必要なプロセス及びそれらの組織への適用を表1のとおりとする。	a) プロセスの運用に必要な情報及び当該プロセスの運用により達成される結果を、表2-1及び表2-2に示す品質マネジメント文書に明確にする。	内容に差異なし	—
二 プロセスの順序及び相互の関係を明確にすること。	—	二 プロセスの順序及び相互の関係を明確に定めること。	6 第4項第2号に規定する「プロセスの順序及び相互の関係」には、組織内のプロセス間の相互関係を含む。	b) これらのプロセスの順序及び相互関係を図2のとおりとする。	b) プロセスの順序及び相互関係（組織内のプロセス間の相互関係を含む。）を図2及び表1に明確に示す。	内容に差異なし	—
三 プロセスの実施及び管理の実効性の確保に必要な判定基準及び方法を明確にすること。	2 規則第3条第2項第3号に規定する「実効性」とは、JIS Q 9001で使用されている「効果的」に相当するものである。	三 プロセスの運用及び管理の実効性の確保に必要な原子力事業者等の保安活動の状況を示す指標（以下「保安活動指標」という。）並びに当該指標に係る判定基準を明確に定めること。	7 第4項第3号に規定する「原子力事業者等の保安活動の状況を示す指標」には、原子力規制検査等に関する規則（令和二年原子力規制委員会規則第一号）第5条に規定する安全実績指標（特定核燃料物質の防護に関する領域に係るものを除く。）を含む。	c) これらのプロセスの運用及び管理のいずれもが効果的であることを確実にするために必要な判断基準及び方法を明確にする。	c) プロセスの運用及び管理の実効性の確保に必要な組織の保安活動の状況を示す指標（以下「保安活動指標」という。）並びに当該指標に係る判定基準を明確にする。この保安活動指標には、原子力規制検査等に関する規則第5条に規定する安全実績指標（特定核燃料物質の防護に関する領域に係るものを除く。）を含む。	これまでも、監視測定項目を定め、プロセスの監視測定を実施してきた。	Q-2-A2「セルフアセスメント実施マニュアル（改訂09）」 「9. 監視及び測定とデータの分析」
四 プロセスの実施並びに監視及び測定（以下「監視測定」という。）に必要な資源及び情報が利用できる体制を	—	四 プロセスの運用並びに監視及び測定（以下「監視測定」という。）に必要な資源及び情報が利用できる体制を確保するこ	—	d) これらのプロセスの運用及び監視を支援するために必要な資源及び情報を利用できることを確実にする。	d) プロセスの運用並びに監視及び測定（以下「監視測定」という。）に必要な資源及び情報が利用できる体制を確保する（責任及び権限の明確化を含む。）。	内容に差異なし	—

品証規則		品管規則		Q-1-1 原子力品質保証規程					
使用済燃料貯蔵施設に係る使用済燃料貯蔵事業者の設計及び工事に係る品質管理の方法及びその検査のための組織の技術基準に関する規則		原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則		改訂 24 (2018年8月10日施行)		改訂 25 (2021年4月1日施行) (品管規則反映)	改訂 24 と改訂 25 との 差異に係る補足説明	差異要求に対応して いる二次マニュアル	
本文	解釈	本文	解釈						
確保すること。		と（責任及び権限の明確化を含む。）。							
五 プロセスを監視測定し、及び分析すること。ただし、測定することが困難な場合は、測定することを要しない。	—	五 プロセスの運用状況を監視測定し、分析すること。ただし、監視測定することが困難である場合は、この限りでない。	—	e) これらのプロセスを監視し、適用可能な場合には測定し、分析する。		e) プロセスの運用状況を監視測定し、分析する。ただし、監視測定することが困難である場合は、この限りでない。		内容に差異なし	—
六 プロセスについて、第一号の結果を得るために、及び実効性を維持するために、所要の措置を講ずること。	3 規則第3条第2項第6号に規定する「実効性を維持する」とは、J I S Q 9 0 0 1で使用されている「継続的改善を達成する」に相当するものである。	六 プロセスについて、意図した結果を得、及び実効性を維持するための措置を講ずること。	8 第4項第6号に規定する「実効性を維持するための措置」には、プロセスの変更を含む。	f) これらのプロセスについて、計画どおりの結果を得るため、かつ、継続的改善を達成するために必要な処置をとる。		f) プロセスについて、意図した結果を得、及び実効性を維持するための措置（プロセスの変更を含む。）を講ずる。		内容に差異なし	—
七 品質保証の実施に係るプロセス及び組織を品質管理監督システムと整合的なものとする。	—	七 プロセス及び組織を品質マネジメントシステムと整合的なものとする。	—	g) これらのプロセス及び組織を品質マネジメントシステムと整合がとれたものにする。		g) プロセス及び組織の体制を品質マネジメントシステムと整合的なものとする。		内容に差異なし	—
—	—	八 原子力の安全とそれ以外の事項において意思決定の際に対立が生じた場合には、原子力の安全が確保されるようにすること。	9 第4項第8号に規定する「原子力の安全とそれ以外の事項において意思決定の際に対立が生じた場合には、原子力の安全が確保されるようにする」には、セキュリティ対策が原子力の安全に与える潜在的な影響と原子力の安全に係る対策がセキュリティ対策に与える潜在的な影響を特定し、解決することを含む。	—		h) 原子力の安全とそれ以外の事項において意思決定の際に対立が生じた場合には、原子力の安全が確保されるようにする。これには、セキュリティ対策が原子力の安全に与える潜在的な影響と原子力の安全に係る対策がセキュリティ対策に与える潜在的な影響を特定し、解決することを含む。		改訂25において新規追加した。	—

品証規則		品管規則		Q-1-1 原子力品質保証規程			
使用済燃料貯蔵施設に係る使用済燃料貯蔵事業者の設計及び工事に係る品質管理の方法及びその検査のための組織の技術基準に関する規則		原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則		改訂 24 (2018年8月10日施行)	改訂 25 (2021年4月1日施行) (品管規則反映)	改訂 24 と改訂 25 との 差異に係る補足説明	差異要求に対応して いる二次マニュアル
本文	解釈	本文	解釈				
八 社会科学及び行動科学の知見を踏まえて、保安活動を促進すること。	—	—	—	h) 社会科学及び行動科学の知見を踏まえて、品質マネジメントシステムの運用を促進する。	・削除	—	—
3 使用済燃料貯蔵事業者は、この規則の規定に従って、プロセスを管理しなければならない。	—	—	—	(4) 組織は、これらのプロセスを、この規程に従って運営管理する。	・削除	—	—
—	—	5 原子力事業者等は、健全な安全文化を育成し、及び維持しなければならない。	10 第5項に規定する「健全な安全文化を育成し、及び維持しなければならない」とは、技術的、人的、組織的な要因の相互作用を適切に考慮して、効果的な取組を通じて、次の状態を目指していることをいう。 ・原子力の安全及び安全文化の理解が組織全体で共通のものとなっている。 ・風通しの良い組織文化が形成されている。 ・要員が、自らが行う原子力の安全に係る業務について理解して遂行し、その業務に責任を持っている。 ・全ての活動において、原子力の安全を考慮した意思決定が行われている。 ・要員が、常に問いかけ	—	(5) 組織は、健全な安全文化を育成し、及び維持する。これには、技術的、人的、組織的な要因の相互作用を適切に考慮して、効果的な取組を通じて、次の状態を目指していることをいう。 a) 原子力の安全及び安全文化の理解が組織全体で共通のものとなっている。 b) 風通しの良い組織文化が形成されている。 c) 要員が、自ら行う原子力の安全に係る業務について理解して遂行し、その業務に責任を持っている。 d) 全ての活動において、原子力の安全を考慮した意思決定が行われている。 e) 要員が、常に問いかける姿勢及び学習する姿勢を持ち、原子力の安全に対する自己満足を戒めている。 f) 原子力の安全に影響を及ぼすお	これまでも安全文化醸成活動を実施してきた。 (HTOについては、改訂25において新規追加した(品質方針に盛り込んだ)。 目指す状態は、二次マニュアルに規定しており、今後展開していく。	Q-2-G1「安全文化の醸成に係る活動マニュアル(改訂06)」 「7 安全文化の醸成に係る活動」

品証規則		品管規則		Q-1-1 原子力品質保証規程			
使用済燃料貯蔵施設に係る使用済燃料貯蔵事業者の設計及び工事に係る品質管理の方法及びその検査のための組織の技術基準に関する規則		原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則		改訂 24 (2018年8月10日施行)	改訂 25 (2021年4月1日施行) (品管規則反映)	改訂 24 と改訂 25 との 差異に係る補足説明	差異要求に対応して いる二次マニュアル
本文	解釈	本文	解釈				
			<p>る姿勢及び学習する姿勢を持ち、原子力の安全に対する自己満足を戒めている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原子力の安全に影響を及ぼすおそれのある問題が速やかに報告され、報告された問題が対処され、その結果が関係する要員に共有されている。 ・安全文化に関する内部監査及び自己評価の結果を組織全体で共有し、安全文化を改善するための基礎としている。 ・原子力の安全には、セキュリティが関係する場合があることを認識して、要員が必要なコミュニケーションを取っている。 		<p>そのある問題が速やかに報告され、報告された問題が対処され、その結果が関係する要員に共有されている。</p> <p>g) 安全文化に関する内部監査及び自己評価の結果を組織全体で共有し、安全文化を改善するための基礎としている。</p> <p>h) 原子力の安全にはセキュリティが関係する場合があることを認識して、要員が必要なコミュニケーションを取っている。</p>		
4 使用済燃料貯蔵事業者は、個別業務又は使用済燃料貯蔵施設に係る要求事項(関係法令を含む。以下「個別業務等要求事項」という。)への適合性に影響を及ぼすプロセスを外部委託することとしたときは、当該プロセスが管理されているようにしなければならない。	—	6 原子力事業者等は、機器等又は個別業務に係る要求事項(関係法令を含む。以下「個別業務等要求事項」という。)への適合性に影響を及ぼすプロセスを外部委託することとしたときは、当該プロセスが管理されているようにしなければならない。	—	(5) 組織は、原子力安全の達成に影響を与えるプロセスをアウトソースすることを決めた場合には、「7.4調達」に従ってアウトソースしたプロセスの管理を確実にする。	(6) 組織は、機器等又は個別業務に係る要求事項(関係法令を含む。以下「個別業務等要求事項」という。)への適合性に影響を及ぼすプロセスを外部委託することとしたときは、「7.4 調達」に従って当該プロセスが管理されているようにする。	内容に差異なし	—
5 使用済燃料貯蔵事業者は、前項の管理	—	—	—	—	—	—	—

品証規則		品管規則		Q-1-1 原子力品質保証規程			
使用済燃料貯蔵施設に係る使用済燃料貯蔵事業者の設計及び工事に係る品質管理の方法及びその検査のための組織の技術基準に関する規則		原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則		改訂 24 (2018年8月10日施行)	改訂 25 (2021年4月1日施行) (品管規則反映)	改訂 24 と改訂 25 との 差異に係る補足説明	差異要求に対応して いる二次マニュアル
本文	解釈	本文	解釈				
を、品質管理監督システムの中で識別することができるように規定しなければならない。							
6 使用済燃料貯蔵事業者は、保安のための重要度に応じて、品質管理監督システムに係る要求事項を適切に定めなければならない。	—	—	—	—	—	—	—
7 使用済燃料貯蔵事業者は、保安のための重要度に応じて、資源の適切な配分を行わなければならない。	—	7 原子力事業者等は、保安活動の重要度に応じて、資源の適切な配分を行わなければならない。	—	(3)～また、これに基づき資源の適切な配分を行う。	(7) 組織は、保安活動の重要度に応じて、資源の適切な配分を行う。	内容に差異なし	—
(品質管理監督システムの文書化)	第4条(品質管理監督システムの文書化)	(品質マネジメントシステムの文書化)	(品質マネジメントシステムの文書化)	4.2 文書化に関する要求事項 4.2.1 一般	4.2 品質マネジメントシステムの文書化 4.2.1 一般	内容に差異なし	—
第四条 使用済燃料貯蔵事業者は、前条第一項の規定により品質管理監督システムを確立するときは、次に掲げる文書を作成し、当該文書に規定する事項を実施しなければならない。	—	第五条 原子力事業者等は、前条第一項の規定により品質マネジメントシステムを確立するときは、保安活動の重要度に応じて次に掲げる文書を作成し、当該文書に規定する事項を実施しなければならない。	—	品質マネジメントシステムの文書として以下の事項を含める また、これらの文書体系を図3に示す。 なお、記録は適正に作成する。	組織は、保安活動の重要度に応じて次に掲げる文書を作成し、当該文書に規定する事項を実施する。 また、これらの文書体系を図3に示す。 なお、記録は適正に作成する。	内容に差異なし	—

品証規則		品管規則		Q-1-1 原子力品質保証規程					
使用済燃料貯蔵施設に係る使用済燃料貯蔵事業者の設計及び工事に係る品質管理の方法及びその検査のための組織の技術基準に関する規則		原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則		改訂 24 (2018年8月10日施行)		改訂 25 (2021年4月1日施行) (品管規則反映)	改訂 24 と改訂 25 との 差異に係る補足説明	差異要求に対応して いる二次マニュアル	
本文	解釈	本文	解釈						
一 品質方針表明書及び品質目標表明書	1 規則第4条第1号に規定する「品質方針表明書」とは、JIS Q9001で使用されている「品質方針を文書化したもの」に相当するものである。また、「品質目標表明書」とは、JIS Q9001で使用されている「品質目標を文書化したもの」に相当するものである。	一 品質方針及び品質目標	—	a) 文書化した、品質方針及び品質目標の表明		a) 品質方針及び品質目標		内容に差異なし	—
二 品質管理監督システムを規定する文書（以下「品質管理監督システム基準書」という。）	2 規則第4条第2号に規定する「品質管理監督システム基準書」とは、JIS Q9001で使用されている「品質マニュアル」に相当するものである。	二 品質マネジメントシステムを規定する文書（以下「品質マニュアル」という。）	—	b) 品質マニュアル ① 本規程		b) 品質マニュアル ① 本規程		内容に差異なし	—
三 プロセスについての実効性のある計画的な実施及び管理がなされるようにするために必要な文書	3 規則第4条第3号に規定する「実効性のある計画的な実施」とは、JIS Q9001で使用されている「効果的な計画、運用」に相当するものである。	三 実効性のあるプロセスの計画的な実施及び管理がなされるようにするために必要な文書	—	d) 組織内のプロセスの効果的な計画、運用及び管理を確実に実施するために、必要と決定した記録を含む文書 ① 以下の文書 ② 要領、要項、手引等の手順書 ③ 部門作成文書 ④ 外部文書 ⑤ 上記①②③④で規定する記録		c) 実効性のあるプロセスの計画的な実施及び管理がなされるようにするために、組織が必要と決定した記録を含む文書 ① 以下の文書 ② 要領、手引等の手順書 ③ 部門作成文書 ④ 外部文書 ⑤ 上記①②③④で規定する記録		内容に差異なし	—
四 この規則に規定する手順書及び記録	—	四 この規則に規定する手順書、指示書、図面等（以下「手順書等」という。）	—	c) JEAC4111 が要求する“文書化された手順”である以下の文書及び記録		d) 品管規則が要求する「表2-1に示す文書（手順書（記録を含む））、指示書、図面等」（以下「手順書等」という。）		内容に差異なし	—

品証規則		品管規則		Q-1-1 原子力品質保証規程			
使用済燃料貯蔵施設に係る使用済燃料貯蔵事業者の設計及び工事に係る品質管理の方法及びその検査のための組織の技術基準に関する規則		原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則		改訂 24 (2018年8月10日施行)	改訂 25 (2021年4月1日施行) (品管規則反映)	改訂 24 と改訂 25 との 差異に係る補足説明	差異要求に対応して いる二次マニュアル
本文	解釈	本文	解釈				
(品質管理監督システム基準書)	第5条(品質管理監督システム基準書)	(品質マニュアル)	(品質マニュアル) 第6条(品質マニュアル)	4.2.2 品質マニュアル	4.2.2 品質マニュアル	差異なし	—
第五条 使用済燃料貯蔵事業者は、品質管理監督システム基準書に、次に掲げる事項を記載しなければならない。	1 規則第5条第6号に規定する「品質管理監督システムの範囲」とは、「品質管理監督システムに関する組織上の適用範囲と活動内容上の適用範囲の双方」をいう。	第六条 原子力事業者等は、品質マニュアルに次に掲げる事項を定めなければならない。	—	組織は、品質マニュアルとして本規程を作成し、維持する。制定・改訂権限者は社長とする。	(1) 組織は、品質マニュアルとして本規程を作成し、維持する。制定・改訂権限者は社長とする。 (2) 組織は、品質マニュアルに、次に掲げる事項を定める。	内容に差異なし	—
一 品質保証の実施に係る組織に関する事項	—	一 品質マネジメントシステムの運用に係る組織に関する事項	—	—	a) 品質マネジメントシステムの運用に係る組織に関する事項	これまでも、Q-1-1 原子力品質保証規程に、a)～e)に関する事項を定めてきた。	Q-1-1「原子力品質保証規程(改訂24)」 「図1. 品質マネジメントシステム体制図」 「8.2.3 プロセスの監視及び測定」 「2. 適用範囲」
二 保安活動の計画に関する事項	—	二 保安活動の計画、実施、評価及び改善に関する事項	—	—	b) 保安活動の計画、実施、評価及び改善に関する事項		
三 保安活動の実施に関する事項	—	三 品質マネジメントシステムの適用範囲	1 第3号に規定する「品質マネジメントシステムの適用範囲」とは、品質マネジメントシステムに関する組織上の適用範囲と活動内容上の適用範囲の双方をいう。	—	c) 品質マネジメントシステムの適用範囲		
四 保安活動の評価に関する事項	—	四 品質マネジメントシステムのために作成した手順書等の参照情報	—	—	d) 品質マネジメントシステムのために作成した手順書等の参照情報		
五 保安活動の改善に関する事項	—	五 プロセスの相互の関係	—	—	e) プロセスの相互の関係		
六 品質管理監督システムの範囲	—	—	—	—	—		
七 品質管理監督システムのために作成した手順書の内容又は当該手順書の文書番号その他参照情報	—	—	—	—	—	「4.2.1 一般」	
八 各プロセスの相互の関係	—	—	—	—	—	「図2. 品質マネジメントシステムにおけるプロセス間の相互関係」	
(文書の管理)	—	(文書の管理)	(文書の管理)	4.2.3 文書管理	4.2.3 文書の管理	内容に差異なし	—

品証規則		品管規則		Q-1-1 原子力品質保証規程					
使用済燃料貯蔵施設に係る使用済燃料貯蔵事業者の設計及び工事に係る品質管理の方法及びその検査のための組織の技術基準に関する規則		原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則		改訂 24 (2018年8月10日施行)	改訂 25 (2021年4月1日施行) (品管規則反映)	改訂 24 と改訂 25 との 差異に係る補足説明	差異要求に対応して いる二次マニュアル		
本文	解釈	本文	解釈						
第六条 使用済燃料貯蔵事業者は、この規則に規定する文書その他品質管理監督システムに必要な文書（記録を除く。以下「品質管理監督文書」という。）を管理しなければならない。		第七条 原子力事業者等は、品質マネジメント文書を管理しなければならない。	1 第1項に規定する「品質マネジメント文書を管理しなければならない」には、次の事項を含む。 ・組織として承認されていない文書の使用又は適切でない変更の防止 ・文書の組織外への流出等の防止 ・品質マネジメント文書の発行及び改訂に係る審査の結果、当該審査の結果に基づき講じた措置並びに当該発行及び改訂を承認した者に関する情報の維持	(1) 組織は、品質マネジメントシステムで必要とされる文書を遵守するために、Q-2-D1「文書及び記録管理マニュアル」に基づき、使用済燃料貯蔵施設の建設活動及び事業開始後の保安活動の重要度に応じて管理する。また、記録は、4.2.4に規定する要求事項に従って管理する。	(1) 組織は、品質マネジメント文書を、以下の事項を含め、Q-2-D1「文書及び記録管理マニュアル」に基づき管理する。	内容に差異なし	—		
				—	a) 組織として承認されていない文書の使用又は適切でない変更の防止			これまでも、承認されていない文書の使用や適切でない変更を防止する管理を実施してきた。	Q-2-D1「文書及び記録管理マニュアル(改訂08)」 「7.4 文書管理上の注意事項」
				—	b) 文書の組織外への流出等の防止			これまでも、文書の流出等の防止を実施してきた。	Q-2-D1「文書及び記録管理マニュアル(改訂08)」 「11. 機密保持」 A-1-22「知的財産管理規程(改訂03)」 「3. 知的財産の流出防止」
—	c) 品質マネジメント文書の発行及び改訂に係る審査の結果、当該審査の結果に基づき講じた措置並びに当該発行及び改訂を承認した者に関する情報の維持	これまでも、審査の結果に基づき講じた措置並びに当該発行及び改訂を承認した者に関する情報の維持を、行ってきた。	Q-2-D1「文書及び記録管理マニュアル(改訂08)」 「7.2 文書の作成」 Q-3-S1-1「品質保証委員会運営要領(改訂12)」 「7.5 事務局」 Q-3-S1-11「使用済燃料貯蔵施設保安委員会運営要領(改訂07)」 「7.5 保安委員会の事務局」						

品証規則		品管規則		Q-1-1 原子力品質保証規程			
使用済燃料貯蔵施設に係る使用済燃料貯蔵事業者の設計及び工事に係る品質管理の方法及びその検査のための組織の技術基準に関する規則		原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則		改訂 24 (2018年8月10日施行)	改訂 25 (2021年4月1日施行) (品管規則反映)	改訂 24 と改訂 25 との 差異に係る補足説明	差異要求に対応して いる二次マニュアル
本文	解釈	本文	解釈				
2 使用済燃料貯蔵事業者は、次に掲げる業務に必要な管理を定めた手順書を作成しなければならない。	—	2 原子力事業者等は、要員が判断及び決定をするに当たり、適切な品質マネジメント文書を利用できるよう、品質マネジメント文書に関する次に掲げる事項を定めた手順書等を作成しなければならない。	2 第2項に規定する「適切な品質マネジメント文書を利用できる」には、文書改訂時等の必要な時に当該文書作成時に使用した根拠等の情報が確認できることを含む。	(2) 次の活動に必要な管理を Q-2-D1「文書及び記録管理マニュアル」に規定する。	(2) 組織は、要員が判断及び決定をするに当たり、適切な品質マネジメント文書を利用できる(文書改訂時等の必要な時に当該文書作成時に使用した根拠等の情報が確認できることを含む。) よう、品質マネジメント文書に関する次に掲げる事項を定めた Q-2-D1「文書及び記録管理マニュアル」を作成する。	これまでも、改訂履歴として残してきた。今後より明確に根拠を記載する。	Q-2-D1「文書及び記録管理マニュアル(改訂08)」 「7.2 文書の作成」
一品質管理監督文書を発行するに当たり、当該文書の妥当性を照査し、その発行を承認すること。	—	一品質マネジメント文書を発行するに当たり、その妥当性を審査し、発行を承認すること。	—	a) 発行前に、適切かどうかの観点から文書をレビューし、承認する。	a) 品質マネジメント文書を発行するに当たり、その妥当性を審査し、発行を承認する。	内容に差異なし	—
二 品質管理監督文書について所要の照査を行い、更新を行うに当たり、その更新を承認すること。	—	二 品質マネジメント文書の改訂の必要性について評価するとともに、改訂に当たり、その妥当性を審査し、改訂を承認すること。	3 第2項第2号に規定する「改訂に当たり、その妥当性を審査し、改訂を承認する」とは、第1号と同様に改訂の妥当性を審査し、承認することをいう。	b) 文書をレビューする。また、必要に応じて更新し、再承認する。	b) 品質マネジメント文書の改訂の必要性について評価するとともに、改訂に当たり、その妥当性を審査し、改訂を承認「a」と同様に改訂の妥当性を審査し、承認することをいう。」する。	これまでも、品質マネジメント文書の改訂の必要性について評価するとともに、改訂に当たり、その妥当性を審査し、改訂の承認を行ってきた。	Q-2-D1「文書及び記録管理マニュアル(改訂08)」 「7.2 文書の作成」
—	—	三 前二号の審査及び前号の評価には、その対象となる文書に定められた活動を実施する部門の要員を参画させること。	4 第2項第3号に規定する「部門」とは、原子力施設の保安規定に規定する組織の最小単位をいう。	—	c) 品質マネジメント文書の審査及び評価には、その対象となる文書に定められた活動を実施する部門の要員を参画させる。	これまでも、意見募集や品質保証委員会・使用済燃料貯蔵施設保安委員会で審議することにより実施してきた。	Q-2-D1「文書及び記録管理マニュアル(改訂08)」 「7.2 文書の作成」
三 品質管理監督文書の変更内容及び最新の改訂状況が識別できるようにすること。	—	四 品質マネジメント文書の改訂内容及び最新の改訂状況を識別できるようにすること。	—	c) 文書の変更の識別及び現在有効な版の識別を確実にする。	d) 品質マネジメント文書の改訂内容及び最新の改訂状況を識別できるようにする。	内容に差異なし	—
四 改訂のあった品質管理監督文書を使用する場合において、	—	五 改訂のあった品質マネジメント文書を利用する場合において、当	—	d) 該当する文書の適切な版が、必要なときに、必要なところで使用可能な状態にあることを確実にする。	e) 改訂のあった品質マネジメント文書を利用する場合には、当該文書の適切な制定版又は改訂版	内容に差異なし	—

品証規則		品管規則		Q-1-1 原子力品質保証規程			
使用済燃料貯蔵施設に係る使用済燃料貯蔵事業者の設計及び工事に係る品質管理の方法及びその検査のための組織の技術基準に関する規則		原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則		改訂 24 (2018年8月10日施行)	改訂 25 (2021年4月1日施行) (品管規則反映)	改訂 24 と改訂 25 との 差異に係る補足説明	差異要求に対応して いる二次マニュアル
本文	解釈	本文	解釈				
当該文書の適切な改訂版が利用できる体制を確保すること。		該文書の適切な制定版又は改訂版が利用しやすい体制を確保すること。			が利用しやすい体制を確保する。		
五 品質管理監督文書が読みやすく、容易に内容を把握することができる状態にあることを確保すること。	—	六 品質マネジメント文書を、読みやすく容易に内容を把握することができるようにすること。	—	e) 文書は、読みやすくかつ容易に識別可能な状態であることを確実にする。	f) 品質マネジメント文書を、読みやすく容易に内容を把握することができるようにする。	内容に差異なし	—
六 外部で作成された品質管理監督文書を識別し、その配付を管理すること。	—	七 組織の外部で作成された品質マネジメント文書を識別し、その配付を管理すること。	—	f) 品質マネジメントシステムの計画及び運用のために組織が必要と決定した外部からの文書を明確にし、その配付が管理されていることを確実にする。	g) 組織の外部で作成された品質マネジメント文書を識別し、その配付を管理する。	内容に差異なし	—
七 廃止した品質管理監督文書が意図に反して使用されることを防止すること。この場合において、当該文書を保持するときは、その目的にかかわらず、これを識別すること。	—	八 廃止した品質マネジメント文書が使用されることを防止すること。この場合において、当該文書を保持するときは、その目的にかかわらず、これを識別し、管理すること。	—	g) 廃止文書が誤って使用されないようにする。また、これらを何らかの目的で保持する場合には、適切な識別をする。	h) 廃止した品質マネジメント文書が使用されることを防止する。この場合において、当該文書を保持するときは、その目的にかかわらず、これを識別し、管理する。	内容に差異なし	—
(記録の管理)	第7条 (記録の管理)	(記録の管理)	(記録の管理)	4.2.4 記録の管理	4.2.4 記録の管理	差異なし	—
第七条 使用済燃料貯蔵事業者は、この規則に規定する記録 その他要求事項への適合及び品質管理監督システムの実効性のある実施を実証する記録の対象を明らかにするとともに、当該記録を、読みや	1 規則第7条第1項に規定する「実効性のある実施」とは、JIS Q 9001で使用されている「効果的運用」に相当するものである。	第八条 原子力事業者等は、この規則に規定する個別業務等要求事項への適合及び品質マネジメントシステムの実効性を実証する記録を明確にするとともに、当該記録を、読みやすく容易に内容を把握することができ、かつ、検索するこ	—	(1) 組織は、要求事項への適合及び品質マネジメントシステムの効果的運用の証拠を示すために作成する記録の対象を明確にし、管理する。 (3) 記録は、読みやすく、容易に識別可能かつ検索可能であるようにする。	(1) 組織は、品管規則に規定する個別業務等要求事項への適合及び品質マネジメントシステムの実効性を実証する記録を明確にするとともに、当該記録を、読みやすく容易に内容を把握することができ、かつ、検索することができるように作成し、保安活動の重要度に応じてこれを管理する。	内容に差異なし	—

品証規則		品管規則		Q-1-1 原子力品質保証規程			
使用済燃料貯蔵施設に係る使用済燃料貯蔵事業者の設計及び工事に係る品質管理の方法及びその検査のための組織の技術基準に関する規則		原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則		改訂 24 (2018年8月10日施行)	改訂 25 (2021年4月1日施行) (品管規則反映)	改訂 24 と改訂 25 との 差異に係る補足説明	差異要求に対応して いる二次マニュアル
本文	解釈	本文	解釈				
すぐ容易に内容を把握することができ、かつ、検索することができるように作成し、これを管理しなければならない。		とができるように作成し、保安活動の重要度に応じてこれを管理しなければならない。					
2 使用済燃料貯蔵事業者は、前項の記録の識別、保存、保護、検索、保存期間及び廃棄に関し所要の管理を定めた手順書を作成しなければならない。	—	2 原子力事業者等は、前項の記録の識別、保存、保護、検索及び廃棄に関し、所要の管理の方法を定めた手順書等を作成しなければならない。	—	(2) 記録の識別、保管、保護、検索、保管期間及び廃棄に関して必要な管理をQ-2-D1「文書及び記録管理マニュアル」に規定する。	(2) 組織は、(1)の記録の識別、保存、保護、検索及び廃棄に関し、所要の管理の方法を定めたQ-2-D1「文書及び記録管理マニュアル」を作成する。	内容に差異なし	—
第三章経営責任者の責任 (経営責任者の関与)	第3章経営責任者の責任 第8条(経営責任者の関与)	第三章 経営責任者等の責任 (経営責任者の原子力の安全のためのリーダーシップ)	第3章 経営責任者等の責任 第9条(経営責任者の原子力の安全のためのリーダーシップ)	5. 経営者の責任 5.1 経営者のコミットメント	5. 経営責任者等の責任 5.1 経営責任者の原子力の安全のためのリーダーシップ	内容に差異なし	—
第八条 経営責任者は、品質管理監督システムの確立及び実施並びにその実効性の維持に指導力及び責任を持って関与していることを、次に掲げる業務を行うことによって実証しなければならない。	1 規則第8条に規定する「実効性の維持」とは、JIS Q 9001で使用されている「有効性を継続的に改善」に相当するものである。	第九条 経営責任者は、原子力の安全のためのリーダーシップを発揮し、責任を持って品質マネジメントシステムを確立させ、実施させるとともに、その実効性を維持していることを、次に掲げる業務を行うことによって実証しなければならない。	—	社長は、品質マネジメントシステムの構築及び実施、並びにその有効性を継続的に改善することに対するコミットメントの証拠を、次の事項によって示す。	社長は、原子力の安全のためのリーダーシップを発揮し、責任を持って品質マネジメントシステムを確立させ、実施させるとともに、その実効性を維持していることを、次に掲げる業務を行うことによって実証する。	内容に差異なし	—
一 品質方針を定めること。	—	一 品質方針を定めること。	—	b) 品質方針を設定する。	a) 品質方針を定める。	内容に差異なし	—
二 品質目標が定められているようにすること。	—	二 品質目標が定められているようにすること。	—	c) 品質目標が設定されることを確実にする。	b) 品質目標が定められているようにする。	内容に差異なし	—
三 安全文化を醸成す	2 規則第8条第3	三 要員が、健全な安全	1 第3号に規定する「要	f) 安全文化を醸成するための活動を促	c) 要員が、健全な安全文化を育成	内容に差異なし	—

品証規則		品管規則		Q-1-1 原子力品質保証規程			
使用済燃料貯蔵施設に係る使用済燃料貯蔵事業者の設計及び工事に係る品質管理の方法及びその検査のための組織の技術基準に関する規則		原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則		改訂 24 (2018年8月10日施行)	改訂 25 (2021年4月1日施行) (品管規則反映)	改訂 24 と改訂 25 との 差異に係る補足説明	差異要求に対応して いる二次マニュアル
本文	解釈	本文	解釈				
<p>るための活動を促進すること。</p>	<p>号に規定する「安全文化を醸成するための活動」には、例えば以下のような活動がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原子力安全に対する個人及び集団としての決意を表明し、実践すること。 ・原子力安全に対する当事者意識を高めること。 ・信頼、協働、自由なコミュニケーションを奨励し、より良い労働環境条件の改善に努め、人的・組織的問題の報告を重視する開かれた文化を構築すること。 ・原子力安全が損なわれることのないように、構築物、系統及び機器の欠陥に関する報告を適切に行うこと。 ・特定された問題及び改善提案に対する迅速な対応を行うこと。 ・組織が、継続的に、安全と安全文化を高め、改善するための手段を持つこと。 ・原子力安全に対する組織及び個人の責任と説明責任を果たす 	<p>文化を育成し、及び維持することに貢献できるようにすること。</p>	<p>員が、健全な安全文化を育成し、及び維持することに貢献できるようにすること」とは、要員が健全な安全文化を育成し、維持する取組に参画できる環境を整えていることをいう。</p>	<p>進する。</p>	<p>し、及び維持することに貢献できるようにする。</p>		

品証規則		品管規則		Q-1-1 原子力品質保証規程			
使用済燃料貯蔵施設に係る使用済燃料貯蔵事業者の設計及び工事に係る品質管理の方法及びその検査のための組織の技術基準に関する規則		原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則		改訂 24 (2018年8月10日施行)	改訂 25 (2021年4月1日施行) (品管規則反映)	改訂 24 と改訂 25 との 差異に係る補足説明	差異要求に対応して いる二次マニュアル
本文	解釈	本文	解釈				
	<p>こと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原子力安全に関し、組織のあらゆる階層において問い掛ける姿勢及び学習する姿勢を奨励し、慢心を戒めるための方策を模索し実施すること。 ・組織内での安全及び安全文化に関する重要な要素について共通の理解を促進すること。 ・自らの業務及び職場環境に関連したリスクを認識し、起こり得る結果を理解すること。 ・全ての活動において慎重な意志決定をすること。 						
四 第十七条第一項に規定する照査を実施すること。	—	四 第十八条に規定するマネジメントレビューを実施すること。	—	d) マネジメントレビューを実施する。	d) 5. 6. 1に規定するマネジメントレビューを実施する。	内容に差異なし	—
五 資源が利用できる体制を確保すること。	—	五 資源が利用できる体制を確保すること。	—	e) 資源が利用できることを確実にする。	e) 資源が利用できる体制を確保する。	内容に差異なし	—
六 関係法令を遵守することその他原子力の安全を確保することの重要性を、保安活動を実施する者（以下「職員」という。）に周知すること。	—	六 関係法令を遵守することその他原子力の安全を確保することの重要性を要員に周知すること。	—	a) 法令・規制要求事項を満たすことは当然のこととして、原子力安全の重要性を組織内に周知する。	f) 関係法令を遵守することその他原子力の安全を確保することの重要性を要員に周知する。	内容に差異なし	—

品証規則		品管規則		Q-1-1 原子力品質保証規程			
使用済燃料貯蔵施設に係る使用済燃料貯蔵事業者の設計及び工事に係る品質管理の方法及びその検査のための組織の技術基準に関する規則		原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則		改訂 24 (2018年8月10日施行)	改訂 25 (2021年4月1日施行) (品管規則反映)	改訂 24 と改訂 25 との 差異に係る補足説明	差異要求に対応して いる二次マニュアル
本文	解釈	本文	解釈				
—	—	七 保安活動に関する担当業務を理解し、遂行する責任を有することを要員に認識させること。	—	—	g) 保安活動に関する担当業務を理解し、遂行する責任を有することを要員に認識させる。	これまでも、社長と要員との「社長コミュニケーション」の中で実施してきた。	—
—	—	八 全ての階層で行われる決定が、原子力の安全の確保について、その優先順位及び説明する責任を考慮して確実に行われるようにすること。	—	—	h) 全ての階層で行われる決定が、原子力の安全の確保について、その優先順位及び説明する責任を考慮して確実に行われるようにする。	これまでも、品質方針の中で、原子力の安全を最優先にすることを謳ってきた。	—
(原子力の安全の確保の重視)	—	(原子力の安全の確保の重視)	(原子力の安全の確保の重視)	5.2 原子力安全の重視	5.2 原子力安全の確保の重視	内容に差異なし	—
第九条 経営責任者は、個別業務等要求事項が明確にされ、かつ、個別業務及び使用済燃料貯蔵施設が当該要求事項に適合しているようにしなければならない。	—	第十条 経営責任者は、組織の意思決定に当たり、機器等及び個別業務が個別業務等要求事項に適合し、かつ、原子力の安全がそれ以外の事由により損なわれないようにしなければならない。	1 第10条に規定する「原子力の安全がそれ以外の事由により損なわれない」とは、例えば、コスト、工期等によって原子力の安全が損なわれないことをいう。	社長は、原子力安全を最優先に位置付け、業務・使用済燃料貯蔵施設に対する要求事項が決定され、満たされていることを確実にする(7.2.1及び8.2.1参照)。	社長は、組織の意思決定に当たり、機器等及び個別業務が個別業務等要求事項に適合し、かつ、原子力の安全がそれ以外の事由により損なわれないようにする。	内容に差異なし	—
(品質方針)	第10条 (品質方針)	(品質方針)	(品質方針)	5.3 品質方針	5.3 品質方針	差異なし	—
第十条 経営責任者は、品質方針が次に掲げる条件に適合しているようにしなければならない。	—	第十一条 経営責任者は、品質方針が次に掲げる事項に適合しているようにしなければならない。	1 第11条に規定する「品質方針」には、健全な安全文化を育成し、及び維持することに関するものを含む。この場合において、技術的、人的及び組織的要因並びにそれらの間の相互作用が原子力の安全に対して影響を	社長は、品質方針について、次の事項を確実にする。	社長は、品質方針(健全な安全文化を育成し、及び維持することに関するもの(この場合において、技術的、人的、及び組織的要因並びにそれらの間の相互作用が原子力の安全に対して影響を及ぼすものであることを考慮し、組織全体の安全文化のあるべき姿を目指して設定していること。)を含む。)が次に掲げる事項	改訂 25 において新規追加した。 (HTO は、品質方針に盛り込み、要員に対しその意味を説明している。)	—

品証規則		品管規則		Q-1-1 原子力品質保証規程			
使用済燃料貯蔵施設に係る使用済燃料貯蔵事業者の設計及び工事に係る品質管理の方法及びその検査のための組織の技術基準に関する規則		原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則		改訂 24 (2018年8月10日施行)	改訂 25 (2021年4月1日施行) (品管規則反映)	改訂 24 と改訂 25 との 差異に係る補足説明	差異要求に対応して いる二次マニュアル
本文	解釈	本文	解釈				
			及ぼすものであることを考慮し、組織全体の安全文化のあるべき姿を目指して設定していること。		に適合しているようにする。		
一 品質保証の実施に係る使用済燃料貯蔵事業者の意図に照らし適切なものであること。	—	一 組織の目的及び状況に対して適切なものであること。	2 第1号に規定する「組織の目的及び状況に対して適切なものであること」には、組織運営に関する方針と整合的なものであることを含む。	a) リサイクル燃料貯蔵株式会社の経営理念に対して適切である。 f) 組織運営に関する方針と整合がとれている。	a) 組織の目的及び状況に対して適切なものである(組織運営に関する方針と整合的であることを含む)。	内容に差異なし	—
二 要求事項への適合及び品質管理監督システムの実効性の維持に責任を持って関与することを規定していること。	1 規則第10条第2号に規定する「実効性の維持」とは、JIS Q9001で使用されている「有効性を継続的に改善」に相当するものがある。	二 要求事項への適合及び品質マネジメントシステムの実効性の維持に経営責任者が責任を持って関与すること。	—	b) 要求事項への適合及び品質マネジメントシステムの有効性の継続的な改善に対するコミットメントを含む。	b) 要求事項への適合及び品質マネジメントシステムの実効性の維持に社長が責任を持って関与する。	内容に差異なし	—
三 品質目標を定め、照査するに当たっての枠組みとなるものであること。	—	三 品質目標を定め、評価するに当たっての枠組みとなるものであること。	—	c) 品質目標の設定及びレビューのための枠組みを与える。	c) 品質目標を定め、評価するに当たっての枠組みとなるものである。	内容に差異なし	—
四 職員に周知され、理解されていること	—	四 要員に周知され、理解されていること。	—	d) 組織全体に伝達され、理解される。	d) 要員に周知され、理解されている。	内容に差異なし	—
五 妥当性を維持するために照査されていること。	—	五品質マネジメントシステムの継続的な改善に経営責任者が責任を持って関与すること。	—	e) 適切性の持続のためにレビューされる。	e) 品質マネジメントシステムの継続的な改善に社長が責任を持って関与する。	内容に差異なし	—
六 組織運営に関する方針と整合的なものであること。	2 規則第10条第6号に規定する「組織運営に関する方針と整合的なものであること」とは、「The Management System for	(第11条に包含された。)	—	—	—	—	—

品証規則		品管規則		Q-1-1 原子力品質保証規程				
使用済燃料貯蔵施設に係る使用済燃料貯蔵事業者の設計及び工事に係る品質管理の方法及びその検査のための組織の技術基準に関する規則		原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則		改訂 24 (2018年8月10日施行)		改訂 25 (2021年4月1日施行) (品管規則反映)	改訂 24 と改訂 25 との 差異に係る補足説明	差異要求に対応して いる二次マニュアル
本文	解釈	本文	解釈					
	Facilities and Activities, Safety Standards Series No. GS-R-3(2006) の統合マネジメントシステムの目的を達成するために、原子力の安全に影響を及ぼす可能性のある要素を考慮して、安全性が損なわれないように管理すること」をいう。							
(品質目標)	—	(品質目標)	(品質目標)	5.4 計画 5.4.1 品質目標		5. 4 計画 5. 4. 1 品質目標	差異なし	—
第十一条 経営責任者は、部門において、品質目標（個別業務等要求事項への適合のために必要な目標を含む。）が定められているようにしなければならない。	—	第十二条 経営責任者は、部門において、品質目標（個別業務等要求事項への適合のために必要な目標を含む。）が定められているようにしなければならない。	1 第1項に規定する「品質目標（個別業務等要求事項への適合のために必要な目標を含む。）が定められている」には、品質目標を達成するための計画として、次の事項を含む。 ・実施事項 ・必要な資源 ・責任者 ・実施事項の完了時期 ・結果の評価方法	(1) 社長は、組織内のしかるべき部門及び階層で、業務・使用済燃料貯蔵施設に対する要求事項を満たすために必要なものを含む品質目標（7.1 (3) a) 参照）を設定することを確実にするために、Q-2-A2「セルフアセスメント実施マニュアル」を定めさせる。		(1) 社長は、Q-2-A2「セルフアセスメント実施マニュアル」に基づき、部門において、品質目標（個別業務等要求事項への適合のために必要な目標を含む。）が定められているようにする。 これには、品質目標を達成するための計画として、次の事項を含む。 a) 実施事項 b) 必要な資源 c) 責任者 d) 実施事項の完了時期 e) 結果の評価方法	これまで、a)～e)を品質目標に含めてきた。	Q-2-A2「セルフアセスメント実施マニュアル（改訂09）」 「8.1 品質目標の設定」
2 経営責任者は、品質目標を、その達成状況を評価しうるものであって、かつ、品質方針と整合的なものとしなければならない。	—	2 経営責任者は、品質目標が、その達成状況を評価し得るものであって、かつ、品質方針と整合的なものとなるようにしなければならない。	2 第2項に規定する「その達成状況を評価し得る」とは、品質目標の達成状況を監視測定し、その達成状況を評価できる状態にあることをいう。	(2) 品質目標は、その達成度が判定可能で、品質方針との整合がとれていること。		(2) 社長は、品質目標が、その達成状況を評価し得るものであって、かつ、品質方針と整合的なものとなるようにする。	内容に差異なし	—

品証規則		品管規則		Q-1-1 原子力品質保証規程			
使用済燃料貯蔵施設に係る使用済燃料貯蔵事業者の設計及び工事に係る品質管理の方法及びその検査のための組織の技術基準に関する規則		原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則		改訂 24 (2018年8月10日施行)	改訂 25 (2021年4月1日施行) (品管規則反映)	改訂 24 と改訂 25 との 差異に係る補足説明	差異要求に対応して いる二次マニュアル
本文	解釈	本文	解釈				
(品質管理監督システムの計画の策定)	—	(品質マネジメントシステムの計画)	(品質マネジメントシステムの計画)	5.4.2 品質マネジメントシステムの計画	5.4.2 品質マネジメントシステムの計画	差異なし	—
第十二条 経営責任者は、品質管理監督システムが第三条の規定及び品質目標に適合するよう、その実施に当たっての計画が策定されているようにしなければならない。	—	第十三条 経営責任者は、品質マネジメントシステムが第四条の規定に適合するよう、その実施に当たっての計画が策定されているようにしなければならない。	—	社長は、次の事項を確実にする。 a) 品質目標に加えて4.1に規定する要求事項を満たすために、品質マネジメントシステムの構築と維持についての計画を策定する。	(1) 社長は、品質マネジメントシステムが、4.1の規定に適合するよう、その実施に当たっての計画が策定されているようにする。	内容に差異なし	—
2 経営責任者は、品質管理監督システムの変更を計画し、及び実施する場合においては、当該品質管理監督システムが不備のないものであることを維持しなければならない。	—	2 経営責任者は、品質マネジメントシステムの変更が計画され、それが実施される場合においては、当該品質マネジメントシステムが不備のない状態に維持されているようにしなければならない。この場合において、保安活動の重要度に応じて、次に掲げる事項を適切に考慮しなければならない。	1 第2項に規定する「品質マネジメントシステムの変更」には、プロセス及び組織等の変更（累積的な影響が生じ得るプロセス及び組織の軽微な変更を含む。）を含む。	b) 品質マネジメントシステムの変更を計画し、実施する場合には、その変更が品質マネジメントシステムの全体の体系に対して矛盾なく、整合性が取れるよう管理する。	(2) 社長は、品質マネジメントシステムの変更（プロセス及び組織の変更（累積的な影響が生じ得るプロセス及び組織の軽微な変更を含む。）を含む。）が計画され、それが実施される場合においては、当該品質マネジメントシステムが不備のない状態に維持されているようにする。この場合において、保安活動の重要度に応じて、次に掲げる事項を適切に考慮する。	これまでも、「変更が品質マネジメントシステムの全体の体系に対して矛盾なく、整合性が取れるよう管理する」に含め、a)～d)を考慮してきた。	—
—	—	一 品質マネジメントシステムの変更の目的及び当該変更により起こり得る結果	2 第2項第1号に規定する「起こり得る結果」には、組織の活動として実施する次の事項を含む(第23条第3項第1号において同じ。) ・当該変更による原子力の安全への影響の程度の分析及び評価 ・当該分析及び評価の結果に基づき講じた措置		a) 品質マネジメントシステムの変更の目的及び当該変更による起こり得る結果（組織の活動として実施する、当該変更による原子力の安全への影響の程度の分析及び評価、当該分析及び評価の結果に基づき講じた措置を含む。）		—

品証規則		品管規則		Q-1-1 原子力品質保証規程			
使用済燃料貯蔵施設に係る使用済燃料貯蔵事業者の設計及び工事に係る品質管理の方法及びその検査のための組織の技術基準に関する規則		原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則		改訂 24 (2018年8月10日施行)	改訂 25 (2021年4月1日施行) (品管規則反映)	改訂 24 と改訂 25 との 差異に係る補足説明	差異要求に対応して いる二次マニュアル
本文	解釈	本文	解釈				
	—	二 品質マネジメントシステムの実効性の維持	—	—	b) 品質マネジメントシステムの実効性の維持		—
	—	三 資源の利用可能性	—	—	c) 資源の利用可能性		—
	—	四 責任及び権限の割当て	—	—	d) 責任及び権限の割当て		—
(責任及び権限)	第 13 条(責任及び権限)	(責任及び権限)	(責任及び権限)	5.5 責任、権限及びコミュニケーション 5.5.1 責任及び権限	5.5 責任、権限及びコミュニケーション 5.5.1 責任及び権限	差異なし	—
第十三条 経営責任者は、部門及び職員の責任（保安活動の内容について説明する責任を含む。）及び権限が定められ、文書化され、周知されているようにしなければならない。	1 規則第 13 条に規定する「保安活動の内容について説明する責任」とは、「担当業務に応じて、組織内及び組織外に対し保安活動の内容を説明する責任」をいう。	第十四条 経営責任者は、部門及び要員の責任及び権限並びに部門相互間の業務の手順を定めさせ、関係する要員が責任を持って業務を遂行できるようにしなければならない。	1 第 14 条に規定する「部門及び要員の責任」には、担当業務に応じて、組織の内外に対し保安活動の内容について説明する責任を含む。 2 第 14 条に規定する「部門相互間の業務の手順」とは、部門間で連携が必要な業務のプロセスにおいて、業務（情報の伝達を含む。）が停滞し、断続することなく遂行できる仕組みをいう。	社長は、全社規程であるA-1-6「職制および職務権限規程」を踏まえ、使用済燃料貯蔵施設の建設活動及び事業開始後の保安活動において、原子力安全を実現するための基盤を確立するための責任及び権限として以下のとおり職務を定め、組織全体に周知されていることを確実にする。なお、組織の要員は、自らの職務の範囲において、使用済燃料貯蔵施設の建設活動及び事業開始後の保安活動の内容について説明する責任を有する。 (1) 社長 社長は、トップマネジメントとして、管理責任者を指揮し、品質マネジメントシステムの構築、実施、維持、改善に関する活動を統轄するとともに、関係法令の遵守の意識を定着させるための活動並びに安全文化の醸成活動を統轄する。 (2) リサイクル燃料備蓄センター長 リサイクル燃料備蓄センター長は、管理	社長は、社内規程であるA-1-6「職制および職務権限規程」を踏まえ、部門及び要員の責任（担当業務に応じて組織の内外に対し保安活動の内容について説明する責任を含む。）及び権限並びに部門相互間の業務の手順（部門間で連携が必要な業務のプロセスにおいて、業務（情報の伝達を含む。）が停滞し、断続することなく遂行できる仕組みをいう。）として以下のとおり職務を定めさせ、関係する要員が責任をもって業務を遂行できるようにする。 (1) 社長 社長は、トップマネジメントとして、品質マネジメントシステム管理責任者を指揮し、品質マネジメントシステムの構築、実施、維持、改善に関して、保安活動を統轄するとともに、関係法令及び保安規定の遵守の意識を定着させるための活動並びに健全な安全文化を育成及び維持するための活動を統轄する。また、保安に関する組織から適宜報告を求め、原子力の安全を最優先にし必要な指示を行う (2) リサイクル燃料備蓄センター長	内容に差異なし	—

品証規則		品管規則		Q-1-1 原子力品質保証規程			
使用済燃料貯蔵施設に係る使用済燃料貯蔵事業者の設計及び工事に係る品質管理の方法及びその検査のための組織の技術基準に関する規則		原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則		改訂 24 (2018年8月10日施行)	改訂 25 (2021年4月1日施行) (品管規則反映)	改訂 24 と改訂 25 との 差異に係る補足説明	差異要求に対応して いる二次マニュアル
本文	解釈	本文	解釈				
				<p>責任者として品質保証活動に関わる建設活動（内部監査を除く。）を統括管理する。</p> <p>(3) 品質監査部長 品質監査部長は、管理責任者として品質保証活動に関わる内部監査、及び所管するグループの業務を統括管理する。</p> <p>(4) 企画総務部長、品質保証部長、防災全部長、技術安全部長、地域交流部長、貯蔵保全部長、キャスク設計製造部長 各部長は、所管するグループの業務を統括管理する。</p> <p>(5) グループマネージャー グループマネージャー（以下、「GM」という。）は、グループ員を指示・指導し、担当する業務を遂行する。</p>	<p>リサイクル燃料備蓄センター長は、品質マネジメントシステム管理責任者として品質マネジメントシステムに係る活動に関わる保安活動（内部監査を除く。）を統括管理する。また、関係法令及び保安規定の遵守の意識を定着させるための活動並びに健全な安全文化を育成及び維持するための活動を統括する（品質監査グループを除く。）。</p> <p>(3) 品質監査部長 品質監査部長は、品質マネジメントシステム管理責任者として品質マネジメントシステムに係る活動に関わる内部監査、及び所管するグループの業務を統括管理する。また、関係法令及び保安規定の遵守の意識を定着させるための活動並びに健全な安全文化を育成及び維持するための活動を統括する（品質監査グループに限る。）。</p> <p>(4) 企画総務部長、品質保証部長、防災全部長、技術安全部長、地域交流部長、貯蔵保全部長、キャスク設計製造部長 各部長は、所管するグループの業務を統括管理する。</p> <p>(5) 品質監査グループ 品質監査グループは、品質マネジメントシステムに係る活動のうち、内部監査を行う。</p> <p>(6) 企画グループ 企画グループは、要員の計画に関する業務を行う。</p> <p>(7) 総務グループ 総務グループは、要員の管理、保安</p>		

品証規則		品管規則		Q-1-1 原子力品質保証規程			
使用済燃料貯蔵施設に係る使用済燃料貯蔵事業者の設計及び工事に係る品質管理の方法及びその検査のための組織の技術基準に関する規則		原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則		改訂 24 (2018年8月10日施行)	改訂 25 (2021年4月1日施行) (品管規則反映)	改訂 24 と改訂 25 との 差異に係る補足説明	差異要求に対応して いる二次マニュアル
本文	解釈	本文	解釈				
					<p>教育、通信設備の施設管理、関係法令及び保安規定の遵守の意識の定着に関する業務を行う。</p> <p>(8) 経理グループ 経理グループは、調達先の評価・選定及び調達に関する業務を行う。</p> <p>(9) 品質保証グループ 品質保証グループは、品質マネジメントシステムに係る活動（内部監査を除く。）の管理に関する業務を行う。</p> <p>(10) 防災安全グループ 防災安全グループは、非常時の措置、初期消火活動のための体制の整備の運営管理、消防設備のうち、動力消防ポンプの施設管理並びに安全文化の育成及び維持に関する業務を行う。</p> <p>(11) 技術グループ 技術グループは、技術的な総括業務及び許認可対応に関する業務を行う。</p> <p>(12) 環境・放射線管理グループ 環境・放射線管理グループは、放射線管理施設の施設管理、放射線の管理に関する業務、放射性固体及び液体廃棄物の管理に関する業務を行う。</p> <p>(13) 立地・広報グループ 立地・広報グループは、地元自治体や報道機関等に対する広聴・広報活動に関する業務を行う。</p> <p>(14) 地域交流グループ 地域交流グループは、立地地域住民や各種団体等に対する広聴・広報活動に関する業務を行う。</p>		

品証規則		品管規則		Q-1-1 原子力品質保証規程			
使用済燃料貯蔵施設に係る使用済燃料貯蔵事業者の設計及び工事に係る品質管理の方法及びその検査のための組織の技術基準に関する規則		原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則		改訂 24 (2018年8月10日施行)	改訂 25 (2021年4月1日施行) (品管規則反映)	改訂 24 と改訂 25 との 差異に係る補足説明	差異要求に対応して いる二次マニュアル
本文	解釈	本文	解釈				
				(6) グループ員 グループ員は、GMの指示・指導に従い、業務を遂行する。	(15) 保全グループ 保全グループは、使用済燃料貯蔵施設本体、使用済燃料の受入施設、計測制御系統施設、電気設備、放射線管理施設の施設管理に関する業務を行う。 (16) 貯蔵グループ 貯蔵グループは、貯蔵管理に関する業務を行う。 (17) 土木・建築グループ 土木・建築グループは、建物・構築物及び消防用設備の施設管理に関する業務を行う。 (18) キャスク設計製造グループ キャスク設計製造グループは、使用済燃料貯蔵施設本体のうち、金属キャスクの調達に関する業務を行う。 (19) グループ員 グループ員は、GMの指示・指導に従い、業務を遂行する。		
(管理責任者)	第14条 (管理責任者)	(品質マネジメントシステム管理責任者)	(品質マネジメントシステム管理責任者)	5.5.2 管理責任者	5.5.2 品質マネジメントシステム管理責任者	内容に差異なし	—
第十四条 経営責任者は、品質管理監督システムを管理監督する責任者(以下「管理責任者」という。)に、次に掲げる業務に係る責任及び権限を与えなければならない。	1 規則第14条第1号に規定する「実効性が維持」とは、JIS Q9001で使用されている「有効性を継続的に改善」に相当するものである。	第十五条 経営責任者は、品質マネジメントシステムを管理する責任者に、次に掲げる業務に係る責任及び権限を与えなければならない。	—	(1) 社長は、リサイクル燃料備蓄センター長及び品質監査部長を管理責任者に任命する。	(1) 社長は、リサイクル燃料備蓄センター長を品質マネジメントシステムに係る活動(内部監査を除く。)の実施に係る品質マネジメントシステム管理責任者として定める。 (2) 社長は、品質監査部長を内部監査に係る品質マネジメントシステム管理責任者として定める。	内容に差異なし	—
—	—	—	—	(2) リサイクル燃料備蓄センター長は、与えられている他の責任とかかわりなく、次に示す管理責任者としての責任及び権限をもつ。	(3) 社長は、品質マネジメントシステム管理責任者に、次に掲げる業務に係る責任及び権限を与える。		

品証規則		品管規則		Q-1-1 原子力品質保証規程			
使用済燃料貯蔵施設に係る使用済燃料貯蔵事業者の設計及び工事に係る品質管理の方法及びその検査のための組織の技術基準に関する規則		原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則		改訂 24 (2018年8月10日施行)	改訂 25 (2021年4月1日施行) (品管規則反映)	改訂 24 と改訂 25 との 差異に係る補足説明	差異要求に対応して いる二次マニュアル
本文	解釈	本文	解釈				
一 プロセスが確立され、実施されるとともに、その実効性が維持されているようにすること。	—	一 プロセスが確立され、実施されるとともに、その実効性が維持されているようにすること。	—	a) 品質マネジメントシステムに必要なプロセス（内部監査プロセスを除く。）の確立、実施及び維持を確実にする。	a) プロセスが確立され、実施されるとともに、その実効性が維持されているようにする。	内容に差異なし	—
二 品質管理監督システムの実施状況及びその改善の必要性について経営責任者に報告すること。	—	二 品質マネジメントシステムの運用状況及びその改善の必要性について経営責任者に報告すること。	—	b) 品質マネジメントシステム（内部監査プロセスを除く。）の成果を含む実施状況及び改善の必要性の有無について、社長に報告する。	b) 品質マネジメントシステムの運用状況及びその改善の必要性について、社長に報告する。	内容に差異なし	—
三 部門において、関係法令を遵守することその他原子力の安全を確保することについての認識が向上するようにすること。	—	三 健全な安全文化を育成し、及び維持することにより、原子力の安全の確保についての認識が向上するようにすること。	—	—	c) 健全な安全文化を育成し、及び維持することにより、原子力の安全の確保についての認識が向上するようにする。		
—	—	四 関係法令を遵守すること。	—	c) 組織全体にわたって、関係法令の遵守及び原子力安全についての認識を高めることを確実にする。	d) 関係法令を遵守する。	内容に差異なし	—
—	—	—	—	(3) 品質監査部長は、与えられている他の責任とかかわりなく、次に示す管理責任者としての責任及び権限をもつ。	—		
—	—	—	—	a) 内部監査プロセスを通じて、品質マネジメントシステムに必要なプロセスの確立、実施及び維持を確実にする。	—		
—	—	—	—	b) 内部監査プロセスを通じて、品質マネジメントシステムの成果を含む実施状況及び改善の必要性の有無について、社長に報告する	—		
—	—	—	—	c) 内部監査プロセスを通じて、組織全体にわたって、関係法令の遵守及び原子力安全についての認識を高めることを確実にする。	—		

品証規則		品管規則		Q-1-1 原子力品質保証規程			
使用済燃料貯蔵施設に係る使用済燃料貯蔵事業者の設計及び工事に係る品質管理の方法及びその検査のための組織の技術基準に関する規則		原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則		改訂 24 (2018年8月10日施行)	改訂 25 (2021年4月1日施行) (品管規則反映)	改訂 24 と改訂 25 との 差異に係る補足説明	差異要求に対応して いる二次マニュアル
本文	解釈	本文	解釈				
(プロセス責任者)	第15条(プロセス責任者)	(管理者)	(管理者)	5.5.3 プロセス責任者	5.5.3 管理者	内容に差異なし	—
第十五条 経営責任者は、プロセスを管理監督する責任者(以下「プロセス責任者」という。)に、次に掲げる業務に係る責任及び権限を与えなければならない。	1 規則第15条に規定する「プロセスを管理監督する責任者」とは、「職務権限を示す文書において、責任及び権限を付与されている者並びにプロセスを規定した手順書の制定及び改廃の権限を持つ者」をいう。	第十六条 経営責任者は、次に掲げる業務を管理監督する地位にある者(以下「管理者」という。)に、当該管理者が管理監督する業務に係る責任及び権限を与えなければならない。	1 第1項に規定する「管理者」とは、職務権限を示す文書において、管理者として責任及び権限を付与されている者をいう。なお、管理者に代わり、個別業務のプロセスを管理する責任者を置いて、その業務を行わせることができる。この場合において、当該責任者の責任及び権限は、文書で明確に定める必要がある。	社長は、プロセス責任者に対し、所掌する業務に関して、次に示す責任及び権限を与えることを確実にする。	(1) 社長は、次に掲げる業務を管理監督する地位にある者(以下「管理者」という。)に、当該管理者が管理監督する業務に係る責任及び権限を与える。 なお、管理者に代わり、個別業務のプロセスを管理する責任者を置いて、その業務を行わせることができる。この場合において、当該責任者の責任及び権限は、文書で明確に定める。	内容に差異なし	—
一 プロセス責任者が管理する個別業務のプロセスが確立され、実施されるとともに、その実効性が維持されているようにすること。	2 規則第15条第1号に規定する「実効性が維持」とは、JIS Q9001で使用されている「有効性を継続的に改善」に相当するものである。	一 個別業務のプロセスが確立され、実施されるとともに、その実効性が維持されているようにすること。	—	a) プロセスが確立され、実施されるとともに、有効性を継続的に改善する。	a) 個別業務のプロセスが確立され、実施されるとともに、その実効性が維持されているようにする。		
二 プロセス責任者が管理する個別業務に従事する職員の個別業務等要求事項についての認識が向上するようにすること。	—	二 要員の個別業務等要求事項についての認識が向上するようにすること。	—	b) 業務に従事する要員の、業務・使用済燃料貯蔵施設に対する要求事項についての認識を高める。	b) 要員の個別業務等要求事項についての認識が向上するようにする。	内容に差異なし	—
三 プロセス責任者が管理する個別業務の実績に関する評価を行うこと。	—	三 個別業務の実施状況に関する評価を行うこと。	—	c) 成果を含む実施状況について評価する(5.4.1及び8.2.3参照)。	c) 個別業務の実施状況に関する評価を行う(5.4.1及び8.2.3参照)。		
四 安全文化を醸成するための活動を促進すること。	3 規則第15条第4号に規定する「活動を促進すること」とは、例えば、「リーダーシ	四 健全な安全文化を育成し、及び維持すること。	—	d) 安全文化を醸成するための活動を促進する。	d) 健全な安全文化を育成し、及び維持する。		

品証規則		品管規則		Q-1-1 原子力品質保証規程					
使用済燃料貯蔵施設に係る使用済燃料貯蔵事業者の設計及び工事に係る品質管理の方法及びその検査のための組織の技術基準に関する規則		原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則		改訂 24 (2018年8月10日施行)		改訂 25 (2021年4月1日施行) (品管規則反映)		改訂 24 と改訂 25 との 差異に係る補足説明	差異要求に対応して いる二次マニュアル
本文	解釈	本文	解釈						
	ップを發揮すること、 活動を支援すること」 である。								
—	—	五 関係法令を遵守すること。	—	—	—	e) 関係法令を遵守する。	—	これまでも、管理者は、 関係法令遵守活動を 実施してきた。	Q-2-G2「法令等の遵 守に係る活動マニ ュアル(改訂02)」 「7 関係法令及び保 安規定の遵守に係 る活動」
—	—	2 管理者は、前項の責 任及び権限の範囲にお いて、原子力の安全のた めのリーダーシップを發 揮し、次に掲げる事項を 確実に実施しなければ ならない。	—	—	—	(2) 管理者は、(1)の責任及び 権限の範囲において、原子力の安全 のためのリーダーシップを發揮し、 次に掲げる事項を確実に実施する。	—	これまでも、管理者は 品質目標や安全文化 醸成活動の中で、a)～ e)を実施してきた。	Q-2-G1「安全文化の 醸成に係る活動マニ ュアル(改訂05)」 「7 安全文化の醸成 に係る活動」
—	—	一 品質目標を設定し、 その目標の達成状況を 確認するため、業務の実 施状況を監視測定する こと。	—	—	—	a) 品質目標を設定し、その目標の 達成状況を確認するため、業務の実 施状況を監視測定する。	—	—	—
—	—	二 要員が、原子力の安 全に対する意識を向上 し、かつ、原子力の安全 への取組を積極的に行 えるようにすること。	—	—	—	b) 要員が、原子力の安全に対する 意識を向上し、かつ、原子力の安全 への取組を積極的に行えるようにす る。	—	—	—
—	—	三 原子力の安全に係る 意思決定の理由及びそ の内容を、関係する要員 に確実に伝達すること。	—	—	—	c) 原子力の安全に係る意思決定の 理由及びその内容を、関係する要員 に確実に伝達する。	—	—	—
—	—	四 常に問いかける姿勢 及び学習する姿勢を要 員に定着させるととも に、要員が、積極的に原 子力施設の保安に関す	—	—	—	d) 常に問いかける姿勢及び学習す る姿勢を要員に定着させるととも に、要員が、積極的に使用済燃料貯 蔵施設の保安に関する問題の報告を 行えるようにする。	—	—	—

品証規則		品管規則		Q-1-1 原子力品質保証規程			
使用済燃料貯蔵施設に係る使用済燃料貯蔵事業者の設計及び工事に係る品質管理の方法及びその検査のための組織の技術基準に関する規則		原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則		改訂 24 (2018年8月10日施行)	改訂 25 (2021年4月1日施行) (品管規則反映)	改訂 24 と改訂 25 との 差異に係る補足説明	差異要求に対応して いる二次マニュアル
本文	解釈	本文	解釈				
		る問題の報告を行えるようにすること。					
—	—	五 要員が、積極的に業務の改善に対する貢献を行えるようにすること。	—	—	e) 要員が、積極的に業務の改善に対する貢献を行えるようにする。		
—	—	3 管理者は、管理監督する業務に関する自己評価を、あらかじめ定められた間隔で行わなければならない。	2 第3項に規定する「自己評価」には、安全文化についての弱点のある分野及び強化すべき分野に係るものを含む。 3 第3項に規定する「あらかじめ定められた間隔」とは、品質マネジメントシステムの実効性の維持及び継続的な改善のために保安活動として取り組む必要がある課題並びに当該品質マネジメントシステムの変更を考慮に入れて設定された間隔をいう（第18条において同じ。）。	—	(3) 管理者は、管理監督する業務に関する自己評価（安全文化についての弱点のある分野及び強化すべき分野に係るものを含む。）を、あらかじめ定められた間隔で実施する。	これまでも、管理者は安全文化を含む自グループの業務に対し自己評価を実施してきた。 (安全文化についての弱点の抽出といった視点については、改訂25に新規追加し、今後実施していく。)	Q-2-G1「安全文化の醸成に係る活動マニュアル（改訂05）」 「7 安全文化の醸成に係る活動」
(内部情報伝達)	第16条(内部情報伝達)	(組織の内部の情報の伝達)	(組織の内部の情報の伝達)	5.5.4 内部コミュニケーション	5.5.4 内部コミュニケーション	差異なし	—
第十六条 経営責任者は、適切に情報の伝達が行われる仕組みが確立されているようにするとともに、情報の伝達が品質管理監督システムの実効性に注意を払いつつ行われるようにしなければならない	1 規則第16条に規定する「実効性」とは、JIS Q9001で使用されている「有効性」に相当するものである。	第十七条 経営責任者は、組織の内部の情報が適切に伝達される仕組みが確立されているようにするとともに、品質マネジメントシステムの実効性に関する情報が確実に伝達されるようにしなければならない	1 第17条に規定する「組織の内部の情報が適切に伝達される仕組みが確立されているようにする」とは、品質マネジメントシステムの運営に必要なコミュニケーションが必要に応じて行われる場や仕組みを決め、	社長は、組織内にコミュニケーションのための適切なプロセスが確立されることを確実にする。また、マネジメントレビューや品質保証委員会等を通じて、品質マネジメントシステムの有効性に関しての情報交換が行われることを確実にする。	社長は、組織の内部の情報が適切に伝達される仕組みが確立されているようにするとともに、品質マネジメントシステムの実効性に関する情報が確実に伝達されるようにする。品質マネジメントシステムの運営に必要なコミュニケーションは以下のとおり。 a) 使用済燃料貯蔵施設保安委員会	内容に差異なし	—

品証規則		品管規則		Q-1-1 原子力品質保証規程			
使用済燃料貯蔵施設に係る使用済燃料貯蔵事業者の設計及び工事に係る品質管理の方法及びその検査のための組織の技術基準に関する規則		原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則		改訂 24 (2018年8月10日施行)	改訂 25 (2021年4月1日施行) (品管規則反映)	改訂 24 と改訂 25 との 差異に係る補足説明	差異要求に対応して いる二次マニュアル
本文	解釈	本文	解釈				
い。			実行することをいう。 2 第17条に規定する「品質マネジメントシステムの実効性に関する情報が確実に伝達される」とは、例えば、第18条に規定する品質マネジメントシステムの評価の結果を要員に理解させるなど、組織全体で品質マネジメントシステムの実効性に関する情報の認識を共有していることをいう。		b) 技術情報検討会議		
(経営責任者照査)	第17条(経営責任者照査)	(マネジメントレビュー)	(マネジメントレビュー)	5.6 マネジメントレビュー 5.6.1 一般	5.6 マネジメントレビュー 5.6.1 一般	差異なし	—
第十七条 経営責任者は、品質管理監督システムについて、その妥当性及び実効性の維持を確認するための照査（品質管理監督システム、品質方針及び品質目標の改善の余地及び変更の必要性の評価を含む。以下「経営責任者照査」という。）を、あらかじめ定められた間隔で行わなければならない。	1 規則第17条第1項に規定する「実効性の維持」とは、JIS Q9001で使用されている「有効であること」に相当するものである。 2 規則第17条第1項に規定する「あらかじめ定められた間隔」とは、「必ずしも定期的である必要はないが、品質管理監督システムの継続的な有効性を確実にするために必要と判断された間隔」をいう。	第十八条 経営責任者は、品質マネジメントシステムの実効性を評価するとともに、改善の機会を得て、保安活動の改善に必要な措置を講ずるため、品質マネジメントシステムの評価（以下「マネジメントレビュー」という。）を、あらかじめ定められた間隔で行わなければならない。	—	(1)社長は、組織の品質マネジメントシステムが、引き続き、適切、妥当かつ有効であることを確実にするために、Q-2-A1「マネジメントレビュー実施マニュアル」に基づき、品質マネジメントシステムをレビューする。	(1)社長は、品質マネジメントシステムの実効性を評価するとともに、改善の機会を得て、保安活動の改善に必要な措置を講ずるため、Q-2-A1「マネジメントレビュー実施マニュアル」に基づき、年1回以上品質マネジメントシステムを評価（以下「マネジメントレビュー」という。）する。	内容に差異なし	—

品証規則		品管規則		Q-1-1 原子力品質保証規程			
使用済燃料貯蔵施設に係る使用済燃料貯蔵事業者の設計及び工事に係る品質管理の方法及びその検査のための組織の技術基準に関する規則		原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則		改訂 24 (2018年8月10日施行)	改訂 25 (2021年4月1日施行) (品管規則反映)	改訂 24 と改訂 25 との 差異に係る補足説明	差異要求に対応して いる二次マニュアル
本文	解釈	本文	解釈				
2 使用済燃料貯蔵事業者は、経営責任者照査の結果の記録を作成し、これを管理しなければならない。	—	(第20条第2項に包含された)	—	(2) このレビューでは、品質マネジメントシステムの改善の機会の評価、並びに品質方針及び品質目標を含む品質マネジメントシステムの変更の必要性の評価も行う。			
—	—	—	—	(3) マネジメントレビューの結果の記録を維持する(4.2.4参照)。	(5.6.3 (2)に規定)	内容に差異なし	—
(経営責任者照査に係るプロセス入力情報)	第18条(経営責任者照査に係るプロセス入力情報)	(マネジメントレビューに用いる情報)	(マネジメントレビューに用いる情報)	5.6.2 マネジメントレビューへのインプット	5.6.2 マネジメントレビューへのインプット	差異なし	—
第十八条 使用済燃料貯蔵事業者は、次に掲げるプロセス入力情報によって経営責任者照査を行わなければならない。	1 規則第18条第1号に規定する「監査の結果」とは、「内部監査の結果及び該当する場合は外部監査の結果」をいう。	第十九条 原子力事業者等は、マネジメントレビューにおいて、少なくとも次に掲げる情報を報告しなければならない。	—	マネジメントレビューへのインプットには、次の情報を含む。	組織は、マネジメントレビューへのインプットにおいて、少なくとも次に掲げる情報を報告する。	内容に差異なし	—
一 監査の結果	—	一 内部監査の結果	—	a) 監査の結果	a) 内部監査の結果	内容に差異なし	—
二 使用済燃料貯蔵施設の外部の者からの意見	2 規則第18条第2号に規定する「使用済燃料貯蔵施設の外部の者からの意見」とは、JIS Q9001で使用されている「顧客からのフィードバック」に相当するものである。	二 組織の外部の者の意見	1 第2号に規定する「組織の外部の者の意見」とは、外部監査(安全文化の外部評価を含む。)の結果(外部監査を受けた場合に限る。)、地域住民の意見、原子力規制委員会の意見等を含む。この場合において、外部監査とは、原子力事業者等が外部の組織又は者から監査、評価等を受けることをいう。	b) 原子力安全の達成に関する外部の受け止め方	b) 組織の外部の者の意見(外部監査(安全文化の外部評価を含む。)の結果(外部監査を受けた場合に限る。))、地域住民の意見、原子力規制委員会の意見等を含む。)	改訂 25 において新規追加した。 (外部監査については、今後インプット項目となる。)	—
三 プロセスの実施状況	—	三 プロセスの運用状況	2 第3号に規定する「プロセスの運用状況」とは、産業標準化法(昭和24年法律第185号)に基	c) プロセスの成果を含む実施状況(品質目標の達成状況を含む。)並びに検査及び試験の結果	c) プロセスの運用状況	内容に差異なし	—

品証規則		品管規則		Q-1-1 原子力品質保証規程			
使用済燃料貯蔵施設に係る使用済燃料貯蔵事業者の設計及び工事に係る品質管理の方法及びその検査のための組織の技術基準に関する規則		原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則		改訂 24 (2018年8月10日施行)	改訂 25 (2021年4月1日施行) (品管規則反映)	改訂 24 と改訂 25 との 差異に係る補足説明	差異要求に対応して いる二次マニュアル
本文	解釈	本文	解釈				
			づく日本産業規格 Q9001 (以下「JIS Q9001」という。) の「プロセスのパフォーマンス並びに製品及びサービスの適合」の状況及び「プロセスの監視測定で得られた結果」に相当するものをいう。				
四 使用済燃料貯蔵施設の検査の結果	—	四 使用前事業者検査、定期事業者検査及び使用前検査 (以下「使用前事業者検査等」という。) 並びに自主検査等の結果	3 第4号に規定する「自主検査等」とは、要求事項への適合性を判定するため、原子力事業者等が使用前事業者検査等のほかに自主的に行う、合否判定基準のある検証、妥当性確認、監視測定、試験及びこれらに付随するものをいう (第48条において同じ。)	c) プロセスの成果を含む実施状況 (品質目標の達成状況を含む。) 並びに検査及び試験の結果	d) 使用前事業者検査及び定期事業者検査 (以下「使用前事業者検査等」という。) 並びに自主検査等の結果	内容に差異なし	—
五 品質目標の達成状況	—	五 品質目標の達成状況	—	c) プロセスの成果を含む実施状況 (品質目標の達成状況を含む。) 並びに検査及び試験の結果	e) 品質目標の達成状況	内容に差異なし	—
六 安全文化を醸成するための活動の実施状況	3 規則第18条第6号に規定する「安全文化を醸成するための活動」には、例えば以下のような活動がある。 ・原子力安全に対する個人及び集団としての決意を表明し、実践	六 健全な安全文化の育成及び維持の状況	4 第6号に規定する「健全な安全文化の育成及び維持の状況」には、内部監査による安全文化の育成及び維持の取組状況に係る評価の結果並びに管理者による安全文化についての弱点のある分野及び強化すべき分野に係る	e) 安全文化を醸成するための活動の実施状況	f) 健全な安全文化の育成及び維持の状況 (内部監査による安全文化の育成及び維持の取組状況に係る評価の結果並びに管理者による安全文化についての弱点のある分野及び強化すべき分野に係る自己評価の結果を含む。)	改訂 25 において新規追加した。 (内部監査による安全文化の弱点分野の抽出は、今後実施していく。)	—

品証規則		品管規則		Q-1-1 原子力品質保証規程			
使用済燃料貯蔵施設に係る使用済燃料貯蔵事業者の設計及び工事に係る品質管理の方法及びその検査のための組織の技術基準に関する規則		原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則		改訂 24 (2018年8月10日施行)	改訂 25 (2021年4月1日施行) (品管規則反映)	改訂 24 と改訂 25 との 差異に係る補足説明	差異要求に対応して いる二次マニュアル
本文	解釈	本文	解釈				
	<p>すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原子力安全に対する当事者意識を高めること。 ・信頼、協働、自由なコミュニケーションを奨励し、より良い労働環境条件の改善に努め、人的・組織的問題の報告を重視する開かれた文化を構築すること。 ・原子力安全が損なわれることのないように、構築物、系統及び機器の欠陥に関する報告を適切に行うこと。 ・特定された問題及び改善提案に対する迅速な対応を行うこと。 ・組織が、継続的に、安全と安全文化を高め、改善するための手段を持つこと。 ・原子力安全に対する組織及び個人の責任と説明責任を果たすこと。 ・原子力安全に関し、組織のあらゆる階層において問い掛ける姿勢及び学習する姿勢を奨励し、慢心を戒めるための方策を模索し実施すること。 		自己評価の結果を含む。				

品証規則		品管規則		Q-1-1 原子力品質保証規程			
使用済燃料貯蔵施設に係る使用済燃料貯蔵事業者の設計及び工事に係る品質管理の方法及びその検査のための組織の技術基準に関する規則		原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則		改訂 24 (2018年8月10日施行)	改訂 25 (2021年4月1日施行) (品管規則反映)	改訂 24 と改訂 25 との 差異に係る補足説明	差異要求に対応して いる二次マニュアル
本文	解釈	本文	解釈				
	<ul style="list-style-type: none"> ・組織内での安全及び安全文化に関する重要な要素について共通の理解を促進すること。 ・自らの業務及び職場環境に関連したリスクを認識し、起こり得る結果を理解すること。 ・全ての活動において慎重な意志決定をすること。 						
七 関係法令の遵守状況	—	七 関係法令の遵守状況	—	f) 関係法令の遵守状況	g) 関係法令の遵守状況	内容に差異なし	—
八 是正処置（不適合（要求事項に適合しない状態をいう。以下同じ。）に対する再発防止のために行う是正に関する処置をいう。以下同じ。）及び予防処置（生じるおそれのある不適合を防止するための予防に関する処置をいう。以下同じ。）の状況	—	八 不適合並びに是正処置及び未然防止処置の状況	5 第8号に規定する「不適合並びに是正処置及び未然防止処置の状況」には、組織の内外で得られた知見（技術的な進歩により得られたものを含む。）並びに不適合その他の事象から得られた教訓を含む。	d) 予防処置及び是正処置の状況	h) 不適合並びに是正処置及び未然防止処置の状況（組織の内外で得られた知見（技術的な進歩により得られたものを含む。）並びに不適合その他の事象から得られた教訓を含む。）	これまでも、未然防止処置の内容は、予防処置としてインプットされてきた。	Q-2-A1「マネジメントレビュー実施マニュアル（改訂11）」 「7.2 マネジメントレビューへのインプット」
九 従前の経営責任者照査の結果を受けて講じた措置	—	九 従前のマネジメントレビューの結果を受けて講じた措置	—	g) 前回までのマネジメントレビューの結果に対するフォローアップ	i) 従前のマネジメントレビューの結果を受けて講じた措置	内容に差異なし	—
十 品質管理監督システムに影響を及ぼすおそれのある変更	—	十 品質マネジメントシステムに影響を及ぼすおそれのある変更	—	h) 品質マネジメントシステムに影響を及ぼす可能性のある変更	j) 品質マネジメントシステムに影響を及ぼすおそれのある変更	内容に差異なし	—
十一 部門又は職員等からの改善のための提	—	十一 部門又は要員からの改善のための提案	—	i) 改善のための提案	k) 部門又は要員からの改善のための提案	内容に差異なし	—

品証規則		品管規則		Q-1-1 原子力品質保証規程			
使用済燃料貯蔵施設に係る使用済燃料貯蔵事業者の設計及び工事に係る品質管理の方法及びその検査のための組織の技術基準に関する規則		原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則		改訂 24 (2018年8月10日施行)	改訂 25 (2021年4月1日施行) (品管規則反映)	改訂 24 と改訂 25 との 差異に係る補足説明	差異要求に対応して いる二次マニュアル
本文	解釈	本文	解釈				
案							
—	—	十二 資源の妥当性	—	—	1) 資源の妥当性	これまでは、アウトプットとして扱ってきた。今後インプットとして扱う。	Q-2-A1「マネジメントレビュー実施マニュアル(改訂11)」 「7.3 マネジメントレビューからのアウトプット」
—	—	十三 保安活動の改善のために講じた措置の実効性	6 第13号に規定する「保安活動の改善のために講じた措置」には、品質方針に影響を与えるおそれのある組織の内外の課題を明確にし、当該課題に取り組むことを含む(第52条第1項第4号において同じ。)	—	m) 保安活動の改善のために講じた措置(品質方針に影響を与えるおそれのある組織の内外の課題を明確にし、当該課題に取り組むことを含む。)の実効性	これまでも品質方針の変更提案をインプットとして扱ってきた。	Q-2-A1「マネジメントレビュー実施マニュアル(改訂11)」 「7.2 マネジメントレビューへのインプット」
(経営責任者照査に係るプロセス出力情報)	第19条(経営責任者照査に係るプロセス出力情報)	(マネジメントレビューの結果を受けて行う措置)	(マネジメントレビューの結果を受けて行う措置)	5.6.3 マネジメントレビューからのアウトプット	5.6.3 マネジメントレビューからのアウトプット	差異なし	—
第十九条 使用済燃料貯蔵事業者は、経営責任者照査から次に掲げる事項に係る情報を得て、所要の措置を講じなければならない。	—	第二十条 原子力事業者等は、マネジメントレビューの結果を受けて、少なくとも次に掲げる事項について決定しなければならない。	—	マネジメントレビューからのアウトプットには、次の事項に関する決定及び処置すべてを含める。	(1) 組織は、マネジメントレビューからのアウトプットには、少なくとも次に掲げる事項について決定する。	内容に差異なし	—
一 品質管理監督システム及びプロセスの実効性の維持に必要な改善	1 規則第19条第1号に規定する「実効性の維持に必要な改善」とは、JIS Q9001で使用されている「有効性の改善」に相当するものである。	一 品質マネジメントシステム及びプロセスの実効性の維持に必要な改善	1 第1号に規定する「実効性の維持に必要な改善」とは、改善の機会を得て実施される組織の業務遂行能力を向上させるための活動をいう。	a) 品質マネジメントシステム及びそのプロセスの有効性の改善	a) 品質マネジメントシステム及びそのプロセスの実効性の維持に必要な改善	内容に差異なし	—
二 個別業務に関する計画及び個別業務の	—	二 個別業務に関する計画及び個別業務の実施	—	b) 業務の計画及び実施にかかわる改善	b) 個別業務に関する計画及び個別業務の実施に関連する保安活動の	内容に差異なし	—

品証規則		品管規則		Q-1-1 原子力品質保証規程			
使用済燃料貯蔵施設に係る使用済燃料貯蔵事業者の設計及び工事に係る品質管理の方法及びその検査のための組織の技術基準に関する規則		原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則		改訂 24 (2018年8月10日施行)	改訂 25 (2021年4月1日施行) (品管規則反映)	改訂 24 と改訂 25 との 差異に係る補足説明	差異要求に対応して いる二次マニュアル
本文	解釈	本文	解釈				
実施に関連する保安活動の改善		に関連する保安活動の改善			改善		
三 品質管理監督システムの妥当性及び実効性の維持を確保するために必要な資源	2 規則第19条第3号に規定する「実効性の維持」とは、JIS Q 9001で使用されている「有効性を継続的に改善」に相当するものである。	三 品質マネジメントシステムの実効性の維持及び継続的な改善のために必要な資源	—	c) 資源の必要性	c) 品質マネジメントシステムの実効性の維持及び継続的な改善のために必要な資源	内容に差異なし	—
—	—	四 健全な安全文化の育成及び維持に関する改善	2 第4号に規定する「健全な安全文化の育成及び維持に関する改善」には、安全文化についての弱点のある分野及び強化すべき分野が確認された場合における改善策の検討を含む。	—	d) 健全な安全文化の育成及び維持に関する改善(安全文化についての弱点のある分野及び強化すべき分野が確認された場合における改善策の検討を含む。)	改訂25において新規追加した。 (健全な安全文化の育成及び維持に関する改善については、今後実施していく。)	—
—	—	五 関係法令の遵守に関する改善	—	—	e) 関係法令の遵守に関する改善	これまでは、インプットとして扱ってきた。今後アウトプットとして扱っていく。	Q-2-A1「マネジメントレビュー実施マニュアル(改訂11)」 「7.2 マネジメントレビューへのインプット」
(第十七条第二項参照)	—	2 原子力事業者等は、マネジメントレビューの結果の記録を作成し、これを管理しなければならない。	—	(5.6.1 (3) に規定)	(2) 組織は、マネジメントレビューの結果の記録を作成し、これを管理する(4.2.4参照)。	内容に差異なし	—
(第十九条第一項参照)	—	3 原子力事業者等は、第一項の決定をした事項について、必要な措置を講じなければならない。	—	【再掲】 マネジメントレビューからのアウトプットには、次の事項に関する決定及び処置すべてを含める。	(3) 組織は、(1)の決定をした事項について、必要な措置を講じる。	内容に差異なし	—

品証規則		品管規則		Q-1-1 原子力品質保証規程			
使用済燃料貯蔵施設に係る使用済燃料貯蔵事業者の設計及び工事に係る品質管理の方法及びその検査のための組織の技術基準に関する規則		原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則		改訂 24 (2018年8月10日施行)	改訂 25 (2021年4月1日施行) (品管規則反映)	改訂 24 と改訂 25 との 差異に係る補足説明	差異要求に対応して いる二次マニュアル
本文	解釈	本文	解釈				
第四章資源の管理監督 (資源の確保)	—	四章 資源の管理 (資源の確保)	四章 資源の管理 (資源の確保)	6. 資源の運用管理 6.1 資源の提供	6. 資源の管理 6. 1 資源の確保	内容に差異なし	—
第二十条 使用済燃料貯蔵事業者は、保安のために必要な資源を明確にし、確保しなければならない。	—	第二十一条 原子力事業者等は、原子力の安全を確保なものにするために必要な次に掲げる資源を明確に定め、これを確保し、及び管理しなければならない。	1 第21条に規定する「資源を明確に定め」とは、本規程の事項を実施するために必要な資源を特定した上で、組織の内部で保持すべき資源と組織の外部から調達できる資源（本規程第2条4に規定する組織の外部から調達する者を含む。）とを明確にし、それを定めていることをいう。	組織は、人的資源、使用済燃料貯蔵施設、作業環境を含め、原子力安全に必要な資源を提供する。	組織は、原子力の安全を確実にものにするために必要な次に掲げる資源を明確に定め、これを確保し、及び管理する。	内容に差異なし	—
—	—	一 要員	—		a) 要員		
—	—	二 個別業務に必要な施設、設備及びサービスの体系	2 第2号に規定する「個別業務に必要な施設、設備及びサービスの体系」とは、JIS Q9001の「インフラストラクチャ」をいう。	(6.3に規定)	b) 個別業務に必要な施設、設備及びサービスの体系		
—	—	三 作業環境	3 第3号に規定する「作業環境」には、作業場所の放射線量、温度、照度、狭小の程度等の作業に影響を及ぼす可能性がある事項を含む。	(6.4に規定)	c) 作業環境（作業場所の放射線量、温度、照度、狭小の程度等の作業に影響を及ぼす可能性がある事項を含む。）	内容に差異なし	—
—	—	四 その他必要な資源	—	—	d) その他必要な資源	内容に差異なし	—

品証規則		品管規則		Q-1-1 原子力品質保証規程			
使用済燃料貯蔵施設に係る使用済燃料貯蔵事業者の設計及び工事に係る品質管理の方法及びその検査のための組織の技術基準に関する規則		原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則		改訂 24 (2018年8月10日施行)	改訂 25 (2021年4月1日施行) (品管規則反映)	改訂 24 と改訂 25 との 差異に係る補足説明	差異要求に対応して いる二次マニュアル
本文	解釈	本文	解釈				
(職員)	第 21 条 (職員)	(要員の力量の確保及び教育訓練)	(要員の力量の確保及び教育訓練)	6.2 人的資源 6.2.1 一般	6.2 要員の力量の確保及び教育訓練	内容に差異なし	—
第二十一条 使用済燃料貯蔵事業者は、職員に、次に掲げる要件を満たしていることをもってその能力が実証された者を充てなければならない。 一 適切な教育訓練を受けていること。 二 所要の技能及び経験を有していること。	1 規則第 21 条に規定する「能力」とは、JIS Q 9001 で使用されている「力量」に相当するものである。	第二十二条 原子力事業者等は、個別業務の実施に必要な技能及び経験を有し、意図した結果を達成するために必要な知識及び技能並びにそれを適用する能力(以下「力量」という。)が実証された者を要員に充てなければならない。	1 第 1 項に規定する「力量」には、組織が必要とする技術的、人的及び組織的側面に関する知識を含む。	原子力安全の達成に影響がある業務に従事する要員は、適切な教育、訓練、技能及び経験を判断の根拠として力量を有する。	(1) 組織は、個別業務の実施に必要な技能及び経験を有し、意図した結果を達成するために必要な知識及び技能並びにそれを適用する能力(以下「力量」という。この力量には、組織が必要とする技術的、人的及び組織的側面に関する知識を含む。)が実証された者を要員に充てる。	改訂 25 において新規追加した。 HTO は、品質方針に盛り込み、要員に対しその意味を説明している。今後 HTO に関する知識のレベルアップに取り組んでいく。	—
(教育訓練等)	第 22 条 (教育訓練等)		—	6.2.2 力量、教育・訓練及び認識			
第二十二条 使用済燃料貯蔵事業者は、次に掲げる業務を行わなければならない。 一 職員にどのような能力が必要かを明確にすること。	—	2 原子力事業者等は、要員の力量を確保するために、保安活動の重要度に応じて、次に掲げる業務を行わなければならない。	—	組織は、次の事項を Q-2-T1「教育及び訓練マニュアル」に従って実施する。	(2) 組織は、要員の力量を確保するために、保安活動の重要度に応じて、次の事項を Q-2-T1「教育及び訓練マニュアル」に従って行う。	内容に差異なし	—
二 職員の教育訓練の必要性を明らかにすること。	1 規則第 22 条第 1 号に規定する「どのような能力が必要かを明確にする」とは、例えば、「その職員が行う業務の性質(作業レベル、管理レベル等)を踏まえ、必要な能力(力量)を定めること」をいう。	一 要員にどのような力量が必要かを明確に定めること。	—	a) 原子力安全の達成に影響がある業務に従事する要員に必要な力量を明確にする。	a) 要員にどのような力量が必要かを明確に定める。	内容に差異なし	—
	2 規則第 22 条第 3 号に規定する「その他の措置」とは、例え	二 要員の力量を確保するために教育訓練その他の措置を講ずること。	2 第 2 項第 2 号に規定する「その他の措置」には、必要な力量を有する要員	b) 該当する場合には(必要な力量が不足している場合には)、その必要な力量に到達することができるように教育・訓	b) 要員の力量を確保するために教育訓練その他の措置(必要な力量を有する要員を新たに配属し、又は雇	改訂 24 では、「その他の処置」に含んでいる。	—

品証規則		品管規則		Q-1-1 原子力品質保証規程			
使用済燃料貯蔵施設に係る使用済燃料貯蔵事業者の設計及び工事に係る品質管理の方法及びその検査のための組織の技術基準に関する規則		原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則		改訂 24 (2018年8月10日施行)	改訂 25 (2021年4月1日施行) (品管規則反映)	改訂 24 と改訂 25 との 差異に係る補足説明	差異要求に対応して いる二次マニュアル
本文	解釈	本文	解釈				
三 前号の教育訓練の必要性を満たすために教育訓練その他の措置を講ずること。	ば、「必要な能力を有する職員を新たに配属又は雇用すること」をいう。		を新たに配属し、又は雇用することを含む。	練を行うか、又は他の処置をとる。	用することを含む。)を講ずる。		
四 前号の措置の実効性を評価すること。	3 規則第22条第4号に規定する「実効性を評価する」とは、JIS Q9001で使用されている「有効性を評価する」に相当するものである。	三 前号の措置の実効性を評価すること。	—	c) 教育・訓練又は他の処置の有効性を評価する。	c) 教育訓練その他の措置の実効性を評価する。	内容に差異なし	—
五 職員が、品質目標の達成に向けて自らの個別業務の関連性及び重要性を認識するとともに、自らの貢献の方途を認識しているようにすること。	—	四 要員が、自らの個別業務について次に掲げる事項を認識しているようにすること。	—	d) 組織の要員が、自らの活動のもつ意味及び重要性を認識し、品質目標の達成に向けて自らがどのように貢献できるかを認識することを確実にする。	d) 要員が、自らの個別業務について次に掲げる事項を認識しているようにする。	内容に差異なし	—
—	—	イ 品質目標の達成に向けた自らの貢献	—		i) 品質目標の達成に向けた自らの貢献	内容に差異なし	—
—	—	ロ 品質マネジメントシステムの実効性を維持するための自らの貢献	—	—	ii) 品質マネジメントシステムの実効性を維持するための自らの貢献	これまでも「自らの活動のもつ意味及び重要性を認識」に含め考慮してきた。	—
—	—	ハ 原子力の安全に対する当該個別業務の重要性	—	—	iii) 原子力の安全に対する当該個別業務の重要性		—
六 職員の教育訓練、技能及び経験について適切な記録を作成し、これを管理すること。	—	五 要員の力量及び教育訓練その他の措置に係る記録を作成し、これを管理すること。	—	e) 教育、訓練、技能及び経験について該当する記録を維持する(4.2.4参照)。	e) 要員の力量及び教育訓練その他の措置に係る記録を作成し、これを管理する(4.2.4参照)。	内容に差異なし	—

品証規則		品管規則		Q-1-1 原子力品質保証規程			
使用済燃料貯蔵施設に係る使用済燃料貯蔵事業者の設計及び工事に係る品質管理の方法及びその検査のための組織の技術基準に関する規則		原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則		改訂 24 (2018年8月10日施行)	改訂 25 (2021年4月1日施行) (品管規則反映)	改訂 24 と改訂 25 との 差異に係る補足説明	差異要求に対応して いる二次マニュアル
本文	解釈	本文	解釈				
(業務運営基盤)	第 2 3 条 (業務運営基盤)		—	6.3 使用済燃料貯蔵施設			
第二十三条 使用済燃料貯蔵事業者は、保安のために必要な業務運営基盤（個別業務に必要な施設、設備及びサービスの体系をいう。）を明確にして、これを維持しなければならない。	1 規則第 2 3 条に規定する「業務運営基盤」とは、J I S Q 9 0 0 1 で使用されている「インフラストラクチャー」に相当するものである。	【再掲】 第二十一条 原子力事業者等は、原子力の安全を確保するために必要な次に掲げる資源を明確に定め、これを確保し、及び管理しなければならない。 一 要員 二 個別業務に必要な施設、設備及びサービスの体系 三 作業環境 四 その他必要な資源	1 第 1 項に規定する「資源を明確に定め」とは、本規程の事項を実施するために必要な資源を特定した上で、組織の内部で保持すべき資源と組織の外部から調達できる資源とを明確にし、それを定めていることをいう。 2 第 1 項第 3 号に規定する「作業環境」には、作業場所の放射線量、温度、照度、狭小の程度等の作業に影響を及ぼす可能性がある事項を含む。	組織は、原子力安全の達成のために必要な使用済燃料貯蔵施設を、Q-2-S1「建設マニュアル」に基づき明確にし、維持管理する。また、原子力安全の達成のために必要な使用済燃料貯蔵施設を維持するためのインフラストラクチャーを関連するマニュアル等にて明確にし、維持する。	(6. 1 b) に規定)	内容に差異なし	—
(作業環境)	—	—	—	6.4 作業環境	—		
第二十四条 使用済燃料貯蔵事業者は、保安のために必要な作業環境を明確にして、これを管理監督しなければならない。	—	【再掲】 第二十一条 原子力事業者等は、原子力の安全を確保するために必要な次に掲げる資源を明確に定め、これを確保し、及び管理しなければならない。 一 要員 二 個別業務に必要な施設、設備及びサービスの体系 三 作業環境 四 その他必要な資源	1 第 1 項に規定する「資源を明確に定め」とは、本規程の事項を実施するために必要な資源を特定した上で、組織の内部で保持すべき資源と組織の外部から調達できる資源とを明確にし、それを定めていることをいう。 2 第 1 項第 3 号に規定する「作業環境」には、作業場所の放射線量、温度、照度、狭小の程度等の作業に影響を及ぼす可能性	組織は、環境への配慮を基本とし、異物管理や火気管理等の作業安全、労働安全、人身安全に関する作業環境を含め、原子力安全の達成のために必要な作業環境を関連するマニュアル等にて明確にし、運営管理する。	(6. 1 c) に規定)	内容に差異なし	—

品証規則		品管規則		Q-1-1 原子力品質保証規程			
使用済燃料貯蔵施設に係る使用済燃料貯蔵事業者の設計及び工事に係る品質管理の方法及びその検査のための組織の技術基準に関する規則		原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則		改訂 24 (2018年8月10日施行)	改訂 25 (2021年4月1日施行) (品管規則反映)	改訂 24 と改訂 25 との 差異に係る補足説明	差異要求に対応して いる二次マニュアル
本文	解釈	本文	解釈				
			がある事項を含む。				
第五章個別業務に関する計画の策定及び個別業務の実施 (個別業務に必要なプロセスの計画)	—	第五章 個別業務に関する計画の策定及び個別業務の実施 (個別業務に必要なプロセスの計画)	第五章 個別業務に関する計画の策定及び個別業務の実施 (個別業務に必要なプロセスの計画)	7. 業務の計画及び実施 7.1 業務の計画	7. 個別業務に関する計画の策定及び個別業務の実施 7. 1 個別業務に必要なプロセスの計画	内容に差異なし	—
第二十五条 使用済燃料貯蔵事業者は、個別業務に必要なプロセスについて、計画を策定するとともに、確立しなければならない。	—	第二十三条 原子力事業者等は、個別業務に必要なプロセスについて、計画を策定するとともに、そのプロセスを確立しなければならない。	1 第1項に規定する「計画を策定する」には、第4条第2項第3号の事項を考慮して計画を策定することを含む。	(1)組織は、原子力安全を実現するため、使用済燃料貯蔵施設の建設活動及び事業開始後の保安活動に必要な業務のプロセスを計画し、Q-2-S1「建設マニュアル」、Q-2-G1「安全文化の醸成に係る活動マニュアル」、Q-2-G2「法令等の遵守に係る活動マニュアル」、Q-2-D1「文書及び記録管理マニュアル」、Q-2-C2「広聴マニュアル」及びQ-2-C3「広報マニュアル」に定める。	(1)組織は、個別業務に必要なプロセスについて、計画を策定する「4. 1 (2) c」を考慮して計画を策定することを含む。」とともに、そのプロセスを確立する。	内容に差異なし	—
2 使用済燃料貯蔵事業者は、前項の規定により策定された計画(以下「個別業務計画」という。)と、個別業務に係るプロセス以外のプロセスに係る要求事項との整合性を確保しなければならない。	—	2 原子力事業者等は、前項の計画と当該個別業務以外のプロセスに係る個別業務等要求事項との整合性を確保しなければならない。	2 第2項に規定する「個別業務等要求事項との整合性」には、業務計画を変更する場合の整合性を含む。	(2)業務の計画は、品質マネジメントシステムのその他のプロセスの要求事項と整合をとる(4.1参照)。	(2)組織は、(1)の計画と当該個別業務以外のプロセスに係る個別業務等要求事項との整合性(業務計画を変更する場合の整合性を含む。)を確保する。	内容に差異なし	—
3 使用済燃料貯蔵事業者は、個別業務計画の策定を行うに当たっては、次に掲げる事項を適切に明確化しなければならない。	—	3 原子力事業者等は、個別業務に関する計画(以下「個別業務計画」という。)の策定又は変更を行うに当たり、次に掲げる事項を明確にしなければならない。	3 第3項に規定する「個別業務に関する計画(以下「個別業務計画」という。)の策定又は変更」には、プロセス及び組織の変更(累積的な影響が生じ得るプロセス及び組織の軽微な変更を含む。)を含む。	(3)組織は、業務の計画に当たって、次の各事項について適切に明確化する。	(3)組織は、個別業務に関する計画(以下「個別業務計画」という。)の策定又は変更(プロセス及び組織の変更(累積的な影響が生じ得るプロセス及び組織の軽微な変更を含む。))を行うに当たり、次に掲げる事項を明確にする。	改訂25において新規追加した。 (累積的な影響が生じるプロセス及び組織の変更の際に今後実施していく。)	—

品証規則		品管規則		Q-1-1 原子力品質保証規程			
使用済燃料貯蔵施設に係る使用済燃料貯蔵事業者の設計及び工事に係る品質管理の方法及びその検査のための組織の技術基準に関する規則		原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則		改訂 24 (2018年8月10日施行)	改訂 25 (2021年4月1日施行) (品管規則反映)	改訂 24 と改訂 25 との 差異に係る補足説明	差異要求に対応して いる二次マニュアル
本文	解釈	本文	解釈				
—	—	一 個別業務計画の策定又は変更の目的及び当該計画の策定又は変更により起こり得る結果	—	—	a) 個別業務計画の策定又は変更の目的及び当該計画の策定又は変更により起こり得る結果	改訂25において新規追加した。 個別業務計画の策定・変更の際に今後実施していく。	—
一 個別業務又は使用済燃料貯蔵施設に係る品質目標及び個別業務等要求事項	—	二 機器等又は個別業務に係る品質目標及び個別業務等要求事項	—	a) 業務・使用済燃料貯蔵施設に対する品質目標及び要求事項	b) 機器等又は個別業務に係る品質目標及び個別業務等要求事項	内容に差異なし	—
二 所要のプロセス、品質管理監督文書及び資源であって、個別業務又は使用済燃料貯蔵施設に固有のもの	—	三 機器等又は個別業務に固有のプロセス、品質マネジメント文書及び資源	—	b) 業務・使用済燃料貯蔵施設に特有な、プロセス及び文書の確立の必要性、並びに資源の提供の必要性	c) 機器等又は個別業務に固有のプロセス、品質マネジメント文書及び資源	内容に差異なし	—
三 所要の検証、妥当性確認、監視測定並びに検査及び試験（以下「検査試験」という。）であって、当該個別業務又は使用済燃料貯蔵施設に固有のもの及び個別業務又は使用済燃料貯蔵施設の適否を決定するための基準（以下「適否決定基準」という。）	—	四 使用前事業者検査等、検証、妥当性確認及び監視測定並びにこれらの個別業務等要求事項への適合性を判定するための基準（以下「合否判定基準」という。）	—	c) その業務・使用済燃料貯蔵施設のための検証、妥当性確認、監視、測定、検査及び試験活動、並びにこれらの合否判定基準	d) 使用前事業者検査等、検証、妥当性確認及び監視測定並びにこれらの個別業務等要求事項への適合性を判定するための基準（以下「合否判定基準」という。）	内容に差異なし	—
四 個別業務又は使用済燃料貯蔵施設に係るプロセス及びその結果が個別業務等要求事項に適合していることを実証するために必要な記録	—	五 個別業務に必要なプロセス及び当該プロセスを実施した結果が個別業務等要求事項に適合することを実証するために必要な記録	—	d) 業務・使用済燃料貯蔵施設のプロセス及びその結果が、要求事項を満たしていることを実証するために必要な記録（4.2.4参照）	e) 個別業務に必要なプロセス及び当該プロセスを実施した結果が個別業務等要求事項に適合していることを実証するために必要な記録（4.2.4参照）	内容に差異なし	—
4 使用済燃料貯蔵事業者は、個別業務計画	—	4 原子力事業者等は、策定した個別業務計画	—	(4) この計画のアウトプットは、組織の運営方法に適した形式にする。	(4) 組織は、策定した個別業務計画を、その個別業務の作業方法に適	内容に差異なし	—

品証規則		品管規則		Q-1-1 原子力品質保証規程			
使用済燃料貯蔵施設に係る使用済燃料貯蔵事業者の設計及び工事に係る品質管理の方法及びその検査のための組織の技術基準に関する規則		原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則		改訂 24 (2018年8月10日施行)	改訂 25 (2021年4月1日施行) (品管規則反映)	改訂 24 と改訂 25 との 差異に係る補足説明	差異要求に対応して いる二次マニュアル
本文	解釈	本文	解釈				
の策定に係るプロセス出力情報を、作業方法に見合う形式によるものとしなければならない。		を、その個別業務の作業方法に適したものとしないなければならない。			したものとする。		
(個別業務等要求事項の明確化)	第 26 条 (個別業務等要求事項の明確化)	(個別業務等要求事項として明確にすべき事項)	—	7.2 業務・使用済燃料貯蔵施設に対する要求事項に関するプロセス 7.2.1 業務・使用済燃料貯蔵施設に対する要求事項の明確化	7.2 個別業務等要求事項に関するプロセス 7.2.1 個別業務等要求事項として明確にすべき事項	内容に差異なし	—
第二十六条 使用済燃料貯蔵事業者は、次に掲げる事項を個別業務等要求事項として明確にしなければならない。	—	第二十四条 原子力事業者等は、次に掲げる事項を個別業務等要求事項として明確に定めなければならない。	—	組織は、次の事項を「業務の計画」(7.1 参照)において明確にする。	組織は、次に掲げる事項を個別業務等要求事項として明確に定める。	内容に差異なし	—
一 使用済燃料貯蔵施設の外部の者が明示してはいないものの、個別業務又は使用済燃料貯蔵施設に必要な要求事項であって既知のもの	1 規則第 26 条第 1 号に規定する「使用済燃料貯蔵施設の外部の者」とは、JIS Q 9001 で使用されている「顧客」に相当するものである。	一 組織の外部の者が明示してはいないものの、機器等又は個別業務に必要な要求事項	—	b) 明示されてはいないが、業務・使用済燃料貯蔵施設に不可欠な要求事項	a) 組織の外部の者が明示してはいないものの、機器等又は個別業務に必要な要求事項	内容に差異なし	—
二 関係法令のうち、当該個別業務又は使用済燃料貯蔵施設に関するもの	—	二 関係法令	—	a) 業務・使用済燃料貯蔵施設に適用される法令・規制要求事項	b) 関係法令	内容に差異なし	—
三 その他使用済燃料貯蔵事業者が明確にした要求事項	—	三 前二号に掲げるもののほか、原子力事業者等が必要とする要求事項	—	c) 組織が必要と判断する追加要求事項すべて	c) a) 及び b) に掲げるもののほか、組織が必要とする要求事項	内容に差異なし	—
(個別業務等要求事項の照査)	—	(個別業務等要求事項の審査)	—	7.2.2 業務・使用済燃料貯蔵施設に対する要求事項のレビュー	7.2.2 個別業務等要求事項の審査	内容に差異なし	—

品証規則		品管規則		Q-1-1 原子力品質保証規程			
使用済燃料貯蔵施設に係る使用済燃料貯蔵事業者の設計及び工事に係る品質管理の方法及びその検査のための組織の技術基準に関する規則		原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則		改訂 24 (2018年8月10日施行)	改訂 25 (2021年4月1日施行) (品管規則反映)	改訂 24 と改訂 25 との 差異に係る補足説明	差異要求に対応して いる二次マニュアル
本文	解釈	本文	解釈				
第二十七条 使用済燃料貯蔵事業者は、個別業務の実施及び使用済燃料貯蔵施設の使用に当たって、あらかじめ、個別業務等要求事項の照査を実施しなければならない。	—	第二十五条 原子力事業者等は、機器等の使用又は個別業務の実施に当たり、あらかじめ、個別業務等要求事項の審査を実施しなければならない。	—	(1) 組織は、Q-2-D1「文書及び記録管理マニュアル」に基づき、業務・使用済燃料貯蔵施設に対する要求事項をレビューする。このレビューは、その要求事項を適用する前に実施する。	(1) 組織は、Q-2-D1「文書及び記録管理マニュアル」に基づき、機器等の使用又は個別業務の実施に当たり、あらかじめ、個別業務等要求事項の審査を実施する。	内容に差異なし	—
2 使用済燃料貯蔵事業者は、前項の照査を実施するに当たっては、次に掲げる事項を確認しなければならない。	—	2 原子力事業者等は、前項の審査を実施するに当たり、次に掲げる事項を確認しなければならない。	—	(2) レビューでは、次の事項を確実にする。	(2) 組織は、個別業務等要求事項の審査を実施するに当たり、次に掲げる事項を確認する。	内容に差異なし	—
一 当該個別業務又は使用済燃料貯蔵施設に係る個別業務等要求事項が定められていること。	—	一 当該個別業務等要求事項が定められていること。	—	a) 業務・使用済燃料貯蔵施設に対する要求事項が定められている。	a) 当該個別業務等要求事項が定められている。	内容に差異なし	—
二 当該個別業務又は使用済燃料貯蔵施設に係る個別業務等要求事項が、あらかじめ定められた個別業務等要求事項と相違する場合においては、当該相違点が解明されていること。	—	二 当該個別業務等要求事項が、あらかじめ定められた個別業務等要求事項と相違する場合においては、その相違点が解明されていること。	—	b) 業務・使用済燃料貯蔵施設に対する要求事項が以前に提示されたものと異なる場合には、それについて解決されている。	b) 当該個別業務等要求事項が、あらかじめ定められた個別業務等要求事項と相違する場合においては、その相違点が解明されている。	内容に差異なし	—
三 使用済燃料貯蔵事業者が、あらかじめ定められた要求事項に適合する能力を有していること。	—	三 原子力事業者等が、あらかじめ定められた個別業務等要求事項に適合するための能力を有していること。	—	c) 組織が、定められた要求事項を満たす能力を有している。	c) 組織が、あらかじめ定められた個別業務等要求事項に適合するための能力を有している。	内容に差異なし	—

品証規則		品管規則		Q-1-1 原子力品質保証規程			
使用済燃料貯蔵施設に係る使用済燃料貯蔵事業者の設計及び工事に係る品質管理の方法及びその検査のための組織の技術基準に関する規則		原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則		改訂 24 (2018年8月10日施行)	改訂 25 (2021年4月1日施行) (品管規則反映)	改訂 24 と改訂 25 との 差異に係る補足説明	差異要求に対応して いる二次マニュアル
本文	解釈	本文	解釈				
3 使用済燃料貯蔵事業者は、第一項の照査の結果に係る記録及び当該照査の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理しなければならない。	—	3 原子力事業者等は、第一項の審査の結果の記録及び当該審査の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理しなければならない。	—	(3) このレビューの結果の記録、及びそのレビューを受けてとられた処置の記録を維持する(4.2.4参照)。	(3) 組織は、(1)の審査の結果の記録及び当該審査の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する(4.2.4参照)。	内容に差異なし	—
—	—	—	—	(4) 業務・使用済燃料貯蔵施設に対する要求事項が書面で示されない場合には、組織はその要求事項を適用する前に確認する。	—	—	—
4 使用済燃料貯蔵事業者は、個別業務等要求事項が変更された場合においては、関連する文書が改訂されるようにするとともに、関連する職員に対し変更後の個別業務等要求事項が周知されるようにしなければならない。	—	4 原子力事業者等は、個別業務等要求事項が変更された場合においては、関連する文書が改訂されるようにするとともに、関連する要員に対し変更後の個別業務等要求事項が周知されるようにしなければならない。	—	(5) 業務・使用済燃料貯蔵施設に対する要求事項が変更された場合には、組織は、関連する文書を修正する。また、変更後の要求事項が、関連する要員に理解されていることを確実にする。	(4) 組織は、個別業務等要求事項が変更された場合においては、関連する文書が改訂されるようにするとともに、関連する要員に対し変更後の個別業務等要求事項が周知されるようにする。	内容に差異なし	—
(使用済燃料貯蔵施設の外部の者との情報の伝達)	第28条(使用済燃料貯蔵施設の外部の者との情報の伝達)	(組織の外部の者との情報の伝達等)	第26条(組織の外部の者との情報の伝達等)	7.2.3 外部とのコミュニケーション	7.2.3 外部とのコミュニケーション	差異なし	—
第二十八条 使用済燃料貯蔵事業者は、使用済燃料貯蔵施設の外部の者との情報の伝達のために実効性のある方法を明らかにして、これを実施しなければならない。	1 規則第28条に規定する「使用済燃料貯蔵施設の外部の者」とは、JIS Q9001で使用されている「顧客」に相当するものである。 2 規則第28条に規定する「実効性のある	第二十六条 原子力事業者等は、組織の外部の者からの情報の収集及び組織の外部の者への情報の伝達のために、実効性のある方法を明確に定め、これを実施しなければならない。	1 第26条に規定する「組織の外部の者からの情報の収集及び組織の外部の者への情報の伝達のために、実効性のある方法」には、次の事項を含む。 ・組織の外部の者と効果的に連絡し、適切に情報	組織は、原子力安全に関して外部とのコミュニケーションを図るための効果的な方法を、Q-2-C1「外部コミュニケーションマニュアル」、Q-2-C2「広聴マニュアル」、Q-2-C3「広報マニュアル」及びQ-2-C4「行政・報道対応マニュアル」にて明確にし、実施する。	組織は、組織の外部の者からの情報の収集及び組織の外部の者への情報の伝達のために、実効性のある方法を、Q-2-C1「外部コミュニケーションマニュアル」、Q-2-C2「広聴マニュアル」、Q-2-C3「広報マニュアル」及びQ-2-C4「行政・報道対応マニュアル」に明確に定め、これを実施する。これには、次の事項を含む。	内容に差異なし	—

品証規則		品管規則		Q-1-1 原子力品質保証規程			
使用済燃料貯蔵施設に係る使用済燃料貯蔵事業者の設計及び工事に係る品質管理の方法及びその検査のための組織の技術基準に関する規則		原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則		改訂 24 (2018年8月10日施行)	改訂 25 (2021年4月1日施行) (品管規則反映)	改訂 24 と改訂 25 との 差異に係る補足説明	差異要求に対応して いる二次マニュアル
本文	解釈	本文	解釈				
	方法」とは、J I S Q 9 0 0 1 で使用されている「効果的な方法」に相当するものである。		を通知する方法 ・ 予期せぬ事態における組織の外部の者との時宜を得た効果的な連絡方法 ・ 原子力の安全に関連する必要な情報を組織の外部の者に確実に提供する方法 ・ 原子力の安全に関連する組織の外部の者の懸念や期待を把握し、意思決定において適切に考慮する方法		a) 組織の外部の者と効果的に連絡し、適切に情報を通知する方法 b) 予期せぬ事態における組織の外部の者との時宜を得た効果的な連絡方法 c) 原子力の安全に関連する必要な情報を組織の外部の者に確実に提供する方法 d) 原子力の安全に関連する組織の外部の者の懸念や期待を把握し、意思決定において適切に考慮する方法		
(設計開発計画)	(設計開発計画)	(設計開発計画)	(設計開発計画)	7.3 設計・開発	7. 3 設計開発	差異なし	—
—	—	—	—	組織は、使用済燃料貯蔵施設を対象として、Q-2-E1「設計管理マニュアル」に基づき、設計・開発の管理を実施する。	組織は、使用済燃料貯蔵施設を対象として、Q-2-E1「設計管理マニュアル」に基づき、設計開発の管理を実施する。	差異なし	—
—	—	—	—	7.3.1 設計・開発の計画	7. 3. 1 設計開発計画	差異なし	—
第二十九条 使用済燃料貯蔵事業者は、設計開発（使用済燃料貯蔵施設に必要な要求事項を考慮し、使用済燃料貯蔵施設の仕様を定めることをいう。以下同じ。）の計画（以下「設計開発計画」という。）を策定するとともに、設計開発を管理しなければならない。	—	第二十七条 原子力事業者等は、設計開発（専ら原子力施設において用いるための設計開発に限る。）の計画（以下「設計開発計画」という。）を策定するとともに、設計開発を管理しなければならない。	1 第1項に規定する「設計開発」には、設備、施設、ソフトウェア及び手順書等に関する設計開発を含む。この場合において、原子力の安全のために重要な手順書等の設計開発については、新規制定の場合に加え、重要な変更がある場合にも行う必要がある。 2 第1項に規定する「設計開発（専ら原子力施設において用いるための設計開発に限る。）の計画	(1) 組織は、使用済燃料貯蔵施設の設計・開発の計画を策定し、管理する。	(1) 組織は、設計開発（専ら使用済燃料貯蔵施設において用いるための設計開発に限る。）の計画（以下「設計開発計画」という。）を策定する（ 不適合及び予期せぬ事象の発生等を未然に防止するための活動「4. 1 (2) c) の事項を考慮して行うものを含む。」を行うことを含む。 ）とともに、設計開発を管理する。	不適合の未然防止については、CAP活動を反映したマニュアルを整備の上、2020年7月から運用開始している。これ以前も予防処置として、同様に扱っている。 これらは、二次マニユ	Q-2-N1「不適合管理及び是正処置、予防処置マニュアル（改訂11）」 「9.4 事故・故障トラブル情報及び予防処置情報に基づく予防処置」 Q-2-N1「不適合等管理マニュアル（改訂12）」 「11. 未然防止処置（原子力施設その他の施設からの情報の扱い）」 Q-2-E1「設計管理マ

品証規則		品管規則		Q-1-1 原子力品質保証規程			
使用済燃料貯蔵施設に係る使用済燃料貯蔵事業者の設計及び工事に係る品質管理の方法及びその検査のための組織の技術基準に関する規則		原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則		改訂 24 (2018年8月10日施行)	改訂 25 (2021年4月1日施行) (品管規則反映)	改訂 24 と改訂 25 との 差異に係る補足説明	差異要求に対応して いる二次マニュアル
本文	解釈	本文	解釈				
			(以下「設計開発計画」という。)を策定する」には、不適合及び予期せぬ事象の発生等を未然に防止するための活動(第4条第2項第3号の事項を考慮して行うものを含む。)を行うことを含む。		この設計開発には、設備、施設、ソフトウェア及び手順書等に関する設計開発を含む。この場合において、原子力の安全のために重要な手順書等の設計開発については、新規制定の場合に加え、重要な変更がある場合にも行う必要がある。	アルにおいて、設計インプット要求事項として「類似施設から得られた情報」として規定している。 二次マニュアルにおいて、「構築物、システム、装置及び機器等並びにそれらの運用業務」としている。 手順書については、現建設段階における主要な個別業務である「施設管理」について「7.1 業務の計画」、「7.2 業務要求事項に関するプロセス」に基づき定めている。 原子力の安全のために重要な新規制定、変更する手順書が発生した場合は今後実施。	マニュアル(改訂08)「9.3設計へのインプット要求事項の明確化」 Q-2-E1「設計管理マニュアル(改訂08)」「2.適用範囲」
2 使用済燃料貯蔵事業者は、設計開発計画の策定において、次に掲げる事項を明確にしなければならない。	—	2 原子力事業者等は、設計開発計画の策定において、次に掲げる事項を明確にしなければならない。	—	(2) 設計・開発の計画において、組織は、次の事項を明確にする。	(2) 組織は、設計開発計画の策定において、次に掲げる事項を明確にする。	内容に差異なし	—
—	—	一 設計開発の性質、期間及び複雑さの程度	—	—	a) 設計開発の性質、期間及び複雑さの程度	二次マニュアルにおいて、性質は「新規設計設備かどうか」、期間は「検討スケジュール	Q-2-E1「設計管理マニュアル(改訂08)」添付-4「設計管理シート作成要領」

品証規則		品管規則		Q-1-1 原子力品質保証規程			
使用済燃料貯蔵施設に係る使用済燃料貯蔵事業者の設計及び工事に係る品質管理の方法及びその検査のための組織の技術基準に関する規則		原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則		改訂 24 (2018年8月10日施行)	改訂 25 (2021年4月1日施行) (品管規則反映)	改訂 24 と改訂 25 との 差異に係る補足説明	差異要求に対応して いる二次マニュアル
本文	解釈	本文	解釈				
						ル」、複雑さの程度は、品質マネジメントシステムの一般要求事項として「プロセス及び使用済燃料貯蔵施設の複雑性の程度」として規定している。	Q-1-1「原子力品質保証規程（改訂24）」 「4.1（3）a）」
一 設計開発の段階	—	—	—	a) 設計・開発の段階	—	—	—
二 設計開発の各段階それぞれにおいて適切な照査、検証及び妥当性確認	—	二 設計開発の各段階における適切な審査、検証及び妥当性確認の方法並びに管理体制	—	b) 設計・開発の各段階に適したレビュー、検証及び妥当性確認	b) 設計開発の各段階における適切な審査、検証及び妥当性確認の方法並びに 管理体制	管理体制は、改訂 24 では c) の「責任及び権限」に含まれている。	—
三 設計開発に係る部門及び職員の責任(保安活動の内容について説明する責任を含む。)及び権限	1 規則第 29 条第 2 項第 3 号に規定する「保安活動の内容について説明する責任」とは、「担当業務に応じて、組織内及び組織外に対し保安活動の内容を説明する責任」をいう。	三 設計開発に係る部門及び要員の責任及び権限	—	c) 設計・開発に関する責任（使用済燃料貯蔵施設の建設活動及び事業開始後の保安活動の内容について説明する責任を含む。）及び権限	c) 設計開発に係る部門及び要員の責任及び権限	内容に差異なし	—
—	—	四 設計開発に必要な組織の内部及び外部の資源	—	—	d) 設計開発に必要な組織の内部及び外部の資源	二次マニュアルにおいて、自ら設計する場合、他の設計担当箇所及びメーカー等発注先への設計委託又はメーカー等の発注先から機能購買をする場合に必要なインプット項目を明確にすることとしている。	Q-2-E1「設計管理マニュアル（改訂08）」 「9.3 設計へのインプット要求事項の明確化」
3 使用済燃料貯蔵事業者は、実効性のある情報の伝達並びに責任及び権限の明確	2 規則第 29 条第 3 項に規定する「実効性のある情報の伝達」とは、J I S Q 9 0 0	3 原子力事業者等は、実効性のある情報の伝達並びに責任及び権限の明確な割当てがな	—	(3) 組織は、効果的なコミュニケーション並びに責任及び権限の明確な割当てを確実にするために、設計・開発に関与するグループ間のインタフェースを運営	(3) 組織は、実効性のある情報の伝達並びに責任及び権限の明確な割当てがなされるようにするために、設計開発に関与する各者間の連絡を	内容に差異なし	—

品証規則		品管規則		Q-1-1 原子力品質保証規程			
使用済燃料貯蔵施設に係る使用済燃料貯蔵事業者の設計及び工事に係る品質管理の方法及びその検査のための組織の技術基準に関する規則		原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則		改訂 24 (2018年8月10日施行)	改訂 25 (2021年4月1日施行) (品管規則反映)	改訂 24 と改訂 25 との 差異に係る補足説明	差異要求に対応して いる二次マニュアル
本文	解釈	本文	解釈				
な割当てがなされるようにするために、設計開発に関与する各者間の連絡を管理監督しなければならない。	1 で使用されている「効果的なコミュニケーション」に相当するものである。	れるようにするために、設計開発に関与する各者間の連絡を管理しなければならない。		管理する。	管理する。		
4 使用済燃料貯蔵事業者は、第一項の規定により策定された設計開発計画を、設計開発の進行に応じ適切に更新しなければならない。	—	4 原子力事業者等は、第一項の規定により策定された設計開発計画を、設計開発の進行に応じ適切に変更しなければならない。	—	(4) 設計・開発の進行に応じて、策定した計画を適切に更新する。	(4) 組織は、(1)により策定された設計開発計画を、設計開発の進行に応じて適切に変更する。	内容に差異なし	—
(設計開発に係るプロセス入力情報)	—	(設計開発に用いる情報)	(設計開発に用いる情報)	7.3.2 設計・開発へのインプット	7.3.2 設計開発へのインプット	差異なし	—
第三十条 使用済燃料貯蔵事業者は、使用済燃料貯蔵施設に係る要求事項に関連した次に掲げる設計開発に係るプロセス入力情報を明確にするとともに、当該情報に係る記録を作成し、これを管理しなければならない。	—	第二十八条 原子力事業者等は、個別業務等要求事項として設計開発に用いる情報であって、次に掲げるものを明確に定めるとともに、当該情報に係る記録を作成し、これを管理しなければならない。	—	(1)使用済燃料貯蔵施設の要求事項に関連するインプットを明確にし、記録を維持する(4.2.4参照)。インプットには、次の事項を含める。	(1)組織は、個別業務等要求事項として設計開発へのインプットであって、次に掲げるものを明確に定めるとともに、当該情報に係る記録を作成し、これを管理する(4.2.4参照)。	内容に差異なし	—
一 意図した使用方法に応じた機能又は性能に係る使用済燃料貯蔵施設に係る要求事項	—	一 機能及び性能に係る要求事項	—	a) 機能及び性能に関する要求事項	a) 機能及び性能に関する要求事項	差異なし	—
二 従前の類似した設計開発から得られた情報であって、当該設計開発へのプロセス入力	—	二 従前の類似した設計開発から得られた情報であって、当該設計開発に用いる情報として適	—	c) 適用可能な場合には、以前の類似した設計から得られた情報	b) 適用可能な場合には、以前の類似した設計から得られた情報	差異なし	—

品証規則		品管規則		Q-1-1 原子力品質保証規程			
使用済燃料貯蔵施設に係る使用済燃料貯蔵事業者の設計及び工事に係る品質管理の方法及びその検査のための組織の技術基準に関する規則		原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則		改訂 24 (2018年8月10日施行)	改訂 25 (2021年4月1日施行) (品管規則反映)	改訂 24 と改訂 25 との 差異に係る補足説明	差異要求に対応して いる二次マニュアル
本文	解釈	本文	解釈				
情報として適用可能なもの		用可能なもの					
三 関係法令	—	三 関係法令	—	b) 適用される法令・規制要求事項	c) 適用される法令・規制要求事項	差異なし	—
四 その他設計開発に 必須の要求事項	—	四 その他設計開発 に必要な要求事項	—	d) 設計・開発に不可欠なその他の要求 事項	d) 設計開発に不可欠なその他の要 求事項	差異なし	—
2 使用済燃料貯蔵事 業者は、設計開発に係 るプロセス入力情報に ついて、その妥当性を 照査し、承認しなけれ ばならない。	—	2 原子力事業者等は、 設計開発に用いる情報 について、その妥当性を 評価し、承認しなければ ならない。	—	(2) 使用済燃料貯蔵施設の要求事項に 関連するインプットについては、その適 切性をレビューし、承認する。要求事項 は、漏れがなく、あいまい(曖昧)でな く、相反することがないようにする。	(2) 組織は、設計開発に用いる情報 について、その妥当性を評価し、 承認する。	内容に差異なし	—
(設計開発に係るプ ロセス出力情報)	(設計開発に係るプ ロセス出力情報)	(設計開発の結果に係 る情報)	(設計開発の結果に係 る情報)	7.3.3 設計・開発からのアウトプット	7.3.3 設計開発からのアウト プット	内容に差異なし	—
第三十一条 使用済燃 料貯蔵事業者は、設計 開発に係るプロセス出 力情報を、設計開発に 係るプロセス入力情報 と対比した検証を可能 とする形式により保有 しなければならない。	1 規則第31条第1項 に規定する「設計開発 に係るプロセス出力情 報」とは、例えば、「使 用済燃料貯蔵施設の仕 様又はソフトウェア」 がある。	第二十九条 原子力事 業者等は、設計開発の 結果に係る情報を、設 計開発に用いた情報と 対比して検証すること ができる形式により管 理しなければならない。	1 第1項に規定する「 設計開発の結果に係る 情報」とは、例えば、 機器等の仕様又はソフ トウェアをいう。	(1) 設計・開発からのアウトプットは、 設計・開発へのインプットと対比した検 証を行うのに適した形式とする。また、 リリースの前に、承認を受ける。	(1) 組織は、設計開発からのアウト プットを、設計開発へのインプ ットと対比して検証することが できる形式により管理する。	内容に差異なし	—
2 使用済燃料貯蔵事 業者は、設計開発から プロセスの次の段階に 進むことを承認するに 当たり、あらかじめ、 当該設計開発に係る プロセス出力情報を承 認しなければならない。	—	2 原子力事業者等は、 設計開発の次の段階の プロセスに進むに当た り、あらかじめ、当該 設計開発の結果に係る 情報を承認しなければ ならない。	—	(2) 設計・開発からのアウトプットは 次の状態とする。	(2) 組織は、設計開発の次の段階 のプロセスに進むに当たり、あらか じめ、当該設計開発からのアウト プットを承認する。	内容に差異なし	—
3 使用済燃料貯蔵事 業者は、設計開発に係 るプロセス出力情報 を、次に掲げる条件に	—	3 原子力事業者等は、 設計開発の結果に係る 情報を、次に掲げる事 項に適合するものとしな	—	(2) 設計・開発からのアウトプットは 次の状態とする。	(3) 組織は、設計開発からのア ウトプットを、次に掲げる事 項に適合するものとする。	内容に差異なし	—

品証規則		品管規則		Q-1-1 原子力品質保証規程			
使用済燃料貯蔵施設に係る使用済燃料貯蔵事業者の設計及び工事に係る品質管理の方法及びその検査のための組織の技術基準に関する規則		原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則		改訂 24 (2018年8月10日施行)	改訂 25 (2021年4月1日施行) (品管規則反映)	改訂 24 と改訂 25 との 差異に係る補足説明	差異要求に対応して いる二次マニュアル
本文	解釈	本文	解釈				
適合するものとしなければならない。		ればならない。					
一 設計開発に係るプロセス入力情報たる要求事項に適合するものであること。	—	一 設計開発に係る個別業務等要求事項に適合するものであること。	—	a) 設計・開発へのインプットで与えられた要求事項を満たす。	a) 設計開発に係る個別業務等要求事項に適合するものである。	内容に差異なし	—
二 調達、個別業務の実施及び使用済燃料貯蔵施設の使用のために適切な情報を提供するものであること。	—	二 調達、機器等の使用及び個別業務の実施のために適切な情報を提供するものであること。	—	b) 調達、業務の実施（使用済燃料貯蔵施設の使用を含む。）に対して適切な情報を提供する。	b) 調達、機器等の使用及び個別業務の実施のために適切な情報を提供するものである。		
三 適否決定基準を含むものであること。	—	三 合否判定基準を含むものであること。	—	c) 関係する検査及び試験の合否判定基準を含むか、又はそれを参照している。	c) 合否判定基準を含むものである。		
四 使用済燃料貯蔵施設の安全かつ適正な使用方法に不可欠な当該使用済燃料貯蔵施設の特性を規定しているものであること。	—	四 機器等を安全かつ適正に使用するために不可欠な当該機器等の特性が明確であること。	—	d) 安全な使用及び適正な使用に不可欠な使用済燃料貯蔵施設の特性を明確にする。	d) 機器等を安全かつ適正に使用するために不可欠な当該機器等の特性が明確である。		
(設計開発照査)	(設計開発照査)	(設計開発レビュー)	(設計開発レビュー)	7.3.4 設計・開発のレビュー	7.3.4 設計開発レビュー	差異なし	—
第三十二条 使用済燃料貯蔵事業者は、設計開発について、その適切な段階において、設計開発計画に従って、次に掲げる事項を目的とした体系的な照査（以下「設計開発照査」という。）を実施しなければならない。	1 規則第32条第1項に規定する「適切な段階」とは、「規則第29条第2項第1号の規定に基づき定めた設計開発の段階」をいう。	第三十条 原子力事業者等は、設計開発の適切な段階において、設計開発計画に従って、次に掲げる事項を目的とした体系的な審査（以下「設計開発レビュー」という。）を実施しなければならない。	—	(1) 設計・開発の適切な段階において、次の事項を目的として、計画されたとおりに（7.3.1 参照）体系的なレビューを行う。	(1) 組織は、設計開発の適切な段階において、設計開発計画に従って、次に掲げる事項を目的とした体系的な審査（以下「設計開発レビュー」という。）を実施する。	内容に差異なし	—
一 設計開発の結果が要求事項に適合することができるかどうか	—	一 設計開発の結果の個別業務等要求事項への適合性について評価す	—	a) 設計・開発の結果が、要求事項を満たせるかどうかを評価する。	a) 設計開発の結果の個別業務等要求事項への適合性について評価する。	内容に差異なし	—

品証規則		品管規則		Q-1-1 原子力品質保証規程			
使用済燃料貯蔵施設に係る使用済燃料貯蔵事業者の設計及び工事に係る品質管理の方法及びその検査のための組織の技術基準に関する規則		原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則		改訂 24 (2018年8月10日施行)	改訂 25 (2021年4月1日施行) (品管規則反映)	改訂 24 と改訂 25 との 差異に係る補足説明	差異要求に対応して いる二次マニュアル
本文	解釈	本文	解釈				
かについて評価すること。		ること。					
二 設計開発に問題がある場合においては、当該問題の内容を識別できるようにするとともに、必要な措置を提案すること	—	二 設計開発に問題がある場合においては、当該問題の内容を明確にし、必要な措置を提案すること。	—	b) 問題を明確にし、必要な処置を提案する。	b) 設計開発に問題がある場合においては、当該問題の内容を明確にし、必要な措置を提案する。		
2 使用済燃料貯蔵事業者は、設計開発照査に、当該照査の対象となっている設計開発段階に関連する部門の代表者及び当該設計開発に係る専門家を参加させなければならない。	—	2 原子力事業者等は、設計開発レビューに、当該設計開発レビューの対象となっている設計開発段階に関連する部門の代表者及び当該設計開発に係る専門家を参加させなければならない。	—	(2) レビューへの参加者には、レビューの対象となっている設計・開発段階に関連する部門を代表する者及び当該設計・開発に係る専門家を含める。このレビューの結果の記録、及び必要な処置があればその記録を維持する(4.2.4参照)。	(2) 組織は、設計開発レビューに、当該設計開発レビューの対象となっている設計開発段階に関連する部門の代表者及び当該設計開発に係る専門家を参加させる。	内容に差異なし	—
3 使用済燃料貯蔵事業者は、設計開発照査の結果の記録及び当該結果に基づき所要の措置を講じた場合においては、その記録を作成し、これを管理しなければならない。	—	3 原子力事業者等は、設計開発レビューの結果の記録及び当該設計開発レビューの結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理しなければならない。	—		(3) 組織は、設計開発レビューの結果の記録及び当該設計開発レビューの結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する(4.2.4参照)。		
(設計開発の検証)	(設計開発の検証)	(設計開発の検証)	(設計開発の検証)	7.3.5 設計・開発の検証	7.3.5 設計開発の検証	差異なし	—
第三十三条 使用済燃料貯蔵事業者は、設計開発に係るプロセス出力情報が当該設計開発に係るプロセス入力情報たる要求事項に適合している状態を確保するために、設計開発計画	—	第三十一条 原子力事業者等は、設計開発の結果が個別業務等要求事項に適合している状態を確保するために、設計開発計画に従って検証を実施しなければならない。	1 第1項に規定する「設計開発計画に従って検証を実施しなければならない」には、設計開発計画に従ってプロセスの次の段階に移行する前に、当該設計開発に係る個別業務等要求事項への適合性の確認を行うこと含む。	(1) 設計・開発からのアウトプットが、設計・開発へのインプットで与えられている要求事項を満たしていることを確実にするために、計画されたとおりに(7.3.1参照) 検証を実施する。この検証の結果の記録、及び必要な処置があればその記録を維持する(4.2.4参照)。	(1) 組織は、設計開発の結果が個別業務等要求事項に適合している状態を確保するために、設計開発計画に従って検証を実施する(設計開発計画に従ってプロセスの次の段階に移行する前に、当該設計開発に係る個別業務等要求事項への適合性の確認を行うことを含む)。	これまでも、プロセスの次の段階に移行する前に、当該設計開発に係る個別業務等要求事項への適合性の確認	Q-2-E1「設計管理マニュアル(改訂08)」「設計活動 業務フロー」

品証規則		品管規則		Q-1-1 原子力品質保証規程			
使用済燃料貯蔵施設に係る使用済燃料貯蔵事業者の設計及び工事に係る品質管理の方法及びその検査のための組織の技術基準に関する規則		原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則		改訂 24 (2018年8月10日施行)	改訂 25 (2021年4月1日施行) (品管規則反映)	改訂 24 と改訂 25 との 差異に係る補足説明	差異要求に対応して いる二次マニュアル
本文	解釈	本文	解釈				
に従って検証を実施しなければならない。 この場合において、設計開発計画に従ってプロセスの次の段階に進む場合には、要求事項に対する適合性の確認をしなければならない。						を行っている。	
2 使用済燃料貯蔵事業者は、前項の検証の結果の記録（当該検証結果に基づき所要の措置を講じた場合においては、その記録を含む。）を作成し、これを管理しなければならない。	—	2 原子力事業者等は、前項の検証の結果の記録及び当該検証の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理しなければならない。	—		(2) 組織は、設計開発の検証の結果の記録及び当該検証の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する(4.2.4参照)。	内容に差異なし	—
3 使用済燃料貯蔵事業者は、当該設計開発に係る部門又は職員に第一項の検証をさせてはならない。	1 規則第33条第3項に規定する「設計開発に係る部門又は職員」とは、「検証の対象となる設計開発に直接に関与した者」をいう。	3 原子力事業者等は、当該設計開発を行った要員に第一項の検証をさせてはならない。	—	(2) 設計・開発の検証は、原設計者以外の者又はグループが実施する。	(3) 組織は、当該設計開発を行った要員に当該設計開発の検証をさせない。	内容に差異なし	—
(設計開発の妥当性確認)	—	(設計開発の妥当性確認)	(設計開発の妥当性確認)	7.3.6 設計・開発の妥当性確認	7.3.6 設計開発の妥当性確認	差異なし	—
第三十四条 使用済燃料貯蔵事業者は、使用済燃料貯蔵施設を、規定された性能、使用目的又は意図した使用方法に係る要求事項に適合するものとするために、当該使用済燃	—	第三十二条 原子力事業者等は、設計開発の結果の個別業務等要求事項への適合性を確認するために、設計開発計画に従って、当該設計開発の妥当性確認(以下この条において「設計開発妥当	1 第1項に規定する「当該設計開発の妥当性確認(以下この条において「設計開発妥当性確認」という。)を実施しなければならない」には、機器等の設置後でなければ妥当性確認を行うことができな	(1) 結果として得られる使用済燃料貯蔵施設が、指定された用途又は意図された用途に応じた要求事項を満たし得ることを確実にするために、計画した方法(7.3.1参照)に従って、設計・開発の妥当性確認を実施する。	(1) 組織は、設計開発の結果の個別業務等要求事項への適合性を確認するために、設計開発計画に従って、当該設計開発の妥当性確認(以下「設計開発妥当性確認」という。)を実施する(機器等の設置後でなければ妥当性確認を行うことができない場合において、当該機器等の使用	これまでも、機器等の設置後でなければ妥当性確認を行うことがで	Q-2-E1「設計管理マニュアル(改訂08)」 「設計活動 業務フ

品証規則		品管規則		Q-1-1 原子力品質保証規程			
使用済燃料貯蔵施設に係る使用済燃料貯蔵事業者の設計及び工事に係る品質管理の方法及びその検査のための組織の技術基準に関する規則		原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則		改訂 24 (2018年8月10日施行)	改訂 25 (2021年4月1日施行) (品管規則反映)	改訂 24 と改訂 25 との 差異に係る補足説明	差異要求に対応して いる二次マニュアル
本文	解釈	本文	解釈				
料貯蔵施設に係る設計開発計画に従って、当該設計開発の妥当性確認（以下この条において「設計開発妥当性確認」という。）を実施しなければならない。		性確認」という。）を実施しなければならない。	い場合において、当該機器等の使用を開始する前に、設計開発妥当性確認を行うことを含む。		を開始する前に、設計開発妥当性確認を行うことを含む。)	きない場合において、当該機器等の使用を開始する前に、設計開発妥当性確認を行うこととしている。	ロー」
2 使用済燃料貯蔵事業者は、使用済燃料貯蔵施設を使用するに当たり、あらかじめ、設計開発妥当性確認を完了しなければならない。ただし、当該使用済燃料貯蔵施設の設置の後でなければ妥当性確認を行うことができない場合においては、当該使用済燃料貯蔵施設の使用を開始する前に、設計開発妥当性確認を行わなければならない。	—	2 原子力事業者等は、機器等の使用又は個別業務の実施に当たり、あらかじめ、設計開発妥当性確認を完了しなければならない。	—	(2) 実行可能な場合にはいつでも、使用済燃料貯蔵施設の使用前に、妥当性確認を完了する。	(2) 組織は、機器等の使用又は個別業務の実施に当たり、あらかじめ、設計開発妥当性確認を完了する。	内容に差異なし	—
3 使用済燃料貯蔵事業者は、設計開発妥当性確認の結果の記録及び当該妥当性確認の結果に基づき所要の措置を講じた場合においてはその記録を作成し、これを管理しなければならない。	—	3 原子力事業者等は、設計開発妥当性確認の結果の記録及び当該設計開発妥当性確認の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理しなければならない。	—	(3) 妥当性確認の結果の記録、及び必要な処置があればその記録を維持する(4.2.4 参照)。	(3) 組織は、設計開発妥当性確認の結果の記録及び当該設計開発妥当性確認の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する(4.2.4 参照)。	内容に差異なし	—

品証規則		品管規則		Q-1-1 原子力品質保証規程			
使用済燃料貯蔵施設に係る使用済燃料貯蔵事業者の設計及び工事に係る品質管理の方法及びその検査のための組織の技術基準に関する規則		原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則		改訂 24 (2018年8月10日施行)	改訂 25 (2021年4月1日施行) (品管規則反映)	改訂 24 と改訂 25 との 差異に係る補足説明	差異要求に対応して いる二次マニュアル
本文	解釈	本文	解釈				
(設計開発の変更の管理)	—	(設計開発の変更の管理)	(設計開発の変更の管理)	7.3.7 設計・開発の変更管理	7.3.7 設計開発の変更の管理	内容に差異なし	—
第三十五条 使用済燃料貯蔵事業者は、設計開発の変更を行った場合においては、当該変更の内容を識別できるようにするとともに、当該変更に係る記録を作成し、これを管理しなければならない。	—	第三十三条 原子力事業者等は、設計開発に係る変更を行った場合においては、当該変更の内容を識別することができるようにするとともに、当該変更に係る記録を作成し、これを管理しなければならない。	—	(1) 設計・開発の変更を明確にし、記録を維持する (4.2.4 参照)。	(1) 組織は、設計開発の変更を行った場合においては、当該変更の内容を識別することができるようにするとともに、当該変更に係る記録を作成し、これを管理する (4.2.4 参照)。	二次マニュアルにおいて、変更履歴記載による変更内容の識別を明確にしている。	Q-2-E1 「設計管理マニュアル (改訂 08) 」 「9.9 設計の変更管理」 「設計管理シート」
2 使用済燃料貯蔵事業者は、設計開発の変更を実施するに当たり、あらかじめ、照査、検証及び妥当性確認を適切に行い、承認しなければならない。	—	2 原子力事業者等は、設計開発の変更を行うに当たり、あらかじめ、審査、検証及び妥当性確認を行い、変更を承認しなければならない。	—	(2) 変更に対して、レビュー、検証及び妥当性確認を適切に行い、その変更を実施する前に承認する。	(2) 組織は、設計開発の変更を行うに当たり、あらかじめ、審査、検証及び妥当性確認を行い、変更を承認する。	内容に差異なし	—
3 使用済燃料貯蔵事業者は、設計開発の変更の照査の範囲を、当該変更が使用済燃料貯蔵施設に及ぼす影響の評価 (当該使用済燃料貯蔵施設を構成する材料又は部品に及ぼす影響の評価を含む。) を含むものとしなければならない。	—	3 原子力事業者等は、前項の設計開発の変更の審査において、設計開発の変更が原子力施設に及ぼす影響の評価 (当該原子力施設を構成する材料又は部品に及ぼす影響の評価を含む。) を行わなければならない。	—	(3) 設計・開発の変更のレビューには、その変更が、当該の使用済燃料貯蔵施設を構成する要素及び関連する使用済燃料貯蔵施設に及ぼす影響の評価を含める。	(3) 組織は、設計開発の変更の審査において、設計開発の変更が使用済燃料貯蔵施設に及ぼす影響の評価 (当該使用済燃料貯蔵施設を構成する材料又は部品に及ぼす影響の評価を含む。) を行う。	改訂 24 では、「使用済燃料貯蔵施設を構成する要素」に「材料、部品」も含んでいる。	—
4 使用済燃料貯蔵事業者は、第二項の規定による変更の照査の結果に係る記録 (当該照査結果に基づき所要の措置を講じた場合においては、その記録を	—	4 原子力事業者等は、第二項の審査、検証及び妥当性確認の結果の記録及びその結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理しなければならない。	—	(4) 変更のレビューの結果の記録、及び必要な処置があればその記録を維持する (4.2.4 参照)。	(4) 組織は、(2) の審査、検証及び妥当性確認の結果の記録及びその結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する (4.2.4 参照)。	内容に差異なし	—

品証規則		品管規則		Q-1-1 原子力品質保証規程			
使用済燃料貯蔵施設に係る使用済燃料貯蔵事業者の設計及び工事に係る品質管理の方法及びその検査のための組織の技術基準に関する規則		原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則		改訂 24 (2018年8月10日施行)	改訂 25 (2021年4月1日施行) (品管規則反映)	改訂 24 と改訂 25 との 差異に係る補足説明	差異要求に対応して いる二次マニュアル
本文	解釈	本文	解釈				
含む。)を作成し、これを管理しなければならない。							
(調達プロセス)	—	(調達プロセス)	(調達プロセス)	7.4 調達	7.4 調達	差異なし	—
—	—	—	—	組織は、Q-2-P1「調達管理マニュアル」及びA-2-7「原子力取引先登録マニュアル」に基づき、調達を実施する。	組織は、Q-2-P1「調達管理マニュアル」及びQ-2-P2「原子力取引先登録マニュアル」に基づき、調達を実施する。	差異なし	—
—	—	—	—	7.4.1 調達プロセス	7.4.1 調達プロセス	差異なし	—
第三十六条 使用済燃料貯蔵事業者は、外部から調達する物品又は役務（以下「調達物品等」という。）が、自らの規定する調達物品等に係る要求事項（以下「調達物品等要求事項」という。）に適合するようにならなければならない。	—	第三十四条 原子力事業者等は、調達する物品又は役務（以下「調達物品等」という。）が、自ら規定する調達物品等に係る要求事項（以下「調達物品等要求事項」という。）に適合するようにならなければならない。	—	(1)組織は、規定された調達要求事項に、調達製品が適合することを確実にする。	(1)組織は、調達する物品又は役務（以下「調達物品等」という。）が、自ら規定する調達物品等に係る要求事項（以下「調達物品等要求事項」という。）に適合するようにする。	内容に差異なし	—
2 使用済燃料貯蔵事業者は、調達物品等の供給者及び調達物品等に適用される管理の方法及び程度を、当該調達物品等が個別業務及び使用済燃料貯蔵施設に及ぼす影響に応じて定めなければならない。	—	2 原子力事業者等は、保安活動の重要度に応じて、調達物品等の供給者及び調達物品等に適用される管理の方法及び程度を定めなければならない。この場合において、一般産業用工業品については、調達物品等の供給者等から必要な情報を入手し当該一般産業用工業品が調達物品等要求事項に適合していることを確認できるように、管理の方法及び程	1 第2項に規定する「調達物品等に適用される管理の方法及び程度」には、力量を有する者を組織の外部から確保する際に、外部への業務委託の範囲を品質マネジメント文書に明確に定めることを含む。 2 第2項に規定する「管理の方法」とは、調達物品等が調達物品等要求事項に適合していることを確認する適切な方法（機器単位の検証、調達物品等	(2)供給者及び調達製品に対する管理の方式及び程度は、調達製品が、原子力安全に及ぼす影響に応じて定める。	(2)組織は、保安活動の重要度に応じて、調達物品等の供給者及び調達物品等に適用される管理の方法及び程度（力量を有する者を組織の外部から確保する際に、外部への業務委託の範囲を品質マネジメント文書に明確に定めることを含む。）を定める。この場合において、一般産業用工業品については、調達物品等の供給者等から必要な情報を入手し当該一般産業用工業品が調達物品等要求事項に適合していることを確認できるように、管理の方法及び程度を定める。	これまでは、外部業務委託*はなかったため、規定していない。 一般産業用工業品の扱いについては、設工認申請書に記載している。	設工認「IV 設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」 「3.6.3 調達製品の調達管理」

品証規則		品管規則		Q-1-1 原子力品質保証規程			
使用済燃料貯蔵施設に係る使用済燃料貯蔵事業者の設計及び工事に係る品質管理の方法及びその検査のための組織の技術基準に関する規則		原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則		改訂 24 (2018年8月10日施行)	改訂 25 (2021年4月1日施行) (品管規則反映)	改訂 24 と改訂 25 との 差異に係る補足説明	差異要求に対応して いる二次マニュアル
本文	解釈	本文	解釈				
		度を定めなければならない。	の妥当性確認等の方法)をいう。 3 第2項に規定する「調達物品等の供給者等から入手し、当該一般産業用工業品が調達物品等要求事項に適合していることを確認できるように、管理の方法及び程度を定めなければならない」には、例えば、次のように原子力事業者等が当該一般産業用工業品に関する技術的な評価を行うことをいう。 ・採用しようとする一般産業用工業品の技術情報を供給者等から入手し、原子力事業者等が当該一般産業用工業品の技術的な評価を行うこと。 ・一般産業用工業品を設置しようとする環境等の情報を供給者等に提供し、供給者等に当該一般産業用工業品の技術的な評価を行わせること。			※補足 ・外部委託は、「4.1 品質マネジメントシステムに係る要求事項」として、「組織は、機器等又は個別業務に係る要求事項への適合に影響を及ぼすプロセスを外部委託することとしたときは、「7.4 調達」に従って当該プロセスが管理されているようにする。」と規定している。(改訂24もアウトソースということで同様)	
3 使用済燃料貯蔵事業者は、調達物品等要求事項に従って調達物品等を供給する能力を根拠として調達物品等の供給者を評価し、選定しなければならない。	—	3 原子力事業者等は、調達物品等要求事項に従い、調達物品等を供給する能力を根拠として調達物品等の供給者等を評価し、選定しなければならない。	—	(3) 組織は、供給者が組織の要求事項に従って調達製品を供給する能力を判断の根拠として、供給者を評価し、選定する。選定、評価及び再評価の基準を定める。	(3) 組織は、調達物品等要求事項に従い、調達物品等を供給する能力を根拠として調達物品等の供給者を評価し、選定する。	内容に差異なし	—

品証規則		品管規則		Q-1-1 原子力品質保証規程			
使用済燃料貯蔵施設に係る使用済燃料貯蔵事業者の設計及び工事に係る品質管理の方法及びその検査のための組織の技術基準に関する規則		原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則		改訂 24 (2018年8月10日施行)	改訂 25 (2021年4月1日施行) (品管規則反映)	改訂 24 と改訂 25 との 差異に係る補足説明	差異要求に対応して いる二次マニュアル
本文	解釈	本文	解釈				
4 使用済燃料貯蔵事業者は、調達物品等の供給者の選定、評価及び再評価に係る判定基準を定めなければならない。	—	4 原子力事業者等は、調達物品等の供給者等の評価及び選定に係る判定基準を定めなければならない。	—		(4) 組織は、調達物品等の供給者の評価及び選定に係る判定基準を定める。		
5 使用済燃料貯蔵事業者は、第三項の評価の結果に係る記録(当該評価結果に基づき所要の措置を講じた場合においてはその記録を含む。)を作成し、これを管理しなければならない。	—	5 原子力事業者等は、第三項の評価の結果の記録及び当該評価の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理しなければならない。	—	(4) 評価の結果の記録、及び評価によって必要とされた処置があればその記録を維持する(4.2.4参照)。	(5) 組織は、(3)の評価の結果の記録及び当該評価の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する(4.2.4参照)。	内容に差異なし	—
6 使用済燃料貯蔵事業者は、調達物品等を調達する場合には、個別業務計画において、適切な調達の実施に必要な事項(当該調達物品等の調達後におけるこれらの維持又は運用に必要な技術情報(保安に係るものに限る。)の取得及び当該情報を他の使用済燃料を貯蔵する者と共有するために必要な措置に関する事項を含む。)及びこれが確実に守られるよう管理する方法を定めなければならない。	—	6 原子力事業者等は、調達物品等を調達する場合には、個別業務プロセス計画において、適切な調達の実施に必要な事項(当該調達物品等の調達後におけるこれらの維持又は運用に必要な技術情報(保安に係るものに限る。)の取得及び当該情報を他の原子力事業者等と共有するために必要な措置に関する事項を含む。)を定めなければならない。	—	(5) 組織は、調達製品の調達後における、維持又は運用に必要な事業開始後の保安に係る技術情報を取得するための方法及びそれらを他の使用済燃料を貯蔵する者と共有する場合に必要な措置に関する方法を定める。	(6) 組織は、調達物品等を調達する場合には、個別業務計画において、適切な調達の実施に必要な事項(当該調達物品等の調達後におけるこれらの維持又は運用に必要な技術情報(使用済燃料貯蔵施設の保安に係るものに限る。)の取得及び当該情報を他の原子力事業者等と共有するために必要な措置に関する事項を含む。)を定める。	これまでも、他原子力事業者(親会社(東電、原電))と情報共有を実施している。	

品証規則		品管規則		Q-1-1 原子力品質保証規程			
使用済燃料貯蔵施設に係る使用済燃料貯蔵事業者の設計及び工事に係る品質管理の方法及びその検査のための組織の技術基準に関する規則		原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則		改訂 24 (2018年8月10日施行)	改訂 25 (2021年4月1日施行) (品管規則反映)	改訂 24 と改訂 25 との 差異に係る補足説明	差異要求に対応して いる二次マニュアル
本文	解釈	本文	解釈				
(調達物品等要求事項)	(調達物品等要求事項)	(調達物品等要求事項)	(調達物品等要求事項)	7.4.2 調達要求事項	7.4.2 調達物品等要求事項	差異なし	—
第三十七条 使用済燃料貯蔵事業者は、調達物品等に関する情報に、次に掲げる調達物品等要求事項のうち該当するものを含めなければならない。	—	第三十五条 原子力事業者等は、調達物品等に関する情報に、次に掲げる調達物品等要求事項のうち、該当するものを含めなければならない。	—	(1) 調達要求事項では調達製品に関する要求事項を明確にし、次の事項のうち該当する事項を含める。	(1) 組織は、調達物品等に関する情報に、次に掲げる調達物品等要求事項のうち、該当するものを含める。	内容に差異なし	—
一 調達物品等の供給者の業務の手順及びプロセス並びに設備に係る要求事項	—	一 調達物品等の供給者の業務のプロセス及び設備に係る要求事項	—	a) 製品、手順、プロセス及び設備の承認に関する要求事項	a) 調達物品等の供給者の業務のプロセス及び設備に係る要求事項	内容に差異なし	—
二 調達物品等の供給者の職員の適格性の確認に係る要求事項	—	二 調達物品等の供給者の要員の力量に係る要求事項	—	b) 要員の適格性確認に関する要求事項	b) 調達物品等の供給者の要員の力量に係る要求事項	二次マニュアルにより、供給者の要員の力量を要求している。	Q-2-P1-7「調達管理マニュアル 別冊-7 工事共通仕様書(改訂09)」 「10. 受注者の管理体制および職務」
三 調達物品等の供給者の品質管理監督システムに係る要求事項	—	三 調達物品等の供給者の品質マネジメントシステムに係る要求事項	—	c) 品質マネジメントシステムに関する要求事項	c) 調達物品等の供給者の品質マネジメントシステムに係る要求事項	内容に差異なし	—
四 調達物品等の不適合の報告及び処理に係る要求事項	—	四 調達物品等の不適合の報告及び処理に係る要求事項	1 第1項第4号に規定する「不適合の報告」には、偽造品又は模造品等の報告を含む。	d) 不適合の報告及び処理に関する要求事項	d) 調達物品等の不適合の報告(偽造品又は模造品等の報告を含む。)及び処理に係る要求事項	偽造品又は模造品等の報告に関する記載は、設工認申請書に記載している。	設工認「添付書類2 設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書」 「3.6.3 調達製品の調達管理」
五 安全文化を醸成するための活動に関する必要な要求事項	1 規則第37条第1項第5号に規定する「安全文化を醸成するための活動」には、例えば以下のような活動がある。 ・原子力安全に対する個人及び集団として	五 調達物品等の供給者が健全な安全文化を育成し、及び維持するために必要な要求事項	—	e) 安全文化を醸成するための活動に関する必要な要求事項	e) 調達物品等の供給者が健全な安全文化を育成し、及び維持するために必要な要求事項	内容に差異なし	—

品証規則		品管規則		Q-1-1 原子力品質保証規程			
使用済燃料貯蔵施設に係る使用済燃料貯蔵事業者の設計及び工事に係る品質管理の方法及びその検査のための組織の技術基準に関する規則		原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則		改訂 24 (2018年8月10日施行)	改訂 25 (2021年4月1日施行) (品管規則反映)	改訂 24 と改訂 25 との 差異に係る補足説明	差異要求に対応して いる二次マニュアル
本文	解釈	本文	解釈				
	<p>の決意を表明し、実践すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原子力安全に対する当事者意識を高めること。 ・信頼、協働、自由なコミュニケーションを奨励し、より良い労働環境条件の改善に努め、人的・組織的問題の報告を重視する開かれた文化を構築すること。 ・原子力安全が損なわれることのないように、構築物、系統及び機器の欠陥に関する報告を適切に行うこと。 ・特定された問題及び改善提案に対する迅速な対応を行うこと。 ・組織が、継続的に、安全と安全文化を高め、改善するための手段を持つこと。 ・原子力安全に対する組織及び個人の責任と説明責任を果たすこと。 ・原子力安全に関し、組織のあらゆる階層において問い掛ける姿勢及び学習する姿勢を奨励し、慢心を戒めるための方策を模索 						

品証規則		品管規則		Q-1-1 原子力品質保証規程			
使用済燃料貯蔵施設に係る使用済燃料貯蔵事業者の設計及び工事に係る品質管理の方法及びその検査のための組織の技術基準に関する規則		原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則		改訂 24 (2018年8月10日施行)	改訂 25 (2021年4月1日施行) (品管規則反映)	改訂 24 と改訂 25 との 差異に係る補足説明	差異要求に対応して いる二次マニュアル
本文	解釈	本文	解釈				
	し実施すること。 ・組織内での安全及び安全文化に関する重要な要素について共通の理解を促進すること。 ・自らの業務及び職場環境に関連したリスクを認識し、起こり得る結果を理解すること。 ・全ての活動において慎重な意志決定をすること。						
—	—	六 一般産業用工業品を機器等に使用するに当たっての評価に必要な要求事項	—	—	f) 一般産業用工業品を機器等に使用するに当たっての評価に必要な要求事項	一般産業用工業品に関する記載は、設工認申請書に記載している。	設工認「IV 設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」 「3.6.3 調達製品の調達管理」
六 その他調達物品等 に関し必要な事項	—	七 その他調達物品等に必要な要求事項	—	—	g) その他調達物品等に必要な要求事項	これまでも、その他調達物品等に必要な要求事項があれば追加要求するものとしてきた。	Q-2-P1-6「調達管理マニュアル別冊-6 仕様書作成および運用(改訂 06)」 「14. 追加仕様書の記載事項」
—	—	2 原子力事業者等は、調達物品等要求事項として、原子力事業者等が調達物品等の供給者の工場等において使用前事業者検査等その他の個別業務を行う際の原子力規制委員会の職員による当該工場等への	2 第2項に規定する「その他の個別業務」とは、例えば、原子力事業者等が、プロセスの確認、検証及び妥当性確認のために供給者が行う活動への立会いや記録確認等を行うことをいう。	—	(2) 組織は、調達物品等要求事項として、組織が調達物品等の供給者の工場等において使用前事業者検査等その他の個別業務を行う際の原子力規制委員会の職員による当該工場等への立入りに関することを定める。	品管規則改正以降、原子力規制検査は日常検査(対象はQMS)を受けている状況。	—

品証規則		品管規則		Q-1-1 原子力品質保証規程			
使用済燃料貯蔵施設に係る使用済燃料貯蔵事業者の設計及び工事に係る品質管理の方法及びその検査のための組織の技術基準に関する規則		原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則		改訂 24 (2018年8月10日施行)	改訂 25 (2021年4月1日施行) (品管規則反映)	改訂 24 と改訂 25 との 差異に係る補足説明	差異要求に対応して いる二次マニュアル
本文	解釈	本文	解釈				
		立入りに関することを含めなければならない。					
2 使用済燃料貯蔵事業者は、調達物品等の供給者に対し調達物品等に関する情報を提供するに当たり、あらかじめ、当該調達物品等要求事項の妥当性を確認しなければならない。	—	3 原子力事業者等は、調達物品等の供給者に対し調達物品等に関する情報を提供するに当たり、あらかじめ、当該調達物品等要求事項の妥当性を確認しなければならない。	—	(2) 組織は、供給者に伝達する前に、規定した調達要求事項が妥当であることを確実にする。	(3) 組織は、調達物品等の供給者に対し調達物品等に関する情報を提供するに当たり、あらかじめ、当該調達物品等要求事項の妥当性を確認する。	内容に差異なし	—
3 使用済燃料貯蔵事業者は、調達物品等を受領する場合には、調達物品等の供給者に対し、調達物品等要求事項への適合状況を記録した文書を提出させなければならない。	—	4 原子力事業者等は、調達物品等を受領する場合には、調達物品等の供給者に対し、調達物品等要求事項への適合状況を記録した文書を提出させなければならない。	—	(3) 組織は、調達製品を受領する場合には、調達製品の供給者に対し、調達要求事項への適合状況を記録した文書を提出させる。	(4) 組織は、調達物品等を受領する場合には、調達物品等の供給者に対し、調達物品等要求事項への適合状況を記録した文書を提出させる。	内容に差異なし	—
(調達物品等の検証)	(調達製品等の検証)	(調達物品等の検証)	(調達物品等の検証)	7.4.3 調達製品の検証	7.4.3 調達物品等の検証	差異なし	—
第三十八条 使用済燃料貯蔵事業者は、調達物品等が調達物品等要求事項に適合しているようにするために必要な検査試験その他の個別業務を定め、実施しなければならない。	1 規則第38条第1項に規定する「必要な検査試験」とは、例えば、「使用済燃料貯蔵事業者が自ら行う検査試験」をいう。 2 規則第38条第1項に規定する「その他の個別業務」とは、例えば、「使用済燃料貯蔵事業者が供給者のプロセスの監視測定及び検証のために供給者が	三十六条 原子力事業者等は、調達物品等が調達物品等要求事項に適合しているようにするために必要な検証の方法を定め、実施しなければならない。	—	(1) 組織は、調達製品が、規定した調達要求事項を満たしていることを確実にするために、必要な検査又はその他の活動を定めて、実施する。	(1) 組織は、調達物品等が調達物品等要求事項に適合しているようにするために必要な検証の方法を定め、実施する。	内容に差異なし	—

品証規則		品管規則		Q-1-1 原子力品質保証規程			
使用済燃料貯蔵施設に係る使用済燃料貯蔵事業者の設計及び工事に係る品質管理の方法及びその検査のための組織の技術基準に関する規則		原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則		改訂 24 (2018年8月10日施行)	改訂 25 (2021年4月1日施行) (品管規則反映)	改訂 24 と改訂 25 との 差異に係る補足説明	差異要求に対応して いる二次マニュアル
本文	解釈	本文	解釈				
	行う検査への立会いや記録確認を行うこと」をいう。						
2 使用済燃料貯蔵事業者は、調達物品等の供給者の施設において調達物品等の検証を実施することとしたときは、当該検証の実施要領及び調達物品等の供給者からの出荷の可否の決定の方法を前条の調達物品等要求事項の中で明確にしなければならない。	—	2 原子力事業者等は、調達物品等の供給者の工場等において調達物品等の検証を実施することとしたときは、当該検証の実施要領及び調達物品等の供給者からの出荷の可否の決定の方法について調達物品等要求事項の中で明確に定めなければならない。	—	(2) 組織が、供給者先で検証を実施することにした場合には、組織は、その検証の要領及び調達製品のリリースの方法を調達要求事項の中に明確にする。	(2) 組織は、調達物品等の供給者の工場等において調達物品等の検証を実施することとしたときは、当該検証の実施要領及び調達物品等の供給者からの出荷の可否の決定の方法について調達物品等要求事項の中で明確に定める。	内容に差異なし	—
(個別業務の管理)	—	(個別業務の管理)	第37条 (個別業務の管理)	7.5 業務の実施 7.5.1 業務の管理	7. 5 個別業務の管理 7. 5. 1 個別業務の管理	内容に差異なし	—
第三十九条 使用済燃料貯蔵事業者は、個別業務を、次に掲げる管理条件（個別業務の内容等から該当しないと認められる管理条件を除く。）の下で実施しなければならない。	—	第三十七条 原子力事業者等は、個別業務計画に基づき、個別業務を次に掲げる事項（当該個別業務の内容等から該当しないと認められるものを除く。）に適合するように実施しなければならない。	—	組織は、「個別業務の計画」（7.1 参照）に基づき、業務を管理された状態で実施する。管理された状態には、次の事項のうち該当するものを含む。	組織は、個別業務計画に基づき、個別業務を次に掲げる事項（当該個別業務の内容等から該当しないと認められるものを除く。）に適合するように実施する。	内容に差異なし	—
一 保安のために必要な情報が利用できる体制にあること。	—	一 原子力施設の保安のために必要な情報が利用できる体制にあること。	1 第1号に規定する「原子力施設の保安のために必要な情報」には、次の事項を含む。 ・保安のために使用する機器等又は実施する個別業務の特性 ・当該機器等の使用又は個別業務の実施により達	a) 原子力安全との係わりを述べた情報が利用できる。	a) 使用済燃料貯蔵施設の保安のために必要な次の事項を含む情報が利用できる体制にある。 i) 保安のために使用する機器等又は実施する個別業務の特性 ii) 当該機器等の使用又は個別業務の実施により達成すべき結果	改訂 25 において新規追加した。 i) は施設管理について今後実施していく。 ii) はこれまでも品質目標が該当するものとして、考慮してきた。	—

品証規則		品管規則		Q-1-1 原子力品質保証規程			
使用済燃料貯蔵施設に係る使用済燃料貯蔵事業者の設計及び工事に係る品質管理の方法及びその検査のための組織の技術基準に関する規則		原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則		改訂 24 (2018年8月10日施行)	改訂 25 (2021年4月1日施行) (品管規則反映)	改訂 24 と改訂 25 との 差異に係る補足説明	差異要求に対応して いる二次マニュアル
本文	解釈	本文	解釈				
			成すべき結果				
二 手順書が利用できる体制にあること。	—	二 手順書等が必要な時に利用できる体制にあること。	—	b) 必要に応じて、作業手順が利用できる。	b) 手順書等が必要な時に利用できる体制にある。	内容に差異なし	—
三 当該個別業務に見合う設備を使用していること。	—	三 当該個別業務に見合う設備を使用していること。	—	c) 適切な設備を使用している。	c) 当該個別業務に見合う設備を使用している。	内容に差異なし	—
四 監視測定のための設備が利用できる体制にあり、かつ、当該設備を使用していること。	—	四 監視測定のための設備が利用できる体制にあり、かつ、当該設備を使用していること。	—	d) 監視機器及び測定機器が利用でき、使用している。	d) 監視測定のための設備が利用できる体制にあり、かつ、当該設備を使用している。	内容に差異なし	—
五 第四十九条及び第五十条の規定に基づき監視測定を実施していること。	—	五 第四十七条の規定に基づき監視測定を実施していること。	—	e) 監視及び測定が実施されている。	e) 8. 2. 3に基づき監視測定を実施している。	内容に差異なし	—
六 この規則の規定に基づき、プロセスの次の段階に進むことの承認を行っていること。	—	六 この規則の規定に基づき、プロセスの次の段階に進むことの承認を行っていること。	—	f) 業務のリリースが実施されている。	f) 本規程に基づき、プロセスの次の段階に進むことの承認を行っている。	内容に差異なし	—
(個別業務の実施に係るプロセスの妥当性確認)	第40条 (個別業務の実施に関するプロセスの妥当性確認)	(個別業務の実施に係るプロセスの妥当性確認)	(個別業務の実施に係るプロセスの妥当性確認)	7.5.2 業務の実施に関するプロセスの妥当性確認	7. 5. 2 個別業務の実施に係るプロセスの妥当性確認	内容に差異なし	—
第四十条 使用済燃料貯蔵事業者は、個別業務の実施に係るプロセスについて、それ以降の監視測定では当該プロセスの結果であるプロセス出力情報を検証することができない場合	1 規則第40条第1項に規定する「個別業務が実施された後にのみ不具合が明らかになる場合」には、以下の二種類がある。 ・業務の結果が実施過程の管理、業務実施者の技量又はその両者	第三十八条 原子力事業者等は、個別業務の実施に係るプロセスについて、それ以降の監視測定では当該プロセスの結果を検証することができない場合(個別業務が実施された後にのみ不適合その他の事象が明確に	—	(1)業務の実施の過程で結果として生じるアウトプットが、それ以降の監視又は測定で検証することが不可能で、その結果、業務が実施された後でしか不具合が顕在化しない場合には、組織は、その業務の該当するプロセスの妥当性確認を行う。	(1)組織は、個別業務の実施に係るプロセスについて、それ以降の監視測定では当該プロセスの結果を検証することができない場合(個別業務が実施された後にのみ不適合その他の事象が明確になる場合を含む。)においては、妥当性確認を行う。	内容に差異なし	—

品証規則		品管規則		Q-1-1 原子力品質保証規程			
使用済燃料貯蔵施設に係る使用済燃料貯蔵事業者の設計及び工事に係る品質管理の方法及びその検査のための組織の技術基準に関する規則		原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則		改訂 24 (2018年8月10日施行)	改訂 25 (2021年4月1日施行) (品管規則反映)	改訂 24 と改訂 25 との 差異に係る補足説明	差異要求に対応して いる二次マニュアル
本文	解釈	本文	解釈				
(個別業務が実施された後にのみ不具合が明らかになる場合を含む。) においては、妥当性確認を行わなければならない。	に高度に依存し、それ以降の監視及び測定では所定の品質を容易に判定できない場合。例えば、溶接や非破壊検査等がある。 ・業務の実施後でなければ不具合が顕在化しない場合。例えば、正しい情報の伝達やコンピュータシミュレーションの妥当性確認がある。	なる場合を含む。) においては、妥当性確認を行わなければならない。					
2 使用済み燃料貯蔵事業者は、前項のプロセスが第二十五条第一項の計画に定めた結果を得ることができることを、妥当性確認によって実証しなければならない。	—	2 原子力事業者等は、前項のプロセスが個別業務プロセス計画に定めた結果を得ることができることを、妥当性確認によって実証しなければならない。	—	(2) 妥当性確認によって、これらのプロセスが計画どおりの結果を出せることを実証する。	(2) 組織は、(1) のプロセスが個別業務計画に定めた結果を得ることができることを、(1) の妥当性確認によって実証する。	内容に差異なし	—
—	—	3 原子力事業者等は、妥当性確認を行った場合は、その結果の記録を作成し、これを管理しなければならない。	—	(3) d) へ	(3) 組織は、妥当性確認を行った場合は、その結果の記録を作成し、これを管理する(4.2.4 参照)。	内容に差異なし	—
3 使用済燃料貯蔵事業者は、第一項の規定により妥当性確認の対象とされたプロセスについて、次に掲げる事項を明らかにしなければならない。ただし、当該プロセスの内容等から該当しないと認めら	—	4 原子力事業者等は、第一項の規定により妥当性確認の対象とされたプロセスについて、次に掲げる事項(当該プロセスの内容等から該当しないと認められるものを除く。)を明確にしなければならない。	—	(3) 組織は、これらのプロセスについて、次の事項のうち該当するものを含んだ手続きを確立する。	(4) 組織は、(1) の妥当性確認の対象とされたプロセスについて、次に掲げる事項(当該プロセスの内容等から該当しないと認められるものを除く。)を明確にする。	内容に差異なし	—

品証規則		品管規則		Q-1-1 原子力品質保証規程			
使用済燃料貯蔵施設に係る使用済燃料貯蔵事業者の設計及び工事に係る品質管理の方法及びその検査のための組織の技術基準に関する規則		原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則		改訂 24 (2018年8月10日施行)	改訂 25 (2021年4月1日施行) (品管規則反映)	改訂 24 と改訂 25 との 差異に係る補足説明	差異要求に対応して いる二次マニュアル
本文	解釈	本文	解釈				
れる事項を除く。							
一 当該プロセスの 審査及び承認のため の判定基準	—	一 当該プロセスの審査 及び承認のための判定 基準	—	a) プロセスのレビュー及び承認のため の明確な基準	a) 当該プロセスの審査及び承認のため の判定基準	内容に差異なし	—
二 設備の承認及び職員 の適格性の確認	—	二 妥当性確認に用いる 設備の承認及び要員の 力量を確認する方法	—	b) 設備の承認及び要員の適格性確認	b) 妥当性確認に用いる設備の承認 及び要員の力量を確認する方法	内容に差異なし	—
三 方法及び手順	—	三 妥当性確認の方法	1 第4項第3号に規定する 「妥当性確認」には、 対象となる個別業務計画 の変更時の再確認及び一 定期間が経過した後に 行う定期的な再確認を含む。	c) 所定の方法及び手順の適用	c) 妥当性確認(対象となる個別業務 計画の変更時の再確認及び一 定期間が経過した後に 行う定期的な再確認を含む。)の方法	内容に差異なし	—
四 第七条に規定する 記録に係る要求事項	—	(第38条第3項に包含 された)	—	d) 記録に関する要求事項(4.2.4参照)	(3) へ	内容に差異なし	—
五 再妥当性確認(個別 業務に関する手順を 変更した場合等にお いて、再度妥当性 確認を行うことをいう。)	—	【再掲】 三 妥当性確認の方法	1 第4項第3号に規定する 「妥当性確認」には、 対象となる個別業務計画 の変更時の再確認及び一 定期間が経過した後に 行う定期的な再確認を含む。	e) 妥当性の再確認	(4) c) へ	内容に差異なし	—
(識別)	—	(識別管理)	第39条(識別管理)	7.5.3 識別及びトレーサビリティ	7.5.3 識別管理及びトレーサ ビリティの確保	内容に差異なし	—
第四十一条 使用済燃 料貯蔵事業者は、個別 業務に関する計画及 び個別業務の実施に 係る全てのプロセスに おいて、適切な手段に より、個別業務及び使 用済燃料貯蔵施設を 識別しなければならない。	—	第三十九条 原子力事業 者等は、個別業務計画 及び個別業務の実施に 係る全てのプロセスに おいて、適切な手段に より、機器等及び個別 業務の状態を識別し、 管理しなければならない。	1 第39条に規定する「機 器等及び個別業務の状 態を識別」とは、不注 意による誤操作、検査 の設定条件の不備又は 実施漏れ等を防ぐため に、例えば、札の貼付 けや個別業務の管理等 により機器等及び個別 業務の状態を区別する ことをいう。	(1) 必要な場合には、 組織は、業務の計画 及び実施の全過程にお いて適切な手段で業務 ・使用済燃料貯蔵施設 を識別する。 (2) 組織は、業務の計 画及び実施の全過程に おいて、監視及び測定 の要求事項に関連して 、業務・使用済燃料貯 蔵施設の状態を識別す る。	(1) 組織は、個別業務 計画及び個別業務の実 施に係る全てのプロセ スにおいて、適切な手 段により、機器等及び 個別業務の状態を識別 し、管理する。	内容に差異なし	—

品証規則		品管規則		Q-1-1 原子力品質保証規程					
使用済燃料貯蔵施設に係る使用済燃料貯蔵事業者の設計及び工事に係る品質管理の方法及びその検査のための組織の技術基準に関する規則		原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則		改訂 24 (2018年8月10日施行)		改訂 25 (2021年4月1日施行) (品管規則反映)	改訂 24 と改訂 25 との 差異に係る補足説明	差異要求に対応して いる二次マニュアル	
本文	解釈	本文	解釈						
(追跡可能性の確保)	第42条(追跡可能性の確保)	(トレーサビリティの確保)	(トレーサビリティの確保)						
第四十二条 使用済燃料貯蔵事業者は、追跡可能性(履歴、適用又は所在を追跡できる状態にあることをいう。)の確保が個別業務等要求事項である場合においては、個別業務又は使用済燃料貯蔵施設を識別し、これを記録するとともに、当該記録を管理しなければならない。	1 規則第42条に規定する「追跡可能性」とは、JIS Q 9001で使用されている「トレーサビリティ」に相当するものである。	第四十条 原子力事業者等は、トレーサビリティ(機器等の使用又は個別業務の実施に係る履歴、適用又は所在を追跡できる状態をいう。)の確保が個別業務等要求事項である場合においては、機器等又は個別業務を識別し、これを記録するとともに、当該記録を管理しなければならない。	—	(3)トレーサビリティが要求事項となっている場合には、組織は、業務・使用済燃料貯蔵施設について一意の識別を管理し、記録を維持する(4.2.4参照)。		(2)組織は、トレーサビリティ(機器等の使用又は個別業務の実施に係る履歴、適用又は所在を追跡できる状態をいう。)の確保が個別業務等要求事項である場合においては、機器等又は個別業務を識別し、これを記録するとともに、当該記録を管理する(4.2.4参照)。		内容に差異なし	—
(使用済燃料貯蔵施設の外部の者の物品)	第43条(使用済燃料貯蔵施設の外部の者の物品)	(組織の外部の者の物品)	第41条(組織の外部の者の物品)	7.5.4 組織外の所有物		7.5.4 組織の外部の者の物品		内容に差異なし	—
第四十三条 使用済燃料貯蔵事業者は、使用済燃料貯蔵施設の外部の者の物品を所持している場合においては、必要に応じ、当該物品に関する記録を作成し、これを管理しなければならない。	1 規則第43条に規定する「使用済燃料貯蔵施設の外部の者の物品」とは、JIS Q 9001の「顧客の所有物」に相当するものである。 2 規則第43条に規定する「必要に応じ、当該物品に関する記録を作成し、これを管理しなければならない」場合には、例えば「使用済燃料貯蔵施設の外部の者の物品を紛失又は損傷した場合」がある。	第四十一条 原子力事業者等は、組織の外部の者の物品を所持している場合においては、必要に応じ、記録を作成し、これを管理しなければならない。	1 第41条に規定する「組織の外部の者の物品」とは、JIS Q 9001の「顧客又は外部提供者の所有物」をいう。	組織は、組織外の所有物について、それが組織の管理下にある間、注意を払い、必要に応じて記録を維持する(4.2.4参照)。		組織は、組織の外部の者の物品を所持している場合においては、必要に応じ、記録を作成し、これを管理する(4.2.4参照)。		内容に差異なし	—

品証規則		品管規則		Q-1-1 原子力品質保証規程			
使用済燃料貯蔵施設に係る使用済燃料貯蔵事業者の設計及び工事に係る品質管理の方法及びその検査のための組織の技術基準に関する規則		原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則		改訂 24 (2018年8月10日施行)	改訂 25 (2021年4月1日施行) (品管規則反映)	改訂 24 と改訂 25 との 差異に係る補足説明	差異要求に対応して いる二次マニュアル
本文	解釈	本文	解釈				
(調達物品の保持)	—	(調達物品の管理)	(調達物品の保持)	7.5.5 調達製品の保存	7.5.5 調達物品の管理	内容に差異なし	—
第四十四条 使用済燃料貯蔵事業者は、調達した物品が使用されるまでの間、当該物品の状態を保持（識別、取扱い、包装、保管及び保護を含む。）しなければならない。	—	第四十二条 原子力事業者等は、調達した物品が使用されるまでの間、当該物品を調達物品等要求事項に適合するように管理（識別表示、取扱い、包装、保管及び保護を含む。）しなければならない。	—	組織は、関連するマニュアル等に基づき、調達製品の検証後、受入から据付（使用）までの間、要求事項への適合を維持するように調達製品を保存する。この保存には、該当する場合、識別、取扱い、包装、保管及び保護を含める。保存は、取替品、予備品にも適用する。	組織は、調達した物品が使用されるまでの間、当該物品を調達物品等要求事項に適合するように管理（識別表示、取扱い、包装、保管及び保護を含む。）する。	内容に差異なし	—
(監視測定のための設備の管理)	第45条（監視測定のための設備の管理）	(監視測定のための設備の管理)	第43条（監視測定のための設備の管理）	7.6 監視機器及び測定機器の管理	7.6 監視測定のための設備の管理	内容に差異なし	—
第四十五条 使用済燃料貯蔵事業者は、個別業務等要求事項への適合性の実証に必要な監視測定及び当該監視測定のための設備を明確にしなければならない。	1 規則第45条第3項第1号に規定する「あらかじめ定めた間隔」とは、「規則第25条第1項の規定に基づき定めた計画に基づくもの」をいう。	第四十三条 原子力事業者等は、個別業務等要求事項への適合性の実証に必要な監視測定及び当該監視測定のための設備を明確に定めなければならない。	—	(1) 業務・使用済燃料貯蔵施設に対する要求事項への適合性を実証するために、組織は、実施すべき監視及び測定並びに、そのために必要な監視機器及び測定機器を関連するマニュアル等に定める。	(1) 組織は、機器等又は個別業務の個別業務等要求事項への適合性の実証に必要な監視測定及び当該監視測定のための設備を明確に定める。	内容に差異なし	—
2 使用済燃料貯蔵事業者は、前項の監視測定について、実施可能であり、かつ、当該監視測定に係る要求事項と整合性のとれた方法で実施しなければならない。	—	2 原子力事業者等は、前項の監視測定について、実施可能であり、かつ、当該監視測定に係る要求事項と整合性のとれた方法で実施しなければならない。	—	(2) 組織は、監視及び測定の要求事項との整合性を確保できる方法で監視及び測定が実施できることを確実にするプロセスを確立し、関連するマニュアル等に定める。	(2) 組織は、(1)の監視測定について、実施可能であり、かつ、当該監視測定に係る要求事項と整合性の取れた方法で実施する。	内容に差異なし	—
3 使用済燃料貯蔵事業者は、監視測定の結果の妥当性を確保するために必要な場合においては、監視測定のための設備を、次に掲げる条件に適合するものとしな	—	3 原子力事業者等は、監視測定の結果の妥当性を確保するために、監視測定のために必要な設備を、次に掲げる事項に適合するものとしな	—	(3) 測定値の正当性が保証されなければならない場合には、測定機器に関し、Q-2-I1「検査及び試験マニュアル」に基づき、次の事項を満たす。	(3) 組織は、監視測定の結果の妥当性を確保するために、Q-2-I1「検査マニュアル」に基づき、監視測定のために必要な設備を、次に掲げる事項に適合するものとする。	内容に差異なし	—

品証規則		品管規則		Q-1-1 原子力品質保証規程			
使用済燃料貯蔵施設に係る使用済燃料貯蔵事業者の設計及び工事に係る品質管理の方法及びその検査のための組織の技術基準に関する規則		原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則		改訂 24 (2018年8月10日施行)	改訂 25 (2021年4月1日施行) (品管規則反映)	改訂 24 と改訂 25 との 差異に係る補足説明	差異要求に対応して いる二次マニュアル
本文	解釈	本文	解釈				
ればならない。							
一 あらかじめ定めた間隔で、又は使用の前に、計量の標準（当該標準が存在しない場合においては、校正又は検証の根拠について記録すること。）まで追跡することが可能な方法により校正又は検証がなされていること。	—	一 あらかじめ定められた間隔で、又は使用の前に、計量の標準まで追跡することが可能な方法（当該計量の標準が存在しない場合にあつては、校正又は検証の根拠について記録する方法）により校正又は検証がなされていること。	1 第3項第1号に規定する「あらかじめ定められた間隔」とは、第23条第1項の規定に基づき定めた計画に基づく間隔をいう（第46条第1項において同じ。）。	a) 定められた間隔又は使用前に、国際又は国家計量標準にトレーサブルな計量標準に照らして校正若しくは検証、又はその両方を行う。そのような標準が存在しない場合には、校正又は検証に用いた基準を記録する（4.2.4参照）。	a) あらかじめ定められた間隔で、又は使用前に、計量の標準まで追跡することが可能な方法（当該計量の標準が存在しない場合にあつては、校正又は検証の根拠について記録する方法）により校正又は検証がなされている（4.2.4参照）。	内容に差異なし	—
二 所要の調整又は再調整がなされていること。	—	二 校正の状態が明確になるよう、識別されていること。	—	c) 校正の状態を明確にするために識別を行う。	b) 校正の状態が明確になるよう、識別されている。	内容に差異なし	—
三 校正の状態が明確になるよう、識別されていること。	—	三 所要の調整がなされていること。	—	b) 機器の調整をする、又は必要に応じて再調整する。	c) 所要の調整がなされている。	内容に差異なし	—
四 監視測定の結果を無効とする操作から保護されていること。	—	四 監視測定の結果を無効とする操作から保護されていること。	—	d) 測定した結果が無効になるような操作ができないようにする。	d) 監視測定の結果を無効とする操作から保護されている。	内容に差異なし	—
五 取扱い、維持及び保管の間、損傷及び劣化から保護されていること。	—	五 取扱い、維持及び保管の間、損傷及び劣化から保護されていること。	—	e) 取扱い、保守及び保管において、損傷及び劣化しないように保護する。	e) 取扱い、維持及び保管の間、損傷及び劣化から保護されている。	内容に差異なし	—
4 使用済燃料貯蔵事業者は、監視測定のための設備に係る要求事項への不適合が判明した場合には、従前の監視測定の結果の妥当性を評価し、これを記録しなければならない。	—	4 原子力事業者等は、監視測定のための設備に係る要求事項への不適合が判明した場合には、従前の監視測定の結果の妥当性を評価し、これを記録しなければならない。	—	e) ～さらに、測定機器が要求事項に適合していないことが判明した場合には、組織は、その測定機器でそれまでに測定した結果の妥当性を評価し、記録する（4.2.4参照）。 組織は、その機器、及び影響を受けた業務・使用済燃料貯蔵施設すべてに対して、適切な処置をとる。校正及び検証の結果の記録を維持する（4.2.4参照）。	(4) 組織は、監視測定のための設備に係る要求事項への不適合が判明した場合には、従前の監視測定の結果の妥当性を評価し、これを記録する（4.2.4参照）。	内容に差異なし	—

品証規則		品管規則		Q-1-1 原子力品質保証規程			
使用済燃料貯蔵施設に係る使用済燃料貯蔵事業者の設計及び工事に係る品質管理の方法及びその検査のための組織の技術基準に関する規則		原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則		改訂 24 (2018年8月10日施行)	改訂 25 (2021年4月1日施行) (品管規則反映)	改訂 24 と改訂 25 との 差異に係る補足説明	差異要求に対応して いる二次マニュアル
本文	解釈	本文	解釈				
5 使用済燃料貯蔵事業者は、前項の場合において、当該監視測定のための設備及び前項の不適合により影響を受けた個別業務又は使用済燃料貯蔵施設について、適切な措置を講じなければならない。	—	5 原子力事業者等は、前項の場合において、当該監視測定のための設備及び同項の不適合により影響を受けた機器等又は個別業務について、適切な措置を講じなければならない。	—		(5) 組織は、(4) の場合において、当該監視測定のための設備及び(4) の不適合により影響を受けた機器等又は個別業務について、適切な措置を講じる。	内容に差異なし	—
6 使用済燃料貯蔵事業者は、監視測定のための設備の校正及び検証の結果の記録を作成し、これを管理しなければならない。	—	6 原子力事業者等は、監視測定のための設備の校正及び検証の結果の記録を作成し、これを管理しなければならない。	—		(6) 組織は、監視測定のための設備の校正及び検証の結果の記録を作成し、これを管理する(4. 2. 4 参照)。	内容に差異なし	—
7 使用済燃料貯蔵事業者は、個別業務等要求事項の監視測定においてソフトウェアを使用することとしたときは、初回使用に当たり、あらかじめ、当該ソフトウェアが意図したとおりに当該監視測定に適用されていることを確認し、必要に応じ再確認を行わなければならない。	—	7 原子力事業者等は、監視測定においてソフトウェアを使用することとしたときは、その初回の使用に当たり、あらかじめ、当該ソフトウェアが意図したとおりに当該監視測定に適用されていることを確認しなければならない。	—	(4) 規定要求事項にかかわる監視及び測定にコンピュータソフトウェアを使う場合には、そのコンピュータソフトウェアによって意図した監視及び測定ができることを確認する。この確認は、最初に使用するのに先立って実施する。また、必要に応じて再確認する。	(7) 組織は、監視測定においてソフトウェアを使用することとしたときは、その初回の使用に当たり、あらかじめ、当該ソフトウェアが意図したとおりに当該監視測定に適用されていることを確認する。	内容に差異なし	—

品証規則		品管規則		Q-1-1 原子力品質保証規程			
使用済燃料貯蔵施設に係る使用済燃料貯蔵事業者の設計及び工事に係る品質管理の方法及びその検査のための組織の技術基準に関する規則		原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則		改訂 24 (2018年8月10日施行)	改訂 25 (2021年4月1日施行) (品管規則反映)	改訂 24 と改訂 25 との 差異に係る補足説明	差異要求に対応して いる二次マニュアル
本文	解釈	本文	解釈				
第六章 監視測定、分析及び改善 (監視測定、分析及び改善)	第 6 章 監視測定、分析及び改善	第六章 評価及び改善 (監視測定、分析、評価及び改善)	第 6 章 評価及び改善	8. 評価及び改善 8.1 一般	8. 評価及び改善 8.1 監視測定、分析、評価及び改善	内容に差異なし	—
第四十六条 使用済燃料貯蔵事業者は、次に掲げる業務に必要な監視測定、分析及び改善に係るプロセスについて、計画を策定し（適用する検査試験の方法（統計学的方法を含む。）及び当該方法の適用の範囲の明確化を含む。）、実施しなければならない。 一 個別業務等要求事項への適合性を実証すること。 二 品質管理監督システムの適合性を確保し、実効性を維持すること。	第 4 6 条（監視測定、分析及び改善） 1 規則第 4 6 条第 1 項第 2 号に規定する「実効性を維持する」とは、J I S Q 9 0 0 1 で使用されている「有効性を継続的に改善する」に相当するものである。	第四十四条 原子力事業者等は、監視測定、分析、評価及び改善に係るプロセスを計画し、実施しなければならない。	1 第 1 項に規定する「監視測定、分析、評価及び改善に係るプロセス」には、取り組むべき改善に係る部門の管理者等の要員を含め、組織が当該改善の必要性、方針、方法等について検討するプロセスを含む。	(1)組織は、次の事項のために必要となる監視、測定、分析及び改善のプロセスを計画し、実施する。 a) 業務・使用済燃料貯蔵施設に対する要求事項への適合性を実証する。 b) 品質マネジメントシステムの適合性を確保する。 c) 品質マネジメントシステムの有効性を継続的に改善する。	(1) 組織は、監視測定、分析、評価及び改善に係るプロセス（取り組むべき改善に係る部門の管理者等の要員を含め、組織が当該改善の必要性、方針、方法等について検討するプロセスを含む。）を計画し、実施する。	内容に差異なし	—
—	—	2 原子力事業者等は、要員が前項の監視測定の結果を利用できるようにしなければならない。	2 第 2 項に規定する「要員が前項の監視測定の結果を利用できるようにしなければならない」とは、要員が情報を容易に取得し、改善活動に用いることができる体制があることをいう。		(2) 組織は、要員が (1) の監視測定の結果を利用できるようにする。	これまでも (1) の監視測定の結果をもとに改善を図る活動をしてきた。	Q-2-A2 「セルフアセスメント実施（改訂 09）」 「9. 監視及び測定とデータの分析」

品証規則		品管規則		Q-1-1 原子力品質保証規程			
使用済燃料貯蔵施設に係る使用済燃料貯蔵事業者の設計及び工事に係る品質管理の方法及びその検査のための組織の技術基準に関する規則		原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則		改訂 24 (2018年8月10日施行)	改訂 25 (2021年4月1日施行) (品管規則反映)	改訂 24 と改訂 25 との 差異に係る補足説明	差異要求に対応して いる二次マニュアル
本文	解釈	本文	解釈				
(使用済燃料貯蔵施設の外部の者からの意見)	第47条(使用済燃料貯蔵施設の外部の者からの意見)	(組織の外部の者の意見)	第45条(組織の外部の者からの意見)	8.2 監視及び測定 8.2.1 原子力安全の達成	8. 2 監視及び測定 8. 2. 1 組織の外部の者の意見	内容に差異なし	—
第四十七条 使用済燃料貯蔵事業者は、品質管理監督システムの実施状況の監視測定の一環として、保安の確保に対する使用済燃料貯蔵施設の外部の者の意見を把握しなければならない。 2 使用済燃料貯蔵事業者は、前項の意見の把握及び当該意見の反映に係る方法を明確にしなければならない。	1 規則第47条第1項に規定する「使用済燃料貯蔵施設の外部の者の意見を把握」には、例えば「地元自治体及び地元住民が保安活動に対し、どのような意見を持っているか把握するための活動」がある。	第四十五条 原子力事業者等は、監視測定の一環として、原子力の安全の確保に対する組織の外部の者の意見を把握しなければならない。 2 原子力事業者等は、前項の意見の把握及び当該意見の反映に係る方法を明確に定めなければならない。	1 第1項に規定する「組織の外部の者の意見を把握」には、例えば、外部監査結果の把握、地元自治体及び地元住民の保安活動に関する意見の把握並びに原子力規制委員会の指摘等の把握がある。	組織は、品質マネジメントシステムの成果を含む実施状況の測定の一つとして、原子力安全を達成しているかどうかに関して外部がどのように受けとめているかについての情報を監視する。この情報の入手及び使用の方法を、Q-2-C1「外部コミュニケーションマニュアル」及びQ-2-C2「広聴マニュアル」に定める。	(1) 組織は、監視測定の一環として、原子力の安全の確保に対する組織の外部の者の意見を把握する。 (2) 組織は、(1)の意見の把握及び当該意見の反映に係る方法を、Q-2-C1「外部コミュニケーションマニュアル」及びQ-2-C2「広聴マニュアル」に定める。	内容に差異なし	—
(内部監査)	第48条(内部監査)	(内部監査)	(内部監査)	8.2.2 内部監査	8. 2. 2 内部監査	差異なし	—
第四十八条 使用済燃料貯蔵事業者は、品質管理監督システムが次に掲げる要件に適合しているかどうかを明確にするために、あらかじめ定められた間隔で、客観的な評価を行う部門又は使用済燃料貯蔵施設の外部の者による内部監査を実施しなければならない。	1 規則第48条第1項に規定する「あらかじめ定められた間隔」とは、「規則第25条第1項の規定に基づき定められた計画に基づくもの」をいう。 2 規則第48条第1項に規定する「使用済燃料貯蔵施設の外部の者」とは、「使用済燃料貯蔵事業者以外の組織」をいう。	第四十六条 原子力事業者等は、品質マネジメントシステムについて、次に掲げる要件への適合性を確認するために、保安活動の重要度に応じて、あらかじめ定められた間隔で、客観的な評価を行う部門その他の体制により内部監査を実施しなければならない。	1 第1項に規定する「客観的な評価を行う部門その他の体制により内部監査を実施」するに当たり、重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置が要求されていない原子力施設においては、内部監査の対象に関与していない要員に実施させることができる。	(1)組織のうち客観的な評価を行う部門は、品質マネジメントシステムの次の事項が満たされているか否かを明確にするために、あらかじめ定められた間隔でQ-2-A3「原子力品質監査マニュアル」に基づき、内部監査を実施する。	(1) 組織は、品質マネジメントシステムについて、次に掲げる要件への適合性を確認するために、保安活動の重要度に応じて、あらかじめ定められた間隔で、客観的な評価を行う部門その他の体制により内部監査を実施する。「客観的な評価を行う部門その他の体制により内部監査を実施」するに当たり、 内部監査の対象に関与していない要員に実施 させることができる。	これまでも、内部監査は、監査の対象に関与していない者が実施してきた。	Q-2-A1「原子力品質監査マニュアル(改訂09)」 「9. 原子力品質監査体制」
一 個別業務計画、この規則の規定及び当	—	一 この規則の規定に基づく品質マネジメントシ	—	a) 品質マネジメントシステムが、業務の計画(7.1参照)に適合しているか、	a) 本規程に基づく品質マネジメントシステムに係る要求事項	内容に差異なし	—

品証規則		品管規則		Q-1-1 原子力品質保証規程			
使用済燃料貯蔵施設に係る使用済燃料貯蔵事業者の設計及び工事に係る品質管理の方法及びその検査のための組織の技術基準に関する規則		原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則		改訂 24 (2018年8月10日施行)	改訂 25 (2021年4月1日施行) (品管規則反映)	改訂 24 と改訂 25 との 差異に係る補足説明	差異要求に対応して いる二次マニュアル
本文	解釈	本文	解釈				
該品質管理監督システムに係る要求事項に適合していること。		システムに係る要求事項		JEAC4111 の要求事項に適合しているか、及び組織が決めた品質マネジメントシステム要求事項に適合しているか。			
二 実効性のある実施及び維持がなされていること。	3 規則第48条第1項第2号に規定する「実効性のある実施及び維持がなされている」とは、JIS Q 9001で使用されている「品質マネジメントシステムが効果的に実施され、維持されている」に相当するものである。	二 実効性のある実施及び実効性の維持	—	b) 品質マネジメントシステムが効果的に実施され、維持されているか。	b) 実効性のある実施及び実効性の維持	内容に差異なし	—
2 使用済燃料貯蔵事業者は、内部監査の対象となるプロセス、領域の状態及び重要性並びに従前の監査の結果を考慮して、内部監査実施計画を策定しなければならない。	—	2 原子力事業者等は、内部監査の判定基準、監査範囲、頻度、方法及び責任を定めなければならない。	—	(2) 組織は、監査の対象となるプロセス及び領域の状態及び重要性、並びにこれまでの監査結果を考慮して、監査プログラムを策定する。監査の基準、範囲、頻度及び方法を規定する。監査員の選定及び監査の実施においては、監査プロセスの客観性及び公平性を確保する。監査員は、自らの業務を監査しない。	(2) 組織は、内部監査の判定基準、監査範囲、頻度、方法及び責任を定める。	内容に差異なし	—
3 使用済燃料貯蔵事業者は、内部監査の判定基準、範囲、頻度及び方法を定めなければならない。	—	3 原子力事業者等は、内部監査の対象となり得る部門、個別業務、プロセスその他の領域(以下単に「領域」という。)の状態及び重要性並びに従前の監査の結果を考慮して内部監査の対象を選定し、かつ、内部監査の実施に関する計画(以下「内部監査実施計画」という。)を策定し、及び実施することに	—	(3) 監査の計画及び実施、記録の作成及び結果の報告に関する責任及び権限、並びに要求事項を Q-2-A3「原子力品質監査マニュアル」に定める。	(3) 組織は、内部監査の対象となり得る部門、個別業務、プロセスその他領域(以下「領域」という。)の状態及び重要性並びに従前の監査の結果を考慮して内部監査の対象を選定し、かつ、内部監査の実施に関する計画(以下「内部監査実施計画」という。)を策定し、及び実施することにより、内部監査の実効性を維持する。	これまでも、領域の状態及び重要性並びに従前の監査の結果を考慮して、内部監査を実施してきた。	Q-2-A1「原子力品質監査マニュアル(改訂09)」 「10. 年度の原子力品質監査計画」

品証規則		品管規則		Q-1-1 原子力品質保証規程			
使用済燃料貯蔵施設に係る使用済燃料貯蔵事業者の設計及び工事に係る品質管理の方法及びその検査のための組織の技術基準に関する規則		原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則		改訂 24 (2018年8月10日施行)	改訂 25 (2021年4月1日施行) (品管規則反映)	改訂 24 と改訂 25 との 差異に係る補足説明	差異要求に対応して いる二次マニュアル
本文	解釈	本文	解釈				
		より、内部監査の実効性を維持しなければならない。					
4 使用済燃料貯蔵事業者は、内部監査を行う職員（以下「内部監査員」という。）の選定及び内部監査の実施においては、客観性及び公平性を確保しなければならない。	—	4 原子力事業者等は、内部監査を行う要員（以下「内部監査員」という。）の選定及び内部監査の実施においては、客観性及び公平性を確保しなければならない。	—	(2) 組織は、監査の対象となるプロセス及び領域の状態及び重要性、並びにこれまでの監査結果を考慮して、監査プログラムを策定する。監査の基準、範囲、頻度及び方法を規定する。監査員の選定及び監査の実施においては、監査プロセスの客観性及び公平性を確保する。監査員は、自らの業務を監査しない。	(4) 組織は、内部監査を行う要員（以下「内部監査員」という。）の選定及び内部監査の実施においては、客観性及び公平性を確保する。	内容に差異なし	—
5 使用済燃料貯蔵事業者は、内部監査員に自らの個別業務を内部監査させてはならない。	—	5 原子力事業者等は、内部監査員又は管理者に自らの個別業務又は管理下にある個別業務に関する内部監査をさせてはならない。	—	(2) 組織は、監査の対象となるプロセス及び領域の状態及び重要性、並びにこれまでの監査結果を考慮して、監査プログラムを策定する。監査の基準、範囲、頻度及び方法を規定する。監査員の選定及び監査の実施においては、監査プロセスの客観性及び公平性を確保する。監査員は、自らの業務を監査しない。	(5) 組織は、内部監査員又は管理者に自らの個別業務又は管理下にある個別業務に関する内部監査をさせない。	内容に差異なし	—
6 使用済燃料貯蔵事業者は、内部監査実施計画の策定及び実施並びに内部監査結果の報告及び記録の管理について、その責任及び権限並びに要求事項を手順書の中で定めなければならない。	—	6 原子力事業者等は、内部監査実施計画の策定及び実施並びに内部監査結果の報告並びに記録の作成及び管理について、その責任及び権限並びに内部監査に係る要求事項を手順書等に定めなければならない。	2 第6項に規定する「権限」には、必要に応じ、内部監査員又は内部監査を実施した部門が内部監査結果を経営責任者に直接報告する権限を含む。	(4) 監査及びその結果の記録を維持する(4.2.4参照)。	(6) 組織は、次に掲げる事項について、その責任及び権限（必要に応じ、内部監査員又は内部監査を実施した部門が内部監査結果を社長に直接報告する権限を含む。）並びに内部監査に係る要求事項を、Q-2-A3「原子力品質監査マニュアル」に定める(4.2.4参照)。 a) 内部監査実施計画の策定及び実施 b) 内部監査結果の報告並びに記録の作成及び管理	これまでも、直接社長へ報告してきた。	Q-2-A1「原子力品質監査マニュアル(改訂09)」 「11. 年度の原子力品質監査実施報告」
—	—	7 原子力事業者等は、	—		(7) 組織は、内部監査の対象とし	これまでも、内部監査	Q-2-A1「原子力品質

品証規則		品管規則		Q-1-1 原子力品質保証規程			
使用済燃料貯蔵施設に係る使用済燃料貯蔵事業者の設計及び工事に係る品質管理の方法及びその検査のための組織の技術基準に関する規則		原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則		改訂 24 (2018年8月10日施行)	改訂 25 (2021年4月1日施行) (品管規則反映)	改訂 24 と改訂 25 との 差異に係る補足説明	差異要求に対応して いる二次マニュアル
本文	解釈	本文	解釈				
		内部監査の対象として選定された領域に責任を有する管理者に内部監査結果を通知しなければならない。			て選定された領域に責任を有する管理者に内部監査結果を通知する。	結果を管理者に通知してきた。	監査マニュアル（改訂09）」 「11. 年度の原子力品質監査実施報告」
7 使用済燃料貯蔵事業者は、内部監査された領域に責任を有する管理者に、発見された不適合及び当該不適合の原因を除去するための措置を遅滞なく講じさせるとともに、当該措置の検証を行わせ、その結果を報告させなければならない。	—	8 原子力事業者等は、不適合が発見された場合には、前項の通知を受けた管理者に、不適合を除去するための措置及び是正処置を遅滞なく講じさせるとともに、当該措置の検証を行わせ、その結果を報告させなければならない。	—	(5) 監査された領域に責任をもつ管理者は、検出された不適合及びその原因を除去するために遅滞なく、必要な修正及び是正処置すべてがとられることを確実にする。フォローアップには、とられた処置の検証及び検証結果の報告を含める(8.5.2 参照)。	(8) 組織は、不適合が発見された場合には、(7) の通知を受けた管理者に、不適合を除去するための措置及び是正処置を遅滞なく講じさせるとともに、当該措置の検証を行わせ、その結果を報告させる(8.5.2 参照)。	内容に差異なし	—
(プロセスの監視測定)	—	(プロセスの監視測定)	(プロセスの監視測定)	8.2.3 プロセスの監視及び測定	8.2.3 プロセスの監視測定	内容に差異なし	—
第四十九条 使用済燃料貯蔵事業者は、プロセスの監視測定を行う場合においては、当該プロセスの監視測定に見合う監視測定の方法を適用しなければならない。	—	第四十七条 原子力事業者等は、プロセスの監視測定を行う場合においては、当該プロセスの監視測定に見合う方法によらず、これを行わなければならない。	1 第1項に規定する「監視測定」の対象には、機器等及び保安活動に係る不適合についての弱点のある分野及び強化すべき分野等に関する情報を含む。 2 第1項に規定する「監視測定」の方法には、次の事項を含む。 ・監視測定の実施時期 ・監視測定の結果の分析及び評価の方法並びに時期	(1) 組織は、品質マネジメントシステムのプロセスの監視、及び適用可能な場合に行う測定には、Q-2-A2「セルフアセスメント実施マニュアル」に基づき、適切な方法を適用する。	(1) 組織は、プロセスの監視測定(対象には、機器等及び保安活動に係る不適合についての弱点のある分野及び強化すべき分野等に関する情報を含む。)を行う場合においては、当該プロセスの監視測定に見合う方法により、Q-2-A2「セルフアセスメント実施マニュアル」に基づき、これを行う。 監視測定の方法には、次の事項を含む。 a) 監視測定の実施時期 b) 監視測定の結果の分析及び評価の方法並びに時期	これまでも監視測定項目を設定し、プロセスの監視測定を行ってきた。 (弱点のある分野及び強化すべき分野等に関する情報については、改訂25に新規追加した。 また、これまでも監視測定の方法には、監視測定の実施時期、監視測定の結果の分析及び	Q-2-A2「セルフアセスメント実施マニュアル（改訂09）」 「9. 監視及び測定とデータの分析」 「表2 提供する情報及びデータ分析結果例」
—	—	2 原子力事業者等は、前項の監視測定の実施に当たり、保安活動の重	—		(2) 組織は、(1) の監視測定の実施に当たり、保安活動の重要度に応じて、保安活動指標を用いる。		—

品証規則		品管規則		Q-1-1 原子力品質保証規程			
使用済燃料貯蔵施設に係る使用済燃料貯蔵事業者の設計及び工事に係る品質管理の方法及びその検査のための組織の技術基準に関する規則		原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則		改訂 24 (2018年8月10日施行)	改訂 25 (2021年4月1日施行) (品管規則反映)	改訂 24 と改訂 25 との 差異に係る補足説明	差異要求に対応して いる二次マニュアル
本文	解釈	本文	解釈				
		要度に応じて、保安活動指標を用いなければならない。				評価の方法並びに時期は含まれていた。	
2 使用済燃料貯蔵事業者は、前項の監視及び測定の方法により、プロセスが第十二条第一項及び第二十五条第一項の計画に定める結果を得ることができることを実証しなければならない。	—	3 原子力事業者等は、第一項の方法により、プロセスが第十三条第一項及び第二十三条第一項の計画に定める結果を得ることができることを実証しなければならない。	—	(2) これらの方法は、プロセスが計画どおりの結果を達成する能力があることを実証するものとする。	(3) 組織は、(1)の方法により、プロセスが5.4.2(1)及び7.1(1)の計画に定めた結果を得ることができることを実証する。	内容に差異なし	—
—	—	4 原子力事業者等は、第一項の監視測定の結果に基づき、保安活動の改善のために、必要な措置を講じなければならない。	—	—	(4) 組織は、(1)の監視測定の結果に基づき、保安活動の改善のために、必要な措置を講じる。	これまでも、監視測定の結果に基づき改善を図ってきた。	「Q-2-A2セルフアセスメント実施マニュアル(改訂09)」 「9. 監視及び測定とデータの分析」
3 使用済燃料貯蔵事業者は、第十二条第一項及び第二十五条第一項の計画に定めた結果を得ることができない場合においては、個別業務等要求事項の適合性を確保するために、修正及び是正処置を適切に講じなければならない。	—	5 原子力事業者等は、第十三条第一項及び第二十三条第一項の計画に定めた結果を得ることができない場合又は当該結果を得ることができないおそれがある場合においては、個別業務等要求事項への適合性を確保するために、当該プロセスの問題を特定し、当該問題に対して適切な措置を講じなければならない。	—	(3) 計画どおりの結果が達成できない場合には、適切に、修正及び是正処置をとる。	(5) 組織は、5.4.2(1)及び7.1(1)の計画に定めた結果を得ることができない場合又は当該結果を得ることができないおそれがある場合においては、個別業務等要求事項への適合性を確保するために、当該プロセスの問題を特定し、当該問題に対して適切な措置を講じる。	内容に差異なし	—

品証規則		品管規則		Q-1-1 原子力品質保証規程			
使用済燃料貯蔵施設に係る使用済燃料貯蔵事業者の設計及び工事に係る品質管理の方法及びその検査のための組織の技術基準に関する規則		原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則		改訂 24 (2018年8月10日施行)	改訂 25 (2021年4月1日施行) (品管規則反映)	改訂 24 と改訂 25 との 差異に係る補足説明	差異要求に対応して いる二次マニュアル
本文	解釈	本文	解釈				
(使用済燃料貯蔵施設の検査試験)	—	(機器等の検査等)	(機器等の検査等)	8.2.4 検査及び試験	8. 2. 4 機器等の検査等	差異なし	—
第五十条 使用済燃料貯蔵事業者は、使用済燃料貯蔵施設が要求事項に適合していることを検証するために、使用済燃料貯蔵施設を検査及び試験しなければならない。 2 使用済燃料貯蔵事業者は、前項の検査試験を、個別業務計画及び第三十九条第一項第二号に規定する手順書に従って、個別業務の実施に係るプロセスの適切な段階において行わなければならない。	—	第四十八条 原子力事業者等は、機器等に係る要求事項への適合性を検証するために、個別業務計画に従って、個別業務の実施に係るプロセスの適切な段階において、使用前事業者検査等又は自主検査等を実施しなければならない。	—	(1)組織は、使用済燃料貯蔵施設の要求事項が満たされていることを検証するために、Q-2-I1「検査及び試験マニュアル」及びQ-2-S1「建設マニュアル」に基づき、使用済燃料貯蔵施設を検査及び試験する。検査及び試験は、業務の計画(7.1参照)に従って、適切な段階で実施する。検査及び試験の合否判定基準への適合の証拠を維持する(4.2.4参照)。	(1)組織は、機器等に係る要求事項への適合性を検証するために、個別業務計画に従って、個別業務の実施に係るプロセスの適切な段階において、Q-2-I1「検査マニュアル」に基づき、使用前事業者検査等又は自主検査等を実施する。	内容に差異なし	—
3 使用済燃料貯蔵事業者は、検査試験の適否決定基準への適合性の証拠となる検査試験の結果に係る記録等を作成し、これを管理しなければならない。	—	2 原子力事業者等は、使用前事業者検査等又は自主検査等の結果に係る記録を作成し、これを管理しなければならない。	1 第2項に規定する「使用前事業者検査等又は自主検査等の結果に係る記録」には、必要に応じ、検査において使用した試験体や計測機器等に関する記録を含む。		(2)組織は、使用前事業者検査等又は自主検査等の結果に係る記録(必要に応じ、検査において使用した試験体や計測機器等に関する記録を含む。)を作成し、これを管理する(4.2.4参照)。		
4 使用済燃料貯蔵事業者は、プロセスの次の段階に進むことの承認を行った者を特定する記録を作成し、これを管理しなければならない。	—	3 原子力事業者等は、プロセスの次の段階に進むことの承認を行った要員を特定することができる記録を作成し、これを管理しなければならない。	—	(3)リリース(次工程への引渡し)を正式に許可した人を記録する(4.2.4参照)。	(3)組織は、プロセスの次の段階に進むことの承認を行った要員を特定することができる記録を作成し、これを管理する(4.2.4参照)。	内容に差異なし	—

品証規則		品管規則		Q-1-1 原子力品質保証規程			
使用済燃料貯蔵施設に係る使用済燃料貯蔵事業者の設計及び工事に係る品質管理の方法及びその検査のための組織の技術基準に関する規則		原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則		改訂 24 (2018年8月10日施行)	改訂 25 (2021年4月1日施行) (品管規則反映)	改訂 24 と改訂 25 との 差異に係る補足説明	差異要求に対応して いる二次マニュアル
本文	解釈	本文	解釈				
5 使用済燃料貯蔵事業者は、個別業務計画に基づく検査試験を支障なく完了するまでは、プロセスの次の段階に進むことの承認をしてはならない。	—	4 原子力事業者等は、個別業務計画に基づく使用前事業者検査等又は自主検査等を支障なく完了するまでは、プロセスの次の段階に進むことの承認をしてはならない。ただし、当該承認の権限を持つ要員が、個別業務計画に定める手順により特に承認をする場合は、この限りではない。	—	(4) 業務の計画(7.1 参照)で決めた検査及び試験が完了するまでは、当該使用済燃料貯蔵施設を据え付けたり、操作したりしない。ただし、当該の権限をもつ者が承認したときは、この限りではない。	(4) 組織は、個別業務計画に基づく使用前事業者検査等又は自主検査等を支障なく完了するまでは、プロセスの次の段階に進むことの承認をしない。ただし、当該承認の権限をもつ要員が、個別業務計画(7.1 参照)に定める手順により特に承認をする場合は、この限りでない。	内容に差異なし	—
6 使用済燃料貯蔵事業者は、個別業務及び使用済燃料貯蔵施設の重要度に応じて検査試験を行う者を定めなければならない。この場合において、当該使用済燃料貯蔵事業者は検査試験を行う者の独立性を考慮しなければならない。	—	5 原子力事業者等は、保安活動の重要度に応じて、使用前事業者検査等の独立性(使用前事業者検査等を実施する要員をその対象となる機器等を所管する部門に属する要員と部門を異にする要員とすることその他の方法により、使用前事業者検査等の中立性及び信頼性が損なわれないことをいう。)を確保しなければならない。	2 第5項に規定する「使用前事業者検査等の独立性(使用前事業者検査等を実施する要員をその対象となる機器等を所管する部門に属する要員と部門を異にする要員とすることその他の方法により、使用前事業者検査等の中立性及び信頼性が損なわれないことをいう。)を確保」するに当たり、重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置が要求されていない原子力施設においては、当該使用前事業者検査等の対象となる機器等の工事(補修、取替え、改造等)又は点検に關与していない要員に使用前事業者検査等を実施させることができる。 3 第5項に規定する「部	(2) 検査及び試験要員の独立の程度を定める。	(5) 組織は、保安活動の重要度に応じて、使用前事業者検査等の独立性(使用済燃料貯蔵施設等を実施する要員をその対象となる機器等を所管する部門に属する要員と部門を異にする要員とすることその他の方法(当該使用前事業者検査等の対象となる機器等の工事(補修、取替え、改造等)又は点検に關与していない要員による使用前事業者検査等の実施)により、使用前事業者検査等の中立性及び信頼性が損なわれないこと(使用済燃料貯蔵施設等を実施する要員が、当該検査等に必要な力量を持ち、適正な判定を行うに当たり、何人からも不当な影響を受けることなく、当該検査等を実施できる状況にあることをいう。)をいう。)を確保する。	検査の独立性に関する記載は、設工認申請書に記載している。	設工認「IV 設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」 「3.5 使用前事業者検査の方法」 「3.5.5 使用前事業者検査の実施」

品証規則		品管規則		Q-1-1 原子力品質保証規程			
使用済燃料貯蔵施設に係る使用済燃料貯蔵事業者の設計及び工事に係る品質管理の方法及びその検査のための組織の技術基準に関する規則		原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則		改訂 24 (2018年8月10日施行)	改訂 25 (2021年4月1日施行) (品管規則反映)	改訂 24 と改訂 25 との 差異に係る補足説明	差異要求に対応して いる二次マニュアル
本文	解釈	本文	解釈				
			門を異にする要員とすること」とは、使用前事業者検査等を実施する要員と当該検査対象となる機器等を所管する部門に属する要員が、原子力施設の保安規定に規定する職務の内容に照らして、別の部門に所属していることをいう。 4 第5項に規定する「使用前事業者検査等の中立性及び信頼性が損なわれないこと」とは、使用前事業者検査等を実施する要員が、当該検査等に必要な力量を持ち、適正な判定を行うに当たり、何人からも不当な影響を受けることなく、当該検査等を実施できる状況にあることをいう。				
—	—	6 前項の規定は、自主検査等について準用する。この場合において、「部門を異にする要員」とあるのは「必要に応じて部門を異にする要員」と読み替えるものとする。	—	—	(6) 組織は、保安活動の重要度に応じて、自主検査等の独立性（自主検査等を実施する要員をその対象となる機器等を所管する部門に属する要員と必要に応じて部門を異にする要員とすることその他の方法により、自主検査等の中立性及び信頼性が損なわれないことをいう。）を確保する。	検査の独立性に関する記載は、設工認申請書に記載している。	設工認「IV 設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」 「3.5 使用前事業者検査の方法」 「3.5.5 使用前事業者検査の実施」
(不適合の管理)	—	(不適合の管理)	(不適合の管理)	8.3 不適合管理	8. 3 不適合の管理	内容に差異なし	—
第五十一条 使用済燃料貯蔵事業者は、要求事項に適合しない個別業務又は使用	—	第四十九条 原子力事業者等は、個別業務等要求事項に適合しない機器等が使用され、又は個別	1 第1項に規定する「当該機器等又は個別業務を特定し、これを管理しなければならない」とは、	(1) 組織は、業務・使用済燃料貯蔵施設に対する要求事項に適合しない状況が放置されることを防ぐために、それらを識別し、管理することを確実にする。	(1) 組織は、個別業務等要求事項に適合しない機器等が使用され、又は個別業務が実施されることがないよう、当該機器等又は個別業務を特	内容に差異なし	—

品証規則		品管規則		Q-1-1 原子力品質保証規程			
使用済燃料貯蔵施設に係る使用済燃料貯蔵事業者の設計及び工事に係る品質管理の方法及びその検査のための組織の技術基準に関する規則		原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則		改訂 24 (2018年8月10日施行)	改訂 25 (2021年4月1日施行) (品管規則反映)	改訂 24 と改訂 25 との 差異に係る補足説明	差異要求に対応して いる二次マニュアル
本文	解釈	本文	解釈				
済燃料貯蔵施設が放置されることを防ぐよう、当該個別業務又は使用済燃料貯蔵施設を識別し、これが管理されているようにしなければならない。		業務が実施されないこと がないよう、当該機器等 又は個別業務を特定し、 これを管理しなければならない。	不適合が確認された機器 等又は個別業務が識別さ れ、不適合が全て管理さ れていることをいう。		定し、これを管理する。		
2 使用済燃料貯蔵事業者は、不適合の処理に係る管理及びそれに関連する責任及び権限を手順書に定めなければならない。		2 原子力事業者等は、 不適合の処理に係る管 理並びにそれに関連す る責任及び権限を手順 書等に定めなければなら ない。	2 第2項に規定する「不 適合の処理に係る管理」 には、不適合を関連す る管理者に報告するこ とを含む。	(2) 不適合の処理に関する管理及びそれ に関連する責任及び権限を Q-2-N1「不 適合管理及び是正処置・予防処置マニ ュアル」に規定する。	(2) 組織は、不適合の処理に係る 管理(不適合を関連する管理者に報 告することを含む。)並びにそれ に関連する責任及び権限を Q-2-N1「不 適合等管理マニュアル」に定める。	これまでも、不適合は 管理者に報告してい る。	Q-2-N1「不適合管理 及び是正処置、予防 処置マニュアル(改 訂11)」 「8.2 役割」 「9.1 不適合管理」 Q-2-N1「不適合等 管理マニュアル(改 訂12)」 「8.2 役割」 「9.1 不適合管理」
3 使用済燃料貯蔵事業者は、次に掲げる方法のいずれかにより、不適合を処理しなければならない。	—	3 原子力事業者等は、 次に掲げる方法のい ずれかにより、不適合 を処理しなければならない。	—	(3) 該当する場合には、組織は、次の 一つ又はそれ以上の方法で、不適合を 処理する。	(3) 組織は、次に掲げる方法のい ずれかにより、不適合を処理する。	内容に差異なし	—
一 発見された不適合を除去するための措置を講ずること。	—	一 発見された不適合を 除去するための措置を 講ずること。	—	a) 検出された不適合を除去するた めの処置をとる。	a) 発見された不適合を除去するた めの措置を講ずる。	内容に差異なし	—
二 個別業務の実施、使用済燃料貯蔵施設の使用又はプロセスの次の段階に進むことの承認を行うこと(以下「特別採用」という。)	—	二 不適合について、あ らかじめ定められた手 順により原子力の安全 に及ぼす影響について 評価し、機器等の使用 又は個別業務の実施に ついての承認を行うこ と(以下「特別採用」と いう。)	—	b) 当該の権限をもつ者が、特別採用 によって、その使用、リリース、又は合格 と判定することを正式に許可する。	b) 不適合について、あらかじめ定 められた手順により原子力の安全に 及ぼす影響について評価し、機器等 の使用又は個別業務の実施について の承認を行う(以下「特別採用」と いう。)	内容に差異なし	—

品証規則		品管規則		Q-1-1 原子力品質保証規程			
使用済燃料貯蔵施設に係る使用済燃料貯蔵事業者の設計及び工事に係る品質管理の方法及びその検査のための組織の技術基準に関する規則		原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則		改訂 24 (2018年8月10日施行)	改訂 25 (2021年4月1日施行) (品管規則反映)	改訂 24 と改訂 25 との 差異に係る補足説明	差異要求に対応して いる二次マニュアル
本文	解釈	本文	解釈				
三 本来の意図された使用又は適用ができないようにするための措置を講ずること。	—	三 機器等の使用又は個別業務の実施ができないようにするための措置を講ずること。	—	c) 本来の意図された使用又は適用ができないような処置をとる。	c) 機器等の使用又は個別業務の実施ができないようにするための措置を講ずる。	内容に差異なし	—
四 個別業務の実施後に不適合を発見した場合においては、その不適合による影響又は起こり得る影響に対して適切な措置を講ずること。	—	四 機器等の使用又は個別業務の実施後に発見した不適合については、その不適合による影響又は起こり得る影響に応じて適切な措置を講ずること。	—	d) 外部への引渡し後又は業務の実施後に不適合が検出された場合には、その不適合による影響又は起こり得る影響に対して適切な処置をとる。	d) 機器等の使用又は個別業務の実施後に発見した不適合については、その不適合による影響又は起こり得る影響に応じて適切な措置を講ずる。	内容に差異なし	—
4 使用済燃料貯蔵事業者は、不適合の内容の記録及び当該不適合に対して講じた措置（特別採用を含む。）の記録を作成し、これを管理しなければならない。	—	4 原子力事業者等は、不適合の内容の記録及び当該不適合に対して講じた措置（特別採用を含む。）に係る記録を作成し、これを管理しなければならない。	—	(5) 不適合の性質の記録、及び不適合に対してとられた特別採用を含む処置の記録を維持する（4.2.4 参照）。	(4) 組織は、不適合の内容の記録及び当該不適合に対して講じた措置（特別採用を含む。）に係る記録を作成し、これを管理する（4.2.4 参照）。	内容に差異なし	—
5 使用済燃料貯蔵事業者は、不適合に対する修正を行った場合においては、修正後の個別業務等要求事項への適合性を実証するための再検証を行わなければならない。	—	5 原子力事業者等は、第三項第一号の措置を講じた場合においては、個別業務等要求事項への適合性を実証するための検証を行わなければならない。	—	(4) 不適合に修正を施した場合には、要求事項への適合を実証するための再検証を行う。	(5) 組織は、(3) a) の措置を講じた場合においては、個別業務等要求事項への適合性を実証するための検証を行う。	内容に差異なし	—
	—		—	(6) 組織は、使用済燃料貯蔵施設の建設活動及び事業開始後の保安の向上を図る観点から、 Q-2-N1「不適合管理及び是正処置・予防処置マニュアル」に定める公開基準に従い、不適合の内容の情報の公開を行う。	(6) 組織は、使用済燃料貯蔵施設の保安の向上を図る観点から、公開基準に従い不適合の内容を自ら管理するウェブサイトへ登録することにより、情報の公開を行う。	内容に差異なし	—

品証規則		品管規則		Q-1-1 原子力品質保証規程			
使用済燃料貯蔵施設に係る使用済燃料貯蔵事業者の設計及び工事に係る品質管理の方法及びその検査のための組織の技術基準に関する規則		原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則		改訂 24 (2018年8月10日施行)	改訂 25 (2021年4月1日施行) (品管規則反映)	改訂 24 と改訂 25 との 差異に係る補足説明	差異要求に対応して いる二次マニュアル
本文	解釈	本文	解釈				
(データの分析)	第52条(データの分析)	(データの分析及び評価)	(データの分析及び評価)	8.4 データの分析	8.4 データの分析及び評価	内容に差異なし	—
第五十二条 使用済燃料貯蔵事業者は、品質管理監督システムが適切かつ実効性のあるものであることを実証するため、及びその品質管理監督システムの実効性の改善の余地を評価するために、適切なデータ(監視測定の結果から得られたデータ及びそれ以外の関連情報源からのデータを含む。)を明確にし、収集し、及び分析しなければならない。	1 規則第52条第1項に規定する「適切かつ実効性」とは、JIS Q9001で使用されている「適切性及び有効性」に相当するものである。 2 規則第52条第1項に規定する「実効性の改善」とは、JIS Q9001で使用されている「有効性の継続的改善」に相当するものである。	第五十条 原子力事業者等は、品質マネジメントシステムが実効性のあるものであることを実証するため、及び当該品質マネジメントシステムの実効性の改善の必要性を評価するために、適切なデータ(監視測定の結果から得られたデータ及びそれ以外の関連情報源からのデータを含む。)を明確にし、収集し、及び分析しなければならない。	1 第1項に規定する「品質マネジメントシステムの実効性の改善」には、品質マネジメントシステムの実効性に関するデータ分析の結果、課題や問題が確認されたプロセスを抽出し、当該プロセスの改良、変更等を行い、品質マネジメントシステムの実効性を改善することを含む。	(1)組織は、品質マネジメントシステムの適切性及び有効性を実証するため、また、品質マネジメントシステムの有効性の継続的な改善の可能性を評価するために、Q-2-A2「セルフアセスメント実施マニュアル」に基づき、適切なデータを明確にし、それらのデータを収集し、分析する。この中には、監視及び測定の結果から得られたデータ並びにそれ以外の該当する情報源からのデータを含める。	(1)組織は、品質マネジメントシステムが実効性のあるものであることを実証するため、及び当該品質マネジメントシステムの実効性の改善(品質マネジメントシステムの実効性に関するデータ分析の結果、課題や問題が確認されたプロセスを抽出し、当該プロセスの改良、変更等を行い、品質マネジメントシステムの実効性を改善することを含む。)の必要性を評価するために、Q-2-A2「セルフアセスメント実施マニュアル」に基づき、適切なデータ(監視測定の結果から得られたデータ及びそれ以外の関連情報源からのデータを含む。)を明確にし、収集し、及び分析する。	これまでもデータ分析の結果、必要な改善点を抽出し、QMSの改善を図ってきた。	Q-2-A2「セルフアセスメント実施マニュアル(改訂09)」 「9. 監視及び測定とデータの分析」 「表2 提供する情報及びデータ分析結果例」
2 使用済燃料貯蔵事業者は、前項のデータの分析により、次に掲げる事項に係る情報を得なければならない。	—	2 原子力事業者等は、前項のデータの分析及びこれに基づく評価を行い、次に掲げる事項に係る情報を得なければならない。	—	(2)データの分析によって、次の事項に関連する情報を提供する。	(2)組織は、(1)のデータの分析及びこれに基づく評価を行い、次に掲げる事項に係る情報を得る。	内容に差異なし	—
一 第四十七条第二項の規定による方法により収集する使用済燃料貯蔵施設の外部の者からの意見	3 規則第52条第2項第1号に規定する「使用済燃料貯蔵施設の外部の者」とは、JIS Q9001で使用されている「顧客」に相当するものである。	一 組織の外部の者からの意見の傾向及び特徴その他分析により得られる知見	—	a)原子力安全の達成に関する外部の受けとめ方(8.2.1参照)	a)組織の外部の者からの意見の傾向及び特徴その他分析により得られる知見(8.2.1参照)	内容に差異なし	—
二 個別業務等要求事項への適合性	—	二 個別業務等要求事項への適合性	—	b)業務・使用済燃料貯蔵施設に対する要求事項への適合(8.2.3及び8.2.4参)	b)個別業務等要求事項への適合性(8.2.3及び8.2.4参照)	内容に差異なし	—

品証規則		品管規則		Q-1-1 原子力品質保証規程			
使用済燃料貯蔵施設に係る使用済燃料貯蔵事業者の設計及び工事に係る品質管理の方法及びその検査のための組織の技術基準に関する規則		原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則		改訂 24 (2018年8月10日施行)	改訂 25 (2021年4月1日施行) (品管規則反映)	改訂 24 と改訂 25 との 差異に係る補足説明	差異要求に対応して いる二次マニュアル
本文	解釈	本文	解釈				
三 プロセス、使用済燃料貯蔵施設の特性及び傾向（予防処置を行う端緒となるものを含む。）	—	三 機器等及びプロセスの特性及び傾向（是正処置を行う端緒となるものを含む。）	2 第2項第3号に規定する「是正処置を行う端緒」とは、不適合には至らない機器等及びプロセスの特性及び傾向から得られた情報に基づき、是正処置の必要性について検討する機会を得ることをいう。	照) c) 予防処置の機会を得ることを含む、プロセス及び使用済燃料貯蔵施設の、特性及び傾向（8.2.3及び8.2.4参照）	c) 機器等及びプロセスの特性及び傾向（是正処置を行う端緒となるものを含む。）（8.2.3及び8.2.4参照）	内容に差異なし	—
四 調達物品等の供給者の供給能力	—	四 調達物品等の供給者の供給能力		d) 供給者の能力（7.4参照）	d) 調達物品等の供給者の供給能力（7.4参照）	内容に差異なし	—
(改善)	第53条 (改善)	(継続的な改善)	(継続的な改善)	8.5 改善 8.5.1 継続的改善	8.5 改善 8.5.1 継続的な改善	内容に差異なし	—
第五十三条 使用済燃料貯蔵事業者は、その品質方針、品質目標、内部監査の結果、データの分析、是正処置、予防処置及び経営責任者照査の活用を通じて、品質管理監督システムの妥当性及び実効性を維持するために変更が必要な事項を全て明らかにするとともに、当該変更を実施しなければならない。	1 規則第53条に規定する「実効性を維持する」とは、JIS Q 9001で使用されている「有効性を継続的に改善する」に相当するものである。	第五十一条 原子力事業者等は、品質マネジメントシステムの継続的な改善を行うために、品質方針及び品質目標の設定、マネジメントレビュー及び内部監査の結果の活用、データの分析並びに是正処置及び未然防止処置の評価を通じて改善が必要な事項を明確にするとともに、当該改善の実施その他の措置を講じなければならない。	1 第51条に規定する「品質マネジメントシステムの継続的な改善」とは、品質マネジメントシステムの実効性を向上させるための継続的な活動をいう。	組織は、品質方針、品質目標、監査結果、データの分析、是正処置、予防処置及びマネジメントレビューを通じて、品質マネジメントシステムの有効性を継続的に改善する。	組織は、品質マネジメントシステムの継続的な改善を行うために、品質方針及び品質目標の設定、マネジメントレビュー及び内部監査の結果の活用、データの分析並びに是正処置及び未然防止処置の評価を通じて改善が必要な事項を明確にするとともに、当該改善の実施その他の措置を講じる。	内容に差異なし	—
(是正処置)	第54条 (是正処置)	(是正処置等)	(是正処置等)	8.5.2 是正処置	8.5.2 是正処置等	内容に差異なし	—
第五十四条 使用済燃料貯蔵事業者は、発見された不適合による影響に照らし、原適切な是正処置を講じなければならない。	1 規則第54条第1項に規定する「原子力の安全に影響を及ぼすもの」とは、「原適切な是正処置を講じなければならない。」	第五十二条 原子力事業者等は、個々の不適合その他の事象が原子力の安全に及ぼす影響に応じて、次に掲げるところにより、速やかに適切な	—	(1) 組織は、再発防止のため、Q-2-N1「不適合管理及び是正処置・予防処置マニュアル」に基づき、不適合の原因を除去する処置をとる。 (2) 是正処置は、検出された不適合のもつ影響に応じたものとする。	(1) 組織は、個々の不適合その他の事象が原子力の安全に及ぼす影響に応じて、Q-2-N1「不適合等管理マニュアル」に基づき、次に掲げるところにより、速やかに適切な是正処置を講じる。	内容に差異なし	—

品証規則		品管規則		Q-1-1 原子力品質保証規程			
使用済燃料貯蔵施設に係る使用済燃料貯蔵事業者の設計及び工事に係る品質管理の方法及びその検査のための組織の技術基準に関する規則		原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則		改訂 24 (2018年8月10日施行)	改訂 25 (2021年4月1日施行) (品管規則反映)	改訂 24 と改訂 25 との 差異に係る補足説明	差異要求に対応して いる二次マニュアル
本文	解釈	本文	解釈				
この場合において、原子力の安全に影響を及ぼすものについては、発生した根本的な原因を究明するために行う分析（以下「根本原因分析」という。）を、手順を確立した上で、行わなければならない。	て不適合を分類するものうち、重要度の高いもの」をいう。	是正処置を講じなければならない。					
2 使用済燃料貯蔵事業者は、次に掲げる要求事項を規定した是正処置手順書を作成しなければならない。	—	一 是正処置を講ずる必要性について、次に掲げる手順により評価を行うこと。	—	(3) 次の事項に関する要求事項（JEAC4111 附属書「根本原因分析に関する要求事項」を含む。）を Q-2-N1「不適合管理及び是正処置・予防処置マニュアル」に規定する。	a) 是正処置を講ずる必要性について次に掲げる手順により評価を行う。	内容に差異なし	—
一 不適合の照査 二 不適合の原因の明確化	—	イ 不適合その他の事象の分析及び当該不適合の原因の明確化	1 第1項第1号イに規定する「不適合その他の事象の分析」には、次の事項を含む。 ・情報の収集及び整理 ・技術的、人的及び組織的側面等の考慮 2 第1項第1号イに規定する「原因の明確化」には、必要に応じて、日常業務のマネジメントや安全文化の弱点のある分野及び強化すべき分野との関係を整理することを含む。	a) 不適合のレビュー	i) 不適合及びその他の事象の分析（情報の収集及び整理、並びに技術的、人的及び組織的側面等の考慮を含む。）及び当該不適合の原因の明確化（必要に応じて、日常業務のマネジメントや安全文化の弱点のある分野及び強化すべき分野との関係を整理することを含む。）	これまでも、不適合を分析、原因究明を実施した上で、類似性を考慮し、再発防止策の必要性の検討を実施してきた。 HTOの考慮や弱点のある分野及び強化すべき分野の関係性の整理については、改訂25において新規追加した。	Q-2-N1「不適合処置及び是正処置、予防処置マニュアル（改訂11）」 「9. 不適合管理及び是正処置、予防処置」 Q-2-N1「不適合等管理マニュアル（改訂12）」 「9. 不適合管理及び是正処置」
—	—	ロ 類似の不適合その他	—	b) 不適合の原因の特定	8. 5. 2 (1) a) i) に含む。		
—	—	—	—	—	ii) 類似の不適合その他の事象の		

品証規則		品管規則		Q-1-1 原子力品質保証規程			
使用済燃料貯蔵施設に係る使用済燃料貯蔵事業者の設計及び工事に係る品質管理の方法及びその検査のための組織の技術基準に関する規則		原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則		改訂 24 (2018年8月10日施行)	改訂 25 (2021年4月1日施行) (品管規則反映)	改訂 24 と改訂 25 との 差異に係る補足説明	差異要求に対応して いる二次マニュアル
本文	解釈	本文	解釈				
		の事象の有無又は当該類似の不適合その他の事象が発生する可能性の明確化			有無又は当該類似の不適合その他の事象が発生する可能性の明確化		
三 不適合が再発しないことを確保するための措置の必要性の評価 四 所要の是正処置（文書の更新を含む。）の明確化及び実施		二 必要な是正措置を明確にし、実施すること。	—	c) 不適合の再発防止を確実にするための処置の必要性の評価 d) 必要な処置の決定及び実施	b) 必要な是正処置を明確にし、実施する。	内容に差異なし	—
六 講じた是正処置及びその実効性についての照査	2 規則第54条第2項第6号に規定する「実効性」とは、JIS Q9001で使用されている「有効性」に相当するものである。	三 講じた全ての是正処置について、その実効性の評価を行うこと。	—	f) とった是正処置の有効性のレビュー	c) 講じた全ての是正処置の実効性の評価を行う。	内容に差異なし	—
—	—	四 必要に応じ、計画において決定した保安活動の改善のために講じた措置を変更すること。	—	—	d) 必要に応じ、計画において決定した保安活動の改善のために講じた措置を変更する。	これまでも、必要に応じ、計画等に変更すべき点があれば変更してきた	Q-2-N1「不適合処置及び是正処置、予防処置マニュアル（改訂11）」 「9. 不適合管理及び是正処置、予防処置」
—	—	五 必要に応じ、品質マネジメントシステムを変更すること。	—	—	e) 必要に応じ、品質マネジメントシステムを変更する。		Q-2-N1「不適合等管理マニュアル（改訂12）」 「9. 不適合管理及び是正処置」
第五十四条 使用済燃料貯蔵事業者は、発見された不適合による影響に照らし、適切な是正処置を講じなければならない。この場合	—	六 原子力の安全に及ぼす影響の程度が大きい不適合に関して、根本的な原因を究明するために行う分析の手順を確立し、実施すること。	3 第1項第6号に規定する「原子力の安全に及ぼす影響の程度が大きい不適合」には、単独の事象では原子力の安全に及ぼす影響の程度は小さいが、同様の事象が繰り返し発	—	f) 原子力の安全に及ぼす影響の程度が大きい不適合（単独の事象では原子力の安全に及ぼす影響の程度は小さいが、同様の事象が繰り返し発生することにより、原子力の安全に及ぼす影響の程度が増大するおそれのあるものを含む。）に関して、根	これまでも不適合の発生状況から、再発傾向のある現象・原因の有無を確認し、必要に応じてRCAを実施することとしてきた。	

品証規則		品管規則		Q-1-1 原子力品質保証規程			
使用済燃料貯蔵施設に係る使用済燃料貯蔵事業者の設計及び工事に係る品質管理の方法及びその検査のための組織の技術基準に関する規則		原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則		改訂 24 (2018年8月10日施行)	改訂 25 (2021年4月1日施行) (品管規則反映)	改訂 24 と改訂 25 との 差異に係る補足説明	差異要求に対応して いる二次マニュアル
本文	解釈	本文	解釈				
において、原子力の安全に影響を及ぼすものについては、発生した根本的な原因を究明するために行う分析（以下「根本原因分析」という。）を、手順を確立した上で、行わなければならない。			生することにより、原子力の安全に及ぼす影響の程度が増大するおそれのあるものを含む。		本的な原因を究明するために行う分析の手順をQ-2-N1「不適合等管理マニュアル」に定め、実施する。		
五 是正処置に関し調査を行った場合においては、その結果及び当該結果に基づき講じた是正処置の結果の記録	—	七 講じた全ての是正処置及びその結果の記録を作成し、これを管理すること。	—	e) とった処置の結果の記録(4.2.4参照)	g) 講じた全ての是正処置及びその結果の記録を作成し、これを管理する(4.2.4参照)。	内容に差異なし	—
—	—	2 原子力事業者等は、前項各号に掲げる事項について、手順書等に定めなければならない。	—	—	(2) 組織は、(1)に掲げる事項について、Q-2-N1「不適合等管理マニュアル」に定める。	これまでも二次マニュアルに定めてきた。	Q-2-N1「不適合処置及び是正処置、予防処置マニュアル(改訂11)」 「9. 不適合管理及び是正処置、予防処置」 Q-2-N1「不適合等管理マニュアル(改訂12)」 「9. 不適合管理及び是正処置」
第五十四条 使用済燃料貯蔵事業者は、発見された不適合による影響に照らし、適切な是正処置を講じなければならない。この場合において、原子力の安全に影響を及ぼすものについては、発生した		3 原子力事業者等は、手順書等に基づき、複数の不適合その他の事象に係る情報から類似する事象に係る情報を抽出し、その分析を行い、当該類似の事象に共通する原因を明確にした上で、適切な措置を講じ	4 第3項に規定する「適切な措置を講じなければならない」とは、第1項の規定のうち必要なものについて実施することをいう。	【再掲】 (3) 次の事項に関する要求事項(JEAC4111附属書「根本原因分析に関する要求事項」を含む。)をQ-2-N1「不適合管理及び是正処置・予防処置マニュアル」に規定する。	(3) 組織は、Q-2-N1「不適合等管理マニュアル」に基づき、複数の不適合その他の事象に係る情報から類似する事象に係る情報を抽出し、その分析を行い、当該類似の事象に共通する原因を明確にした上で、適切な措置を講じる。	これまでも当該類似の事象に共通する原因を明確にした上で、適切な措置を講じてきた。	Q-2-N1「不適合処置及び是正処置、予防処置マニュアル(改訂11)」 「9.5 不適合管理に関するプロセスの監視及び測定とデータ分析」

品証規則		品管規則		Q-1-1 原子力品質保証規程			
使用済燃料貯蔵施設に係る使用済燃料貯蔵事業者の設計及び工事に係る品質管理の方法及びその検査のための組織の技術基準に関する規則		原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則		改訂 24 (2018年8月10日施行)	改訂 25 (2021年4月1日施行) (品管規則反映)	改訂 24 と改訂 25 との 差異に係る補足説明	差異要求に対応して いる二次マニュアル
本文	解釈	本文	解釈				
根本的な原因を究明 するために行う分析 (以下「根本原因分 析」という。)を、手 順を確立した上で、行 わなければならない。		なければならない。					Q-2-N1「不適合等管 理マニュアル(改訂 12)」 「12. 不適合等管理 に関するプロセスの 監視及び測定とデー タ分析」
(予防処置)	第55条(予防処置)	(未然防止処置)	第53条(未然防止処置)	8.5.3 予防処置	8.5.3 未然防止処置	内容に差異なし	—
第五十五条 使用済 燃料貯蔵事業者は、 起こり得る問題の影 響に照らし、適切な 予防処置を明確にし て、これを講じなけ ればならない。この 場合において、自ら の使用済燃料貯蔵施 設における保安活動 の実施によって得ら れた知見のみならず 他の施設から得られ た知見を適切に反映 しなければならない。 2 使用済燃料貯蔵事 業者は、次に掲げる 要求事項(根本原因 分析に係る要求事項 を含む。)を定めた 予防処置手順書を作 成しなければならない。	1 規則第55条第 1項に規定する「保安 活動の実施によって 得られた知見」とは、 例えば、「不適合管理 及び是正処置に関す る活動を通して得ら れた知見の他、良好事 例から得られた知見」 をいう。 2 規則第55条第 1項に規定する「他の 施設から得られた知 見」とは、例えば、「他 の原子力施設を含め た他の施設で発生し た不適合に関する情 報の分析によって得 られた知見や他の組 織との共有によって 得た情報から得られ た知見」をいう。	第五十三条 原子力事業 者等は、原子力施設そ 他の施設の運転経験等 の知見を収集し、自らの 組織で起こり得る不適 合の重要性に応じて、次 に掲げるところにより、 適切な未然防止処置を 講じなければならない。	1 第1項に規定する「自 らの組織で起こり得る不 適合」には、原子力施設 その他の施設における不 適合その他の事象が自ら の施設で起こる可能性に ついて分析を行った結果、 特定した問題を含む。	(1)組織は、起こり得る不適合が発生す ることを防止するために、建設活動の実 施によって得られた知見及び他の施設か ら得られた知見(リサイクル燃料備蓄セ ンター技術協力会議で取り扱う技術情報 を含む。)の活用を含め、Q-2-N1「不適 合管理及び是正処置・予防処置マニユ アル」に基づき、その原因を除去する処 置を決める。この活用には、使用済燃料貯 蔵施設の建設活動及び事業開始後の保 安活動の実施によって得られた知見を他 の使用済燃料を貯蔵する者と共有するこ とを含む。 (2)予防処置は、起こり得る問題の影 響に応じたものとする。	(1)組織は、原子力施設その他の 施設の運転経験等の知見(ニューシ ア登録情報及びリサイクル燃料備蓄 センター技術協力会議で取り扱う技 術情報を含む。)を収集し、自らの 組織で起こり得る不適合(原子力施 設その他の施設における不適合その 他の事象が自らの施設で起こる可能 性について分析した結果、特定した 問題を含む。)の重要性に応じて、 次に掲げるところにより、適切な未 然防止処置を講じる。	不適合の未然防止につ いては、CAP活動を 反映したマニュアルを 整備の上、2020年7月 から運用開始してい る。これ以前も予防処 置として、同様に扱っ ている。	Q-2-N1「不適合処 置及び是正処置、予防 処置マニュアル(改 訂11)」 「9.4 事故・故障ト ラブル情報及び予防 処置情報に基づく予 防処置」 Q-2-N1「不適合等管 理マニュアル(改訂 12)」 「11. 未然防止処置 (原子力施設その 他の施設からの情報の 扱い)」
一 起こり得る不適合 及びその原因の明確 化	—	一 起こり得る不適合及 びその原因について調査 すること。	—	a) 起こり得る不適合及びその原因の特 定	a) 起こり得る不適合及びその原因 を調査する。	内容に差異なし	—

品証規則		品管規則		Q-1-1 原子力品質保証規程			
使用済燃料貯蔵施設に係る使用済燃料貯蔵事業者の設計及び工事に係る品質管理の方法及びその検査のための組織の技術基準に関する規則		原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則		改訂 24 (2018年8月10日施行)	改訂 25 (2021年4月1日施行) (品管規則反映)	改訂 24 と改訂 25 との 差異に係る補足説明	差異要求に対応して いる二次マニュアル
本文	解釈	本文	解釈				
二 予防処置の必要性の評価	—	二 未然防止処置を講ずる必要性について評価すること。	—	b) 不適合の発生を予防するための処置の必要性の評価	b) 未然防止処置を講ずる必要性について評価する。	内容に差異なし	—
三 所要の予防処置の明確化及び実施	—	三 必要な未然防止処置を明確にし、実施すること。	—	c) 必要な処置の決定及び実施	c) 必要な未然防止処置を明確にし、実施する	内容に差異なし	—
五 講じた予防処置及びその実効性についての照査	3 規則第55条第2項第5号に規定する「実効性」とは、JIS Q9001で使用されている「有効性」に相当するものである。	四 講じた全ての未然防止処置の実効性の評価を行うこと。	—	e) とった予防処置の有効性のレビュー	d) 講じた全ての未然防止処置の実効性の評価を行う。	内容に差異なし	—
四 予防処置に関し調査を行った場合においては、その結果及び当該結果に基づき講じた予防処置の結果の記録	—	五 講じた全ての未然防止処置及びその結果の記録を作成し、これを管理すること。	—	d) とった処置の結果の記録 (4.2.4 参照)	e) 講じた全ての未然防止処置の結果の記録を作成し、これを管理する (4.2.4 参照)。	内容に差異なし	—
2 使用済燃料貯蔵事業者は、次に掲げる要求事項 (根本原因分析に係る要求事項を含む。) を定めた予防処置手順書を作成しなければならない。	—	2 原子力事業者等は、前項各号に掲げる事項について、手順書等に定めなければならない。	—	(3) 次の事項に関する要求事項 (JEAC4111 附属書「根本原因分析に関する要求事項」を含む。) を Q-2-N1「不適合管理及び是正処置・予防処置マニュアル」に規定する。 a) 起こり得る不適合及びその原因の特定 b) 不適合の発生を予防するための処置の必要性の評価 c) 必要な処置の決定及び実施 d) とった処置の結果の記録 (4.2.4 参照) e) とった予防処置の有効性のレビュー	(2) 組織は、(1) に掲げる事項について、Q-2-N1「不適合等管理マニュアル」に定める。	内容に差異なし	—